

法 科 大 学 院  
シ ラ バ ス

平 成 24 年 度  
(2012 年度)

東 北 大 学 法 科 大 学 院  
(法 学 研 究 科 総 合 法 制 専 攻)

## 目

## 次

- ・ カリキュラム改革に伴う科目履修について
- ・ 東北大学法科大学院履修案内
- ・ 平成24(2012)年度法科大学院開講科目一覧  
【平成23年度法学未修入学者及び平成24年度入学者】
- ・ 平成24(2012)年度法科大学院開講科目一覧  
【平成22年度法学未修入学者及び平成23年度法学既修入学者】
- ・ 平成24(2012)年度法科大学院開講科目一覧  
【平成21年度以前入学者及び平成22年度既修入学者】
- ・ 平成24(2012)年度法科大学院授業日程
- ・ 平成24年度法科大学院前期・後期時間割表

# カリキュラム改革に伴う 科目履修について

## カリキュラム改革に伴う科目履修について

平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度に、それぞれカリキュラムが一部変更になっています。カリキュラム変更前の入学生（以下、旧カリ学生と称する）についても、カリキュラム変更後の入学生（以下、新カリ学生と称する）と同様に、新カリキュラムの科目（以下、新カリ科目と称する）を履修することができ、旧カリ学生が履修・単位修得した新カリ科目は成績表にも新カリ科目名によって記載されます。

旧カリキュラムの科目（以下、旧カリ科目と称する）は、旧カリ科目としてはもはや開講されませんが、新カリ科目は、旧カリ科目の内容を確保するものです。したがって新カリ科目は旧カリ科目と重複する内容を含んでいるので、旧カリ学生がすでに単位修得した科目について、その学生が新たに単位修得できない新カリ科目が一部に存在します。

以下の新旧対応表は、新カリ科目の変更があった部分の一覧表です。表の左側に記載された旧カリ科目をすでに旧カリ学生が単位修得していた場合は、それに対応する右側の新カリ科目を新たに単位修得することができません。

以下の表のうち、左側に旧カリ科目が記載されていない新カリ科目、すなわち旧カリ科目に内容が重複するものがない新カリ科目については、旧カリ学生も履修して単位修得することができます。

なお、平成 23 年度から 3 年生を対象に応用基幹科目を新たに開講しています。

### 新 旧 科 目 対 応 表

| 群          | 平成21年度<br>授業科目 | 平成22年度<br>授業科目 | 平成23年度<br>授業科目 | 平成24年度<br>授業科目 |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 実務基礎<br>科目 | 刑事事実認定論        | 刑事実務基礎演習       | 同左             | 同左             |

法 科 大 学 院  
履 修 案 内

# 東北大学法科大学院履修案内

## 第1章 総則

### 第1条 総則

東北大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）の課程の教育については、東北大学大学院通則（昭和28年11月26日制定。以下「通則」という。）、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）、東北大学大学院法学研究科規程（昭和30年1月1日制定。以下「法学研究科規程」という。）、東北大学法科大学院規程（平成16年4月1日制定）及び法科大学院履修内規（平成17年12月27日制定）に定めるところのほか、この履修案内による。

### 第2条 修業年限及び在学年限

- 1 法科大学院の修業年限は3年とする。ただし、総合運営調整教授会（以下「教授会」という。）が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）は、第2年次より履修を開始する。
- 2 同一年次の履修は、休学の場合を除き、2年を限度とする。
- 3 一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2年とする。
- 4 前項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者及び所定の授業科目の単位加重平均値を上回らない者は、除籍する。（平成21年度以前に入学した者及び平成22年度法学既修入学者にあつては平成22年4月1日施行附則2に注意）
- 5 通則第22条3項の休学期間については、原則として、各年次につき1年を超えることができない。

## 第2章 授業科目の履修

### 第3条 授業科目等

- 1 法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数、年次配当及び履修方法については、法科大学院履修内規による。
- 2 同一名称の授業科目は重複して履修することはできない。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが付されている授業科目は、同一名称の授業科目とはみなさない。

### 第4条 クラス指定及び履修制限

- 1 第1年次科目、基幹科目及び実務基礎科目のうちの必修科目、並びに、必要があると認められる授業科目の履修にあたっては、クラス指定を行うものとする。
- 2 演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、カリキュラム等委員会の承認を得て、履修制限をすることがある。

## 第5条 履修登録

- 1 法科大学院の各年次の授業科目を履修する者は、各年度当初における所定の手続きにより、履修登録をしなければならない。
- 2 履修登録をするには、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければならない。
- 3 第4条第2項に規定する履修制限または履修選抜のため当該授業科目を履修することができなくなった者は、カリキュラム等委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができる。
- 4 前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更を認めることができる（一定の期間については、別途これを学生に通知する。）。なお、履修登録の変更については、カリキュラム等委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがある。
- 5 前期の授業科目についての履修登録の変更については、後期の授業科目（通年の授業科目は除く。）に変更することもできる。なお、不合格となった前期授業科目も、履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算する。
- 6 履修登録は、履修登録の変更を経た場合を除き、これを取り消すことができない。試験を棄権あるいは放棄したときであっても、履修登録は取り消されない。
- 7 履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途これを定め、学生に通知する。

## 第6条 試験

- 1 試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限る。
- 2 授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験を認めないことがある。正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様とする。
- 3 試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間における筆記試験、口述試験、またはレポート試験により、これを行う。ただし、夏季授業期間の集中講義等は、この限りでない。
- 4 授業科目により、融合問題など、格別に試験（再度の試験を含む。）の必要のあるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、これを行うことがある。
- 5 やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については、別途に試験を行う。
- 6 試験に合格しなかった者（不合格者）のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験を行うことがある。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対し、後期において再度の試験を行うものとする。

## 第7条 成績

- 1 試験の成績は、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。その成績は、公表しない。（平成21年度以前に入学した者及び平成22年度法学既修入学者にあつては平成22年4月1日施行附則3に注意）

- 2 成績評価の客観的基準については、別途これを定め、学生に周知する。

#### 第8条 第2年次への進級及び再履修

- 1 第1年次科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第2年次に進級することはできない。第1年次科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も同様とする。
- 2 第2年次に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第1年次科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければならない、成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することができる。
- 3 前項により再履修する第1年次科目の前年度の成績は無効となる。
- 4 第2年次に進級できなかった翌年度における第1年次科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。(平成21年度以前に入学した者及び平成22年度法学既修入学者にあつては平成22年4月1日施行附則4に注意)

#### 第8条の2 第3年次への進級及び再履修

- 1 基幹科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第3年次に進級することはできない。基幹科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も同様とする。
- 2 第3年次に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した基幹科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければならない、成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することができる。
- 3 前項により再履修する基幹科目の前年度の成績は無効となる。
- 4 第3年次に進級できなかった翌年度における基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。(平成21年度以前に入学した者及び平成22年度法学既修入学者にあつては平成22年4月1日施行附則5に注意)

### 第3章 課程修了及び学位授与

#### 第9条 課程修了

- 1 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、法科大学院規程の定めるところにより、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、並びに、展開・先端科目16単位以上を含め、計96単位以上を修得しなければならない。(平成20年度以前に入学した者及び平成21年度法学既修入学者にあつては平成23年4月1日施行附則2に注意)(平成21年度に入学した者(法学既修者として入学した者を除く。))及び平成22年度法学既修入学者にあつては平成23年4月1日施行附則3に注意)
- 2 前項の規定において、法学既修入学者は、第1年次に在学して第1年次科目30単位を修得したものとみなす。

## 第10条 学位授与

東北大学法科大学院の課程を修了したものには、法務博士（専門職）の学位を授与する。

## 第4章 その他

## 第11条 オフィス・アワー制度

- 1 法科大学院は、学生の教育支援として、オフィス・アワー制度を実施する。
- 2 オフィス・アワー制度の実施については、別途これを定め、学生に周知する。

## 第12条 入学前の既修得単位認定

- 1 法科大学院規程第3条2項にかかわらず、当分の間、規程第3条による既修得単位として認定できる単位数は10単位までとする。
- 2 既修得単位として認定できる科目は法科大学院履修内規による展開・先端科目に属する科目のみとする。

## 第13条 エクスターンシップ

エクスターンシップの授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはならない。

## 第14条 守秘義務

学生は、授業等で知った個人の秘密及び個人情報について、在学中および在学を終えた後も、これを漏らしてはならない。

## 附 則

- 1 この履修案内は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した者及び平成19年度に法学既修者として入学する者については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（実務基礎科目は必修科目8単位と選択必修2単位以上、展開・先端科目は24単位以上選択必修）
- 3 平成18年度以前に入学した者で平成19年度に引き続き第1年次学生として在学する者にあつては、改正後の第8条第2項は適用されない。

## 附 則

- 1 この履修案内は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者及び平成22年度に法学既修者として入学する者の在学年限については、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年度以前に入学した者及び平成22年度に法学既修者として入学する者の成績評価については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成21年度以前に入学した者の第2年次への進級及び再履修については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による（進級要件は、第1年次科目の全てに合格することであり、再履修しなければならないのは前年度の第1年次科目のうちの不合格科目）。

- 5 平成 21 年度以前に入学した者及び平成 22 年度に法学既修者として入学する者の第 3 年次への進級及び再履修については、改正後の第 8 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による（進級要件は、基幹科目の全てに合格することであり、再履修しなければならないのは前年度の基幹科目のうちの不合格科目）。
- 6 平成 21 年度以前に入学した者及び平成 22 年度に法学既修者として入学する者の修了要件単位については、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による（実務基礎科目は必修科目 10 単位と選択必修 2 単位以上、展開・先端科目は 22 単位以上選択必修）。

#### 附 則

- 1 この履修案内は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した者及び平成 21 年度に法学既修者として入学した者の修了要件単位については、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による（実務基礎科目は 12 単位以上（内、10 単位必修）、展開・先端科目は 22 単位以上を修得しなければならない）。
- 3 平成 21 年度に入学した者（法学既修者として入学した者を除く。）及び平成 22 年度に法学既修者として入学した者の修了要件単位については、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、実務基礎科目は 12 単位以上（内、10 単位必修）、展開・先端科目は 18 単位以上を修得しなければならない。

# 法 科 大 学 院

## 開 講 科 目 一 覧

【平成 23 年度法学未修入学者及び平成 24 年度入学者】

平成24(2012)年度法科大学院開設授業科目一覧  
【平成23年度法学未修入学者と及び平成24年度入学者】

| 授業科目     | 単位 | 担当教員                           | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考         | 頁  |
|----------|----|--------------------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|------------|----|
|          |    |                                | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |            |    |
|          |    |                                | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |            |    |
| 第 1 年次科目 |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 憲法       | 4  | 中林准教授                          | ④                     |    |     |    |     |    | 必修         | 1  |
| 行政法      | 2  | 稲葉教授                           |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 3  |
| 民法Ⅰ      | 4  | 久保野教授<br>中原（太）准教               | ②                     | ②  |     |    |     |    | 必修         | 4  |
| 民法Ⅱ      | 4  | 米村准教授                          | ④                     |    |     |    |     |    | 必修         | 6  |
| 民法Ⅲ      | 4  | 久保野教授<br>早川（眞）講師               |                       | ④  |     |    |     |    | 必修         | 8  |
| 刑法       | 4  | 成瀬教授                           | ②                     | ②  |     |    |     |    | 必修         | 10 |
| 商法       | 4  | 吉原教授                           |                       | ④  |     |    |     |    | 必修         | 12 |
| 民事訴訟法    | 2  | 菱田講師                           |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 14 |
| 刑事訴訟法    | 2  | 佐藤（隆）教授                        |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 15 |
| 基幹科目     |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 実務公法     | 6  | 佐々木(弘)教授<br>中原(茂)教授            |                       |    | ④   | ②  |     |    | 必修<br>2クラス | 16 |
| 実務民事法    | 14 |                                |                       |    | ⑧   | ⑥  |     |    | 必修         | 19 |
| 民法分野     |    | 渡辺教授<br>信濃教授<br>久保野教授<br>米村准教授 |                       |    |     |    |     |    | 2クラス       |    |
| 商法分野     |    | 吉原教授<br>森田准教授                  |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 民事訴訟法分野  |    | 坂田教授<br>今井客員教授                 |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 実務刑事法    | 8  | 遠藤教授<br>成瀬教授<br>佐藤（隆）教授        |                       |    | ④   | ④  |     |    | 必修<br>2クラス | 24 |
| 応用基幹科目   |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 応用憲法     | 2  | 辻村教授                           |                       |    |     |    |     | ②  | 隔週         | 26 |
| 応用行政法    | 2  | 中原（茂）教授                        |                       |    |     |    | ②   |    |            | 27 |
| 応用民法     | 2  | 中原（太）准教授                       |                       |    |     |    | ②   |    | 隔週         | 28 |
| 応用刑法     | 2  | 成瀬教授                           |                       |    |     |    |     | ②  |            | 30 |
| 応用商法     | 2  | 吉原教授                           |                       |    |     |    |     | ②  |            | 31 |
| 応用民事訴訟法  | 2  | 坂田教授<br>内海准教授                  |                       |    |     |    | ②   |    |            | 32 |
| 応用刑事訴訟法  | 2  | 佐藤（隆）教授                        |                       |    |     |    |     | ②  |            | 33 |

| 授業科目                            | 単位 | 担当教員                         | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考                      | 頁                                    |    |
|---------------------------------|----|------------------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|-------------------------|--------------------------------------|----|
|                                 |    |                              | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |                         |                                      |    |
|                                 |    |                              | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |                         |                                      |    |
| 実務基礎科目                          |    |                              |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 法曹倫理                            | 2  | 官澤教授<br>中島教授<br>遠藤教授         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 必修<br>2クラス              | 34                                   |    |
| 民事要件事実基礎                        | 2  | 中島教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 必修<br>2クラス<br>通年隔週      | 35                                   |    |
| 民事・行政裁判演習                       | 3  | 信濃教授<br>佐々木(洋)講師             |                       |    |     |    |     | ②  | ①<br>必修<br>2クラス<br>後期隔週 | 36                                   |    |
| 刑事裁判演習                          | 3  | 遠藤教授<br>須田講師<br>伊藤講師<br>翠川講師 |                       |    |     |    |     | ③  | 必修<br>2クラス              | 37                                   |    |
| リーガル・クリニック                      | 2  | 官澤教授<br>関根客員教授               |                       |    |     | ②  |     | ②  | 各月                      | 38                                   |    |
| ローヤリング                          | 2  | 佐藤(裕)教授                      |                       |    |     | ②  |     | ②  | 2クラス                    | 39                                   |    |
| エクスターナシップ                       | 2  |                              |                       |    |     | ②  |     | ②  | 集中講義<br>10クラス           | 左記の<br>中から<br>4単位<br>以上を<br>選択必<br>修 | 41 |
| 官澤教授クラス(2)                      |    | 官澤教授                         |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 官澤教授・<br>佐藤(裕)クラス(2)            |    | 官澤教授<br>佐藤(裕)教授              |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 官澤教授・<br>伊東講師クラス(2)             |    | 官澤教授<br>伊東講師                 |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 官澤教授・<br>内田講師クラス(1)             |    | 官澤教授<br>内田講師                 |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 官澤教授・<br>佐々木講師クラス(1)            |    | 官澤教授<br>佐々木(洋)講師             |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 官澤教授・<br>河井講師・藤田(浩)<br>講師クラス(1) |    | 官澤教授<br>河井講師<br>藤田(浩)講師      |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 官澤教授・<br>黒田講師クラス(1)             |    | 官澤教授<br>黒田講師                 |                       |    |     |    |     |    |                         |                                      |    |
| 模擬裁判                            | 2  | 遠藤教授<br>廣瀬講師<br>翠川講師         |                       |    |     |    |     |    | ②                       |                                      | 43 |
| リーガル・リサーチ                       | 2  | 金谷准教授<br>樺島教授                | ②                     |    |     | ②  |     |    |                         |                                      | 44 |
| 民事法発展演習                         | 2  |                              |                       |    |     |    |     |    | 3クラス                    |                                      | 46 |
| 信濃教授・<br>中島教授クラス                |    | 信濃教授<br>中島教授                 |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         |                                      |    |
| 佐藤(裕)教授クラス                      |    | 佐藤(裕)教授                      |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |                                      |    |
| 石井講師クラス                         | 2  | 石井客員教授                       |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |                                      | 49 |
| 刑事実務基礎演習                        | 2  | 遠藤教授                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |                                      | 50 |
| 刑事実務演習Ⅰ                         | 2  | 田子講師                         |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         |                                      | 51 |
| 刑事実務演習Ⅱ                         | 2  | 遠藤教授                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |                                      | 53 |
| 刑事実務演習Ⅲ                         | 2  | 田子講師                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |                                      | 54 |

| 授業科目            | 単位 | 担当教員             | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考   | 頁   |
|-----------------|----|------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|------|-----|
|                 |    |                  | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |      |     |
|                 |    |                  | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |      |     |
| 基礎法・隣接科目        |    |                  |                       |    |     |    |     |    |      |     |
| 日本法曹史演習         | 2  | 坂本（忠）教授          |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 56  |
| 実務法理学Ⅰ          | 2  | 樺島教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 57  |
| 実務法理学Ⅱ          | 2  | 樺島教授             |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 58  |
| ヨーロッパ法(EU法)     | 2  | 中村講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 59  |
| 現代アメリカの法と社会     | 2  | 安部講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 60  |
| 法と経済学           | 2  | 森田准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 61  |
| 外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)  | 2  | 樺島教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔週   | 62  |
| 外国法文献研究Ⅲ(フランス法) | 2  | 高准教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 63  |
| 展開・先端科目         |    |                  |                       |    |     |    |     |    |      |     |
| 環境法Ⅰ ※          | 2  | 北村講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 68  |
| 環境法Ⅱ ※          | 2  | 大塚講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 69  |
| 租税法基礎 ※         | 2  | 澁谷教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 70  |
| 実務租税法 ※         | 2  | 瀧本講師             |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 72  |
| 医事法             | 2  | 米村准教授<br>水野教授    |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔年   | 74  |
| 金融商品取引法         | 2  | 吉原教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔年   | 75  |
| 経済法Ⅰ ※          | 2  | 滝澤准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 77  |
| 経済法Ⅱ ※          | 2  | 滝澤准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 78  |
| 企業法務演習Ⅰ         | 2  | 関根客員教授           |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔週   | 80  |
| 企業法務演習Ⅱ         | 2  | 丸茂講師             |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔週   | 82  |
| 商取引法演習          | 2  | 清水准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 83  |
| 民事執行・保全法        | 2  | 坂田教授             |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 84  |
| 倒産法 ※           | 2  | 河崎准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 85  |
| 応用倒産法 ※         | 2  | 河崎准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 86  |
| 実務労働法Ⅰ ※        | 2  | 原講師              |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 88  |
| 実務労働法Ⅱ ※        | 2  | 桑村准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 89  |
| 社会保障法           | 2  | 嵩准教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 90  |
| 知的財産法Ⅰ ※        | 2  | 蘆立准教授<br>千壽教授    |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 92  |
| 知的財産法Ⅱ ※        | 2  | 蘆立准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 93  |
| 知的財産法発展 ※       | 2  | 蘆立准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 94  |
| 少年法・刑事政策        | 2  | 廣瀬講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 100 |
| 国際法発展 ※         | 2  | 植木教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |      | 102 |
| 国際法発展演習 ※       | 2  | 植木教授             |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 103 |
| 国際人権・刑事法        | 2  | 坂本（一）講師          |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔週   | 104 |
| トランスナショナル情報法    | 2  | 金谷准教授<br>早川（眞）講師 |                       |    |     | ②  |     | ②  |      | 106 |
| 実務国際私法Ⅰ ※       | 2  | 早川（吉）講師          |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 107 |
| 実務国際私法Ⅱ ※       | 2  | 早川（吉）講師          |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義 | 108 |
| ジェンダーと法演習       | 2  | 辻村教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔週   | 109 |
| リサーチペーパー        | 2  | 各指導教員            |                       |    |     |    | ②   |    |      | 110 |

※は司法試験選択科目対応

注）「西洋法曹史」、「金融法」については隔年開講のため、24年度は開講しない。

注）「実務外国法」、「外国法文献研究Ⅰ（英米法）」については、25年度に開講する。

法 科 大 学 院

開 講 科 目 一 覧

【平成 22 年度法学未修入学者及び平成 23 年度法学既修入学者】

平成24(2012)年度法科大学院開設授業科目一覧  
【平成22年度法学未修入学者及び平成23年度法学既修入学者】

| 授業科目     | 単位 | 担当教員                           | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考         | 頁  |
|----------|----|--------------------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|------------|----|
|          |    |                                | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |            |    |
|          |    |                                | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |            |    |
| 第 1 年次科目 |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 憲法       | 4  | 中林准教授                          | ④                     |    |     |    |     |    | 必修         | 1  |
| 行政法      | 2  | 稲葉教授                           |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 3  |
| 民法Ⅰ      | 4  | 久保野教授<br>中原（太）准教               | ②                     | ②  |     |    |     |    | 必修         | 4  |
| 民法Ⅱ      | 4  | 米村准教授                          | ④                     |    |     |    |     |    | 必修         | 6  |
| 民法Ⅲ      | 4  | 久保野教授<br>早川（眞）講師               |                       | ④  |     |    |     |    | 必修         | 8  |
| 刑法       | 4  | 成瀬教授                           | ②                     | ②  |     |    |     |    | 必修         | 10 |
| 商法       | 4  | 吉原教授                           |                       | ④  |     |    |     |    | 必修         | 12 |
| 民事訴訟法    | 2  | 菱田講師                           |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 14 |
| 刑事訴訟法    | 2  | 佐藤（隆）教授                        |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 15 |
| 基幹科目     |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 実務公法     | 6  | 佐々木(弘)教授<br>中原(茂)教授            |                       |    | ④   | ②  |     |    | 必修<br>2クラス | 16 |
| 実務民事法    | 14 |                                |                       |    | ⑧   | ⑥  |     |    | 必修         | 19 |
| 民法分野     |    | 渡辺教授<br>信濃教授<br>久保野教授<br>米村准教授 |                       |    |     |    |     |    | 2クラス       |    |
| 商法分野     |    | 吉原教授<br>森田准教授                  |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 民事訴訟法分野  |    | 坂田教授<br>今井客員教授                 |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 実務刑事法    | 8  | 遠藤教授<br>成瀬教授<br>佐藤（隆）教授        |                       |    | ④   | ④  |     |    | 必修<br>2クラス | 24 |
| 応用基幹科目   |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 応用憲法     | 2  | 辻村教授                           |                       |    |     |    |     | ②  | 隔週         | 26 |
| 応用行政法    | 2  | 中原（茂）教授                        |                       |    |     |    | ②   |    |            | 27 |
| 応用民法     | 2  | 中原（太）准教授                       |                       |    |     |    | ②   |    | 隔週         | 28 |
| 応用刑法     | 2  | 成瀬教授                           |                       |    |     |    |     | ②  |            | 30 |
| 応用商法     | 2  | 吉原教授                           |                       |    |     |    |     | ②  |            | 31 |
| 応用民事訴訟法  | 2  | 坂田教授<br>内海准教授                  |                       |    |     |    | ②   |    |            | 32 |
| 応用刑事訴訟法  | 2  | 佐藤（隆）教授                        |                       |    |     |    |     | ②  |            | 33 |

| 授業科目                            | 単位 | 担当教員                         | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考                      | 頁  |    |
|---------------------------------|----|------------------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|-------------------------|----|----|
|                                 |    |                              | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |                         |    |    |
|                                 |    |                              | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |                         |    |    |
| 実務基礎科目                          |    |                              |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 法曹倫理                            | 2  | 官澤教授<br>中島教授<br>遠藤教授         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 必修<br>2クラス              | 34 |    |
| 民事要件事実基礎                        | 2  | 中島教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 必修<br>2クラス<br>通年隔週      | 35 |    |
| 民事・行政裁判演習                       | 3  | 信濃教授<br>佐々木(洋)講師             |                       |    |     |    |     | ②  | ①<br>必修<br>2クラス<br>後期隔週 | 36 |    |
| 刑事裁判演習                          | 3  | 遠藤教授<br>須田講師<br>伊藤講師<br>翠川講師 |                       |    |     |    |     | ③  | 必修<br>2クラス              | 37 |    |
| リーガル・リサーチ                       | 2  | 金谷准教授<br>樺島教授                | ②                     |    |     | ②  |     |    |                         | 44 |    |
| リーガル・クリニック                      | 2  | 官澤教授<br>関根客員教授               |                       |    |     | ②  |     | ②  | 各月                      | 38 |    |
| ローヤリング                          | 2  | 佐藤(裕)教授                      |                       |    |     | ②  |     | ②  | 2クラス                    | 39 |    |
| エクスターンシップ                       | 2  |                              |                       |    |     | ②  |     | ②  | 集中講義<br>10クラス           | 41 |    |
| 官澤教授クラス(2)                      |    | 官澤教授                         |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 官澤教授・<br>佐藤(裕)クラス(2)            |    | 官澤教授<br>佐藤(裕)教授              |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 官澤教授・<br>伊東講師クラス(2)             |    | 官澤教授<br>伊東講師                 |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 官澤教授・<br>内田講師クラス(1)             |    | 官澤教授<br>内田講師                 |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 官澤教授・<br>佐々木講師クラス(1)            |    | 官澤教授<br>佐々木(洋)講師             |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 官澤教授・<br>河井講師・藤田(浩)<br>講師クラス(1) |    | 官澤教授<br>河井講師<br>藤田(浩)講師      |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 官澤教授・<br>黒田講師クラス(1)             |    | 官澤教授<br>黒田講師                 |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 模擬裁判                            | 2  | 遠藤教授<br>廣瀬講師<br>翠川講師         |                       |    |     |    |     | ②  |                         |    | 43 |
| 民事法発展演習                         | 2  |                              |                       |    |     |    |     |    | 3クラス                    | 46 |    |
| 信濃教授・<br>中島教授クラス                |    | 信濃教授<br>中島教授                 |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         |    |    |
| 佐藤(裕)教授クラス                      |    | 佐藤(裕)教授                      |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |    | 47 |
| 石井講師クラス                         | 2  | 石井客員教授                       |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       |    | 49 |
| 刑事実務基礎演習                        | 2  | 遠藤教授                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       | 50 |    |
| 刑事実務演習Ⅰ                         | 2  | 田子講師                         |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         | 51 |    |
| 刑事実務演習Ⅱ                         | 2  | 遠藤教授                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       | 53 |    |
| 刑事実務演習Ⅲ                         | 2  | 田子講師                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       | 54 |    |
| 基礎法・隣接科目                        |    |                              |                       |    |     |    |     |    |                         |    |    |
| 日本法曹史演習                         | 2  | 坂本(忠)教授                      |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         | 56 |    |
| 実務法理学Ⅰ                          | 2  | 樺島教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         | 57 |    |
| 実務法理学Ⅱ                          | 2  | 樺島教授                         |                       |    |     |    | ②   |    | ②                       | 58 |    |
| ヨーロッパ法(EU法)                     | 2  | 中村講師                         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 集中講義                    | 59 |    |
| 現代アメリカの法と社会                     | 2  | 安部講師                         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 集中講義                    | 60 |    |
| 法と経済学                           | 2  | 森田准教授                        |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         | 61 |    |
| 外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)                  | 2  | 樺島教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔週                      | 62 |    |
| 外国法文献研究Ⅲ(フランス法)                 | 2  | 嵩准教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  |                         | 63 |    |

| 授業科目         | 単位 | 担当教員             | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考        | 頁   |
|--------------|----|------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|-----------|-----|
|              |    |                  | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |           |     |
|              |    |                  | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |           |     |
| 展開・先端科目      |    |                  |                       |    |     |    |     |    |           |     |
| 環境法Ⅰ ※       | 2  | 北村講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 68  |
| 環境法Ⅱ ※       | 2  | 大塚講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義      | 69  |
| 租税法基礎 ※      | 2  | 澁谷教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 70  |
| 実務租税法 ※      | 2  | 瀧本講師             |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 72  |
| 医事法          | 2  | 米村准教授<br>水野教授    |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔年        | 74  |
| 金融商品取引法      | 2  | 吉原教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔年        | 75  |
| 経済法Ⅰ ※       | 2  | 滝澤准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 77  |
| 経済法Ⅱ ※       | 2  | 滝澤准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 78  |
| 企業法務演習Ⅰ      | 2  | 関根客員教授           |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔週        | 80  |
| 企業法務演習Ⅱ      | 2  | 丸茂講師             |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔週        | 82  |
| 商取引法演習       | 2  | 清水准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 83  |
| 民事執行・保全法     | 2  | 坂田教授             |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 84  |
| 倒産法 ※        | 2  | 河崎准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 85  |
| 応用倒産法 ※      | 2  | 河崎准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 86  |
| 国際民事訴訟法発展    | 2  | 芳賀講師             |                       |    |     |    | ②   |    | 集中講義 L3のみ | 87  |
| 実務労働法Ⅰ ※     | 2  | 原講師              |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義      | 88  |
| 実務労働法Ⅱ ※     | 2  | 桑村准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 89  |
| 社会保障法        | 2  | 嵩准教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 90  |
| 知的財産法Ⅰ ※     | 2  | 蘆立准教授<br>千壽教授    |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 92  |
| 知的財産法Ⅱ ※     | 2  | 蘆立准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 93  |
| 知的財産法発展 ※    | 2  | 蘆立准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 94  |
| 少年法・刑事政策     | 2  | 廣瀬講師             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義      | 100 |
| 国際法発展 ※      | 2  | 植木教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    |           | 102 |
| 国際法発展演習 ※    | 2  | 植木教授             |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 103 |
| 国際人権・刑事法     | 2  | 坂本（一）講師          |                       |    |     | ②  |     | ②  | 隔週        | 104 |
| トランスナショナル情報法 | 2  | 金谷准教授<br>早川（眞）講師 |                       |    |     | ②  |     | ②  |           | 106 |
| 実務国際私法Ⅰ ※    | 2  | 早川（吉）講師          |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義      | 107 |
| 実務国際私法Ⅱ ※    | 2  | 早川（吉）講師          |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義      | 108 |
| ジェンダーと法演習    | 2  | 辻村教授             |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔週        | 109 |
| リサーチペーパー     | 2  | 各指導教員            |                       |    |     |    | ②   |    |           | 110 |

※は司法試験選択科目対応

注）「西洋法曹史」、「金融法」については隔年開講のため、24年度は開講しない。

注）「実務外国法」、「外国法文献研究Ⅰ（英米法）」については、25年度に開講する。

法 科 大 学 院

開 講 科 目 一 覧

【平成 21 年度以前入学者及び平成 22 年度既修入学者】

平成24(2012)年度法科大学院開設授業科目一覧  
【平成21年度以前入学者及び平成22年度法学既修入学者】

| 授業科目                                                                    | 単位 | 担当教員                           | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考         | 頁  |
|-------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|------------|----|
|                                                                         |    |                                | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |            |    |
|                                                                         |    |                                | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |            |    |
| 第 1 年次科目                                                                |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 憲法                                                                      | 4  | 中林准教授                          | ④                     |    |     |    |     |    | 必修         | 1  |
| 行政法                                                                     | 2  | 稲葉教授                           |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 3  |
| 民法Ⅰ                                                                     | 4  | 久保野教授<br>中原（太）准教               | ②                     | ②  |     |    |     |    | 必修         | 4  |
| 民法Ⅱ                                                                     | 4  | 米村准教授                          | ④                     |    |     |    |     |    | 必修         | 6  |
| 民法Ⅲ                                                                     | 4  | 久保野教授<br>早川（眞）講師               |                       | ④  |     |    |     |    | 必修         | 8  |
| 刑法                                                                      | 4  | 成瀬教授                           | ②                     | ②  |     |    |     |    | 必修         | 10 |
| 商法                                                                      | 4  | 吉原教授                           |                       | ④  |     |    |     |    | 必修         | 12 |
| 民事訴訟法                                                                   | 2  | 菱田講師                           |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 14 |
| 刑事訴訟法                                                                   | 2  | 佐藤（隆）教授                        |                       | ②  |     |    |     |    | 必修         | 15 |
| 基幹科目                                                                    |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 実務民事法                                                                   | 14 |                                |                       |    | ⑧   | ⑥  |     |    | 必修         | 19 |
| 民法分野                                                                    |    | 渡辺教授<br>信濃教授<br>久保野教授<br>米村准教授 |                       |    |     |    |     |    | 2クラス       |    |
| 商法分野                                                                    |    | 吉原教授<br>森田准教授                  |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 民事訴訟法分野                                                                 |    | 坂田教授<br>今井客員教授                 |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 実務刑事法                                                                   | 8  | 遠藤教授<br>成瀬教授<br>佐藤（隆）教授        |                       |    | ④   | ④  |     |    | 必修<br>2クラス | 24 |
| 実務公法                                                                    | 6  | 佐々木(弘)教授<br>中原(茂)教授            |                       |    | ④   | ②  |     |    | 必修<br>2クラス | 16 |
| 応用基幹科目 ※学籍番号について、A8JM3000～、A9JM2000～、の者は応用基幹科目を修了要件に含めることはできない。自由聴講となる。 |    |                                |                       |    |     |    |     |    |            |    |
| 応用憲法                                                                    | 2  | 辻村教授                           |                       |    |     |    | ②   |    | 隔週         | 26 |
| 応用行政法                                                                   | 2  | 中原（茂）教授                        |                       |    |     |    | ②   |    |            | 27 |
| 応用民法                                                                    | 2  | 中原（太）准教授                       |                       |    |     |    | ②   |    | 隔週         | 28 |
| 応用刑法                                                                    | 2  | 成瀬教授                           |                       |    |     |    |     | ②  |            | 30 |
| 応用商法                                                                    | 2  | 吉原教授                           |                       |    |     |    |     | ②  |            | 31 |
| 応用民事訴訟法                                                                 | 2  | 坂田教授<br>内海准教授                  |                       |    |     |    | ②   |    |            | 32 |
| 応用刑事訴訟法                                                                 | 2  | 佐藤（隆）教授                        |                       |    |     |    |     | ②  |            | 33 |

| 授業科目                            | 単位 | 担当教員                         | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |    | 備考                 | 頁  |
|---------------------------------|----|------------------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|----|--------------------|----|
|                                 |    |                              | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |    |                    |    |
|                                 |    |                              | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期 |                    |    |
| 実務基礎科目                          |    |                              |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 法曹倫理                            | 2  | 官澤教授<br>中島教授<br>遠藤教授         |                       |    | ②   |    | ②   |    | 必修<br>2クラス         | 34 |
| 民事・行政裁判演習                       | 3  | 信濃教授<br>佐々木(洋)講師             |                       |    |     |    | ②   | ①  | 必修<br>2クラス<br>後期隔週 | 36 |
| 刑事裁判演習                          | 3  | 遠藤教授<br>須田講師<br>伊藤講師<br>翠川講師 |                       |    |     |    | ③   |    | 必修<br>2クラス         | 37 |
| 民事要件事実基礎                        | 2  | 中島教授                         |                       |    | ②   |    | ②   |    | 必修<br>2クラス<br>通年隔週 | 35 |
| 刑事実務基礎演習                        | 2  | 遠藤教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  |                    | 50 |
| リーガル・リサーチ                       | 2  | 金谷准教授<br>樺島教授                | ②                     |    | ②   |    |     |    |                    | 44 |
| リーガル・クリニック                      | 2  | 官澤教授<br>関根客員教授               |                       |    | ②   |    | ②   |    | 各月                 | 38 |
| ローヤリング                          | 2  | 佐藤(裕)教授                      |                       |    | ②   |    | ②   |    | 2クラス               | 39 |
| エクスターンシップ                       | 2  |                              |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義               | 41 |
| 官澤教授クラス(2)                      |    | 官澤教授                         |                       |    |     |    |     |    | 10クラス              |    |
| 官澤教授・<br>佐藤(裕)クラス(2)            |    | 官澤教授<br>佐藤(裕)教授              |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 官澤教授・<br>伊東講師クラス(2)             |    | 官澤教授<br>伊東講師                 |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 官澤教授・<br>内田講師クラス(1)             |    | 官澤教授<br>内田講師                 |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 官澤教授・<br>佐々木講師クラス(1)            |    | 官澤教授<br>佐々木(洋)講師             |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 官澤教授・<br>河井講師・藤田(浩)<br>講師クラス(1) |    | 官澤教授<br>河井講師<br>藤田(浩)講師      |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 官澤教授・<br>黒田講師クラス(1)             |    | 官澤教授<br>黒田講師                 |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 模擬裁判                            | 2  | 遠藤教授<br>廣瀬講師<br>翠川講師         |                       |    |     |    |     | ②  |                    | 43 |
| 基礎法・隣接科目                        |    |                              |                       |    |     |    |     |    |                    |    |
| 日本法曹史演習                         | 2  | 坂本(忠)教授                      |                       |    | ②   |    | ②   |    |                    | 56 |
| 実務法理学Ⅰ                          | 2  | 樺島教授                         |                       |    | ②   |    | ②   |    |                    | 57 |
| 実務法理学Ⅱ                          | 2  | 樺島教授                         |                       |    |     | ②  |     | ②  |                    | 58 |
| ヨーロッパ法(EU法)                     | 2  | 中村講師                         |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義               | 59 |
| 現代アメリカの法と社会                     | 2  | 安部講師                         |                       |    | ②   |    | ②   |    | 集中講義               | 60 |
| 法と経済学                           | 2  | 森田准教授                        |                       |    | ②   |    | ②   |    |                    | 61 |
| 外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)                  | 2  | 樺島教授                         |                       |    | ②   |    | ②   |    | 隔週                 | 62 |
| 外国法文献研究Ⅲ(フランス法)                 | 2  | 嵩准教授                         |                       |    | ②   |    | ②   |    |                    | 63 |

| 授業科目             | 単位 | 担当教員             | 配当学年及び学期<br>(毎週授業時間数) |    |     |    |     |      | 備考        | 頁   |
|------------------|----|------------------|-----------------------|----|-----|----|-----|------|-----------|-----|
|                  |    |                  | L1年                   |    | L2年 |    | L3年 |      |           |     |
|                  |    |                  | 前期                    | 後期 | 前期  | 後期 | 前期  | 後期   |           |     |
| 展開・先端科目          |    |                  |                       |    |     |    |     |      |           |     |
| 民事法発展演習          | 2  |                  |                       |    |     |    |     | 3クラス |           |     |
| 信濃教授・<br>中島教授クラス |    | 信濃教授<br>中島教授     |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 64  |
| 佐藤(裕)教授クラス       |    | 佐藤(裕)教授          |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 65  |
| 石井講師クラス          | 2  | 石井客員教授           |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 67  |
| 環境法Ⅰ ※           | 2  | 北村講師             |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 68  |
| 環境法Ⅱ ※           | 2  | 大塚講師             |                       |    | ②   |    | ②   |      | 集中講義      | 69  |
| 租税法基礎 ※          | 2  | 澁谷教授             |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 70  |
| 実務租税法 ※          | 2  | 瀧本講師             |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 72  |
| 医事法              | 2  | 米村准教授<br>水野教授    |                       |    |     | ②  |     | ②    | 隔年        | 74  |
| 金融商品取引法          | 2  | 吉原教授             |                       |    | ②   |    | ②   |      | 隔年        | 75  |
| 経済法Ⅰ ※           | 2  | 滝澤准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 77  |
| 経済法Ⅱ ※           | 2  | 滝澤准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 78  |
| 企業法務演習Ⅰ          | 2  | 関根客員教授           |                       |    | ②   |    | ②   |      | 隔週        | 80  |
| 企業法務演習Ⅱ          | 2  | 丸茂講師             |                       |    |     | ②  |     | ②    | 隔週        | 82  |
| 商取引法演習           | 2  | 清水准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 83  |
| 民事執行・保全法         | 2  | 坂田教授             |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 84  |
| 倒産法 ※            | 2  | 河崎准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 85  |
| 応用倒産法 ※          | 2  | 河崎准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 86  |
| 国際民事訴訟法発展        | 2  | 芳賀講師             |                       |    |     |    | ②   |      | 集中講義 L3のみ | 87  |
| 実務労働法Ⅰ ※         | 2  | 原講師              |                       |    | ②   |    | ②   |      | 集中講義      | 88  |
| 実務労働法Ⅱ ※         | 2  | 桑村准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 89  |
| 社会保障法            | 2  | 嵩准教授             |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 90  |
| 知的財産法Ⅰ ※         | 2  | 蘆立准教授<br>千壽教授    |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 92  |
| 知的財産法Ⅱ ※         | 2  | 蘆立准教授            |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 93  |
| 知的財産法発展 ※        | 2  | 蘆立准教授            |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 94  |
| 刑事実務演習Ⅰ          | 2  | 田子講師             |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 95  |
| 刑事実務演習Ⅱ          | 2  | 遠藤教授             |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 97  |
| 刑事実務演習Ⅲ          | 2  | 田子講師             |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 98  |
| 少年法・刑事政策         | 2  | 廣瀬講師             |                       |    | ②   |    | ②   |      | 集中講義      | 100 |
| 国際法発展 ※          | 2  | 植木教授             |                       |    | ②   |    | ②   |      |           | 102 |
| 国際法発展演習 ※        | 2  | 植木教授             |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 103 |
| 国際人権・刑事法         | 2  | 坂本（一）講師          |                       |    |     | ②  |     | ②    | 隔週        | 104 |
| トランスナショナル情報法     | 2  | 金谷准教授<br>早川（眞）講師 |                       |    |     | ②  |     | ②    |           | 106 |
| 実務国際私法Ⅰ ※        | 2  | 早川（吉）講師          |                       |    | ②   |    | ②   |      | 集中講義      | 107 |
| 実務国際私法Ⅱ ※        | 2  | 早川（吉）講師          |                       |    | ②   |    | ②   |      | 集中講義      | 108 |
| ジェンダーと法演習        | 2  | 辻村教授             |                       |    | ②   |    | ②   |      | 隔週        | 109 |
| リサーチペーパー         | 2  | 各指導教員            |                       |    |     |    | ②   |      |           | 110 |

※は司法試験選択科目対応

注)「西洋法曹史」、「金融法」については隔年開講のため、24年度は開講しない。

注)「実務外国法」、「外国法文献研究Ⅰ(英米法)」については、25年度に開講する。

|      |        |     |      |    |        |      |       |
|------|--------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 第1年次科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 憲 法    |     |      | 単位 | 4      | 担当教員 | 中林 暁生 |
| 配当年次 |        | L 1 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 2 回   |

< 目 的 >

近代立憲主義、日本国憲法の下での統治機構及び日本国憲法の保障する権利についての基本的な知識を習得することが、この授業の目的である。

< 授業内容・方法 >

授業の方法は原則として講義形式とし、適宜、双方向授業の要素を取り入れていく。

授業の予定

第一部 憲法総論・統治機構論

- 1 憲法の意味
- 2 憲法の保障
- 3 日本国憲法
- 4 国民・天皇
- 5 国会①
- 6 国会②
- 7 内閣
- 8 財政・地方自治
- 9 裁判所①
- 10 裁判所②
- 11 日本国憲法の基本原理

第二部 人権論

- 12 憲法による権利の保障とその制約①
- 13 憲法による権利の保障とその制約②
- 14 憲法による権利の保障とその制約③
- 15 新しい人権
- 16 国民の義務・参政権
- 17 法の下での平等
- 18 思想・良心の自由
- 19 信教の自由と政教分離①
- 20 信教の自由と政教分離②
- 21 表現の自由①
- 22 表現の自由②
- 23 表現の自由③
- 24 表現の自由④・結社の自由
- 25 学問の自由
- 26 職業選択の自由
- 27 財産権
- 28 人身の自由
- 29 受益権・社会権①
- 30 社会権②

<教科書・教材>

教科書

辻村みよ子著『憲法〔第4版〕』（日本評論社，2012年）

参考書

芦部信喜著（高橋和之補訂）『憲法〔第5版〕』（岩波書店，2011年）

憲法判例研究会編『判例プラクティス憲法』（信山社，2012年）

高橋和之＝長谷部恭男＝石川健治編『憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕』『憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣，2007年）

戸松秀典＝初宿正典編著『憲法判例〔第6版〕』（有斐閣，2010年）

※上に挙げた参考書については初回の授業で詳しく説明するので、その説明を聞いてから購入することをお勧めする。上に挙げた参考書以外の参考書についても初回の授業で紹介する。

<成績評価の方法>

授業中の発言等（平常点；10％）、小テストの成績（30％）及び期末試験の成績（60％）によって評価する。

<その他>

初回の授業の予習についてはTKC上に掲示するので、各自必ず予習して授業に臨むこと。

|      |          |     |      |    |        |      |      |
|------|----------|-----|------|----|--------|------|------|
| 科目群  | 第 1 年次科目 |     |      |    |        |      |      |
| 授業科目 | 行政法      |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 稲葉 馨 |
| 配当年次 |          | L 1 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回  |

#### < 目 的 >

実務公法（行政法）の授業にのぞむことができるだけの実力をつけることを目標に、行政法の基本知識を学ぶ。まず、最初の3回は、レクチャー形式で「行政法への入門」を試みる。

その後は、主要なテーマをとりあげ、テキスト・配布資料を用いながら、事前に提示した【課題・質問】を中心に、質疑応答を交えて授業を進め、「行政法の基礎」固めを行う。

なお、小テストを実施する（3回予定）。

まず、テキストを通読してから、最初の授業にのぞむこと。

#### < 授業内容・方法 >

##### （1）行政法入門

- 1 行政法とは－3つに分けて考える行政法（テキスト第1章第1節）
- 2 行政組織法の概要（テキスト10頁～17頁）
- 3 行政活動の諸態様－行為形式論（テキスト第2章の概観＋第3章第1節）

##### （2）行政法の主要課題

- 4 行政法の基本原則－「法律による行政」の原理を中心に（テキスト第1章第2節）
- 5 行政行為（行政処分）について（第2章第3節）
- 6 行政指導－その法的統制（第2章第5節）
- 7 行政上の義務履行確保制度（第3章第3節）
- 8 公正・透明な行政手続－行政手続法の意義と特色（第1章第2節2／第2章第3節5）
- 9 情報の管理・公開・保護制度－各制度のポイント（第3章第2節）
- 10 行政訴訟制度のポイント－どんな行政事件訴訟があるか（第4章第2節1・5）
- 11 行政事件訴訟の要件と仮の救済（第4章第2節2・6）
- 12 行政上の不服申立て（第4章第1節）／国家賠償法概説（第5章第2節1）
- 13 国家賠償法の主要論点（第5章第2節2・3）
- 14 損失補償制度のポイント（第5章第3節）

#### < 教科書・教材 >

テキスト：稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第2版）』有斐閣（Legal Quest シリーズ）  
教材：レジュメ・資料を適宜配布

##### 【参考書】

- ・塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ（第5版）』有斐閣
- ・宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ（第3版）』有斐閣
- ・小早川＝宇賀＝交告編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第5版）』有斐閣
- ・稲葉馨『行政法と市民』（放送大学教育振興会、2006年）

#### < 成績評価の方法 >

定期（期末）試験の成績のほか、小テスト（3回予定）、質疑応答等による平常点を加味して評価する。  
定期試験の割合は、8割を予定。

|      |        |      |    |        |                  |
|------|--------|------|----|--------|------------------|
| 科目群  | 第1年次科目 |      |    |        |                  |
| 授業科目 | 民法     |      |    | 単位     | 4                |
|      |        |      |    | 担当教員   | 中原 太郎<br>久保野 恵美子 |
| 配当年次 | L 1    | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 | 1 回              |

### < 目 的 >

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学習します。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な講壇事例を解決する応用力を身につけることを目標とします。

### < 授業内容・方法 >

毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされます。授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われます。基本用語や細かい条文知識などの習得については、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に委ねられます。

### ○ 進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分かれます。

#### 〔民法総則（前期、中原担当）〕

- 1 民法総則とは
- 2 法律行為（契約）の成立①—契約の成立、心裡留保、虚偽表示
- 3 法律行為（契約）の成立②—錯誤
- 4 法律行為（契約）の成立③—詐欺、強迫、消費者契約法（その1）
- 5 法律行為（契約）の成立④—無効・取消し、第三者保護
- 6 法律行為（契約）の成立⑤—内容の妥当性、消費者契約法（その2）
- 7 法律行為（契約）の主体①—代理（その1）
- 8 法律行為（契約）の主体②—代理（その2）
- 9 法律行為（契約）の主体③—権能力・意思能力・行為能力
- 10 法律行為（契約）の効力①—契約の解釈、条件・期限・期間、一般条項
- 11 法律行為（契約）の効力②—消滅時効
- 12 法人
- 13 物・所有権をめぐる問題（物、取得時効、94条2項類推適用等）
- 14 問題演習

#### 〔事務管理・不当利得・不法行為（後期、久保野担当）〕

- 1 不法行為法の意義と特徴
- 2 不法行為責任の要件①—総論、責任阻却事由
- 3 不法行為責任の要件②—故意・過失
- 4 不法行為責任の要件③—権利・利益侵害又は違法性（その1＝人格的権利・利益）
- 5 不法行為責任の要件④—権利・利益侵害又は違法性（その2＝財産的権利・利益）
- 6 不法行為責任の要件⑤—損害、因果関係
- 7 特殊不法行為責任①—他人の行為による不法行為責任
- 8 特殊不法行為責任②—物の作用による不法行為責任、不法行為に関する特別法
- 9 特殊不法行為責任③—共同不法行為等
- 10 不法行為責任の効果①—損害賠償請求主体、損害賠償の範囲等
- 11 不法行為責任の効果②—損害額の算定、非金銭的救済等
- 12 不法行為責任の効果③—賠償減額事由（過失相殺、損益相殺）
- 事務管理・不当利得①—総論
- 13 事務管理・不当利得②—侵害利得、給付利得
- 14 事務管理・不当利得③—特殊な給付利得、多数当事者型の不当利得

## <教科書・参考書>

### 1 教科書

〔民法総則〕 内田貴・民法Ⅰ総則・物権総論〔第4版〕（東大出版会、2008）

〔事務管理・不当利得・不法行為〕 内田貴・民法Ⅱ債権各論〔第3版〕（東京大学出版会、2011）。

### 2 判例教材 〔前後期共通〕 民法判例百選Ⅰ，Ⅱ〔第6版〕（有斐閣）

### 3 参考書

〔前期：民法総則〕 上記教科書は入門的な内容にとどまるため、以下の書籍のうち少なくとも1冊を入手して、併用することをおすすめします。

河上正二・民法総則講義（日本評論社、2007）

佐久間毅・民法の基礎Ⅰ〔第3版〕（有斐閣、2008）

四宮和夫＝能見善久・民法総則〔第8版〕（弘文堂、2010）

山本敬三・民法講義Ⅰ総則〔第3版〕（有斐閣、2011）

〔後期：事務管理・不当利得・不法行為〕 上記教科書に、以下の書籍を併用することをおすすめします。

吉村良一・不法行為法〔第4版〕（有斐閣、2010）

潮見佳男・基本講義債権各論Ⅰ〔第2版〕（新世社、2009）

## <成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価します。

評価の8割は、筆記試験（各学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答・小テストや出欠の状況等を材料として平常点として考慮します。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明します。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意してください。

## <その他>

オフィスアワーの日は、別途案内をします。

|      |        |      |    |        |   |            |
|------|--------|------|----|--------|---|------------|
| 科目群  | 第1年次科目 |      |    |        |   |            |
| 授業科目 | 民法     |      |    | 単位     | 4 | 担当教員 米村 滋人 |
| 配当年次 | L 1    | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |   | 2回         |

### <目 的>

本講義では、債権法のうち、契約法および債権総論の領域を取り扱う。契約法は民法の中でも特に重要な部分であり、条文・判例の量も少なくないためかなりの学習量が必要となる。また債権総論は、債権一般の機能や効果を論ずる点で抽象度が高く、応用可能性も広い。本講義ではこのような契約法および債権総論の諸問題につき、基本事項を習得した上で種々の事例への応用力を獲得することを目的とする。ただし、授業時間数の関係もあり全体をくまなく扱うことはできないため、受講者には十分な予習・復習が期待される。

### <授業内容・方法>

授業は、原則として担当教員による基本事項の解説と設例・問題についての応答とからなる。説例・問題については毎回受講生に回答してもらう予定であり、十分な予習をして講義に臨むことが求められる。

### ○進行予定

原則として契約総論、契約各論、債権総論の順に講義を進める。ただし、債務不履行による損害賠償は通常は債権総論に分類されているが、契約総論の箇所であわせて扱うこととする。

### <契約総論>

- 1 序論・本講義の概要、契約の機能と実際
- 2 契約の分類・契約の成立
- 3 契約の履行・第三者のためにする契約
- 4 債務不履行（1）
- 5 債務不履行（2）
- 6 債務不履行（3）
- 7 危険負担・契約の終了

### <契約各論>

- 8 移転・交換型契約（1）
- 9 移転・交換型契約（2）
- 10 移転・交換型契約（3）
- 11 貸借型契約（1）
- 12 貸借型契約（2）
- 13 貸借型契約（3）
- 14 役務型契約（1）
- 15 役務型契約（2）
- 16 その他の契約

### <債権総論>

- 17 債権の意義・機能（1）
- 18 債権の意義・機能（2）
- 19 弁済（1）
- 20 弁済（2）
- 21 代物弁済・相殺ほか
- 22 債権譲渡・債務引受（1）
- 23 債権譲渡・債務引受（2）

- 24 債権者代位権
- 25 詐害行為取消権（1）
- 26 詐害行為取消権（2）
- 27 多数当事者の債権・債務（1）
- 28 多数当事者の債権・債務（2）

#### <教科書・教材>

教科書として、以下のものを指定する。授業における教科書・参考書の扱いなどについては、開講時に詳しく説明する。

- 1 教科書 潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ』（第2版）新世社  
内田貴『民法Ⅲ』（第3版）東大出版会
- 2 判例教材 瀬川信久・内田貴『民法判例集 債権各論』（第3版）有斐閣  
瀬川信久・内田貴・森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論』（第2版）有斐閣
- 3 参考書 （契約法）：山本敬三『民法講義Ⅳ-2 契約』有斐閣  
大村敦志『基本民法Ⅱ』（第2版）有斐閣  
潮見佳男『契約各論Ⅰ』信山社  
内田貴『民法Ⅱ』（第2版）東大出版会  
（債権総論）：中田裕康『債権総論』（新版）岩波書店  
潮見佳男『債権総論Ⅰ』（第2版）・『債権総論Ⅱ』（第3版）信山社  
大村敦志『基本民法Ⅲ』（第2版）有斐閣  
平井宜雄『債権総論』（第2版）弘文堂  
奥田昌道『債権総論』（増補版）悠々社

#### <成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の8割は、筆記試験（学期末に行われるもの）の成績に基づき、残りの2割は、授業時の応答内容、出席率、小テストの結果等を材料として、行う。これらに変更がある場合には、授業時に教員から説明する。

#### <その他>

オフィスアワーの日時は、別途案内をする。

|      |        |      |    |        |                   |
|------|--------|------|----|--------|-------------------|
| 科目群  | 第1年次科目 |      |    |        |                   |
| 授業科目 | 民法     |      |    | 単位     | 4                 |
|      |        |      |    | 担当教員   | 久保野 恵美子<br>早川 眞一郎 |
| 配当年次 | L 1    | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 2回                |

### <目 的>

本授業は、民法の物権法と家族法領域について基本的な思考方法と論理構造を理解し、自らそれらを用いて法的な議論ができる能力を培うことを目的とする。

### <授業内容・方法>

受講者は民法の初心者を用意するが、短期間で広範な民法全領域を修得するには、受講者の積極的な予習が不可欠となる。毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。

本授業の具体的内容は、以下のように物権法と家族法に分けられる。

#### 物権法 (14 コマ)

物権変動，所有権及び抵当権を中心にして、物権法全般にわたって基礎的な力を養う。

- 1 序論 (1)
  - (1) 履修分野の概要
  - (2) 物権の意義と性質
- 2 物権の変動
  - (1) 序説 (2)
  - (2) 不動産の物権変動 (3, 4, 5)
  - (3) 動産の物権変動 (6)
- 3 所有権 (7, 8)
  - (1) 所有権の意義と効力
  - (2) 所有権の制限
  - (3) 共同所有
- 4 占有権、地上権など (9)
- 5 担保物権の基礎 (10)
- 6 抵当権 (11, 12)
- 7 留置権・先取特権・質権 (13)
- 8 非典型担保 (14)

#### (教科書・参考書)

8 月末頃までに掲示等で連絡する。

なお、参考として、昨年度に使用した教科書、判例教材は次のとおり。

- (2011 年度) 1 教科書 永田眞三郎ほか・物権〔エッセンシャル民法2〕(有斐閣、2005 年)
- 2 判例教材 民法判例百選 I (第6版) (有斐閣、2009 年)

#### 家族法 (14 コマ)

民法の親族編、相続編を中心に、判例を交えつつ、家事事件に関わる実体法の基礎を理解することを目指す。

- 1 序論 (1, 2)
- 2 親族法
  - (1) 親族 (2)
  - (2) 婚姻・婚姻の解消 (3, 4)
  - (3) 実親子法・養子法 (5, 6)
  - (4) 親権法・後見法 (7, 8)
  - (5) 扶養法 (8)

### 3 相続法

- (1) 相続法の構造 (9)
- (2) 相続人・相続分・相続の要件など (10, 11)
- (3) 相続の効力 (12, 13)
- (4) 遺言・遺留分 (14)

#### (教科書・参考書)

- 1 教科書 窪田充見『家族法』(有斐閣、2011 年)
- 2 判例教材 水野紀子他編『家族法判例百選 [第 7 版]』(有斐閣、2008 年)
- 3 参考書
  - 前田陽一他『民法Ⅳ 親族・相続』(有斐閣、2010 年)
  - 高橋朋子他『民法 7 [第 3 版]』(有斐閣、2011 年)
  - 潮見佳男『相続法 [第 4 版]』(弘文堂、2011 年)
  - 道垣内弘人=大村敦志『民法解釈ゼミナール 5 親族・相続』(有斐閣、1999 年)

#### <成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の 8 割は、筆記試験の成績に基づき、残り 2 割は、授業時の応答・小テストや出欠の状況等を材料として平常点として考慮する。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。

#### <その他>

オフィスアワーについては、別途、案内する。

|      |          |     |      |    |        |      |       |
|------|----------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 第 1 年次科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 刑法       |     |      | 単位 | 4      | 担当教員 | 成瀬 幸典 |
| 配当年次 |          | L 1 | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

### <目 的>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹実務家になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

### <授業内容・方法>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」、「参考判例」、「参考文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでもらえば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。

#### (第一部)

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1 —違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2 —正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3 —正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1 —責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2 —故意
- 第10講 責任3 —過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯
- 第14講 教唆犯と幫助犯
- 第15講 罪数

#### (第二部)

- 第1講 個人的法益に対する罪1—生命・身体に対する罪1
- 第2講 個人的法益に対する罪2—生命・身体に対する罪2
- 第3講 個人的法益に対する罪3—自由に対する罪
- 第4講 個人的法益に対する罪4—名誉・信用に対する罪など
- 第5講 個人的法益に対する罪5—財産に対する罪1
- 第6講 個人的法益に対する罪6—財産に対する罪2
- 第7講 個人的法益に対する罪7—財産に対する罪3
- 第8講 個人的法益に対する罪8—財産に対する罪4

- 第 9 講 個人的法益に対する罪 9—財産に対する罪 5
- 第 10 講 個人的法益に対する罪 10—財産に対する罪 6
- 第 11 講 社会的法益に対する罪 1—公共の平穩に対する罪
- 第 12 講 社会的法益に対する罪 2—偽造罪 1
- 第 13 講 社会的法益に対する罪 3—偽造罪 2
- 第 14 講 国家的法益に対する罪 1—国家の作用に対する罪 1
- 第 15 講 国家的法益に対する罪 2—国家の作用に対する罪 2

#### <教科書>

第 1 部について、特に指定しませんので、定評のある基本書を各自用意してください。

第 2 部については、西田典之『刑法各論（第 4 版）』（弘文堂）及び西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『刑法判例百選Ⅱ各論（第 6 版）』（有斐閣）を使用します。

#### <教 材>

教材は、TKC 上に掲示します。講義は、この教材を中心に行いますので、学生の皆さんはこれをもとに予習をしてきてください。

#### <参考書>

第 1 部に関して、

- ・伊藤・小林・鎮目・成瀬・安田著『アクチュアル刑法総論』（弘文堂）。
- ・成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法Ⅰ総論』（信山社）
- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法判例百選Ⅰ総論（第 6 版）』（有斐閣）

第 1 部・第 2 部共通のものとして、

- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法の争点』（有斐閣）

#### <成績評価の方法>

成績の評価は、学期末（前期及び後期の 2 回）に行う筆記試験と講義への出席状況、講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験 85 % 程度、出席状況等の平常点 15 % 程度を予定しています）。

|      |        |     |      |    |        |      |       |
|------|--------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 第1年次科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 商法     |     |      | 単位 | 4      | 担当教員 | 吉原 和志 |
| 配当年次 |        | L 1 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 2回    |

#### <目 的>

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した後、法律家としてその修得が不可欠な分野として特に会社法を中心に学習する。

概念や制度をなぜそれらが存在するのかという理論の根拠から理解するとともに、変動著しい現代の経済社会において商法がどのように運用され また変容しつつあるかということをたえず意識し、2年次以降の実践的能力養成に必要な基礎的能力を身に付けることを目標とする。

#### <授業内容・方法>

受講者が予習課題に沿って教科書や関連判例に眼を通し予習してきたことを前提として、重要な問題や論点について、できるだけ具体例を用い、実際の運用に眼を向けながら、説明・検討を加えていく。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則、商行為法・商取引法、手形法・小切手法、保険法・海商法が含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の4分の3以上の時間を割く予定である。

- [01] 商法の意義／商人と商行為
- [02] 会社法総論①——企業と会社／会社の種類
- [03] 会社法総論②——法人性
- [04] 会社法総則（商法総則）①——商号・使用人
- [05] 会社法総則（商法総則）②——事業譲渡・商業登記
- [06] 株式会社の運営機構——総論
- [07] 機関の構築／機関相互間における権限の分配
- [08] 株主の議決権／株主総会の招集・議事・決議／株主総会決議の瑕疵
- [09] 取締役会と代表取締役
- [10] 取締役と会社との利害調整①——競業取引の規制
- [11] 取締役と会社との利害調整②——利益相反取引の規制
- [12] 取締役の会社に対する責任／代表訴訟
- [13] 取締役の第三者に対する責任
- [14] 株式会社の監視・監督機構／監査役・会計監査人
- [15] 委員会設置会社
- [16] 株式会社の資金調達／株式の種類／募集株式の発行等
- [17] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [18] 新株予約権／社債
- [19] 株式譲渡の自由と制限／株式譲渡の法律関係
- [20] 会社の設立／解散・清算
- [21] 組織再編・企業結合・企業買収①——各種組織再編の概要
- [22] 組織再編・企業結合・企業買収②——組織再編における株主と債権者の保護
- [23] 組織再編・企業結合・企業買収③——企業買収
- [24] 会社の計算をめぐる法規制
- [25] 株式単位の調整ほか
- [26] 企業取引と民法・商法——商行為法
- [27] 企業取引の補助者・仲介者／物流取引
- [28] 手形・小切手の意義と機能

<教科書・教材>

開講時までに指定する。

別冊ジュリスト『会社法判例百選〔第2版〕』（有斐閣 2011年9月）

項目ごとに予習課題を配布するほか、必要に応じ、適宜参考文献を紹介し、関連資料を配布する。

<成績評価の方法>

学期末に実施する筆記試験の成績（67％程度）および中間試験の成績や授業中における質疑応答の状況（33％程度）を勘案して、総合的に評価する。

<その他>

|      |          |     |      |    |        |      |       |
|------|----------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 第 1 年次科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 民事訴訟法    |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 菱田 雄郷 |
| 配当年次 |          | L 1 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

民事訴訟法の基本的な仕組みを理解し、第三者に説明できるようになること。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1. 授業内容

山本弘ほか『民事訴訟法』（有斐閣）で扱われている項目をカバーする。

##### 2. 授業方法

授業は、原則として、講義形式によって進める。ただし、重要事項について理解を確実なものとするために適宜質疑応答を組み合わせる。

##### 3. 進行予定（計14回）

訴えの提起（1回）：第2章（ただし、2.2.1.5～2.2.1.10、2.2.3.1～2.2.7.2は除く）

民事訴訟の審理（4回）：第3章～第4章2

判決（2回）：第4章1、3、第5章2

訴訟要件等（2回）：第2章2.2.1.5～2.2.1.9、2.2.3.1～2.2.4.3、2.2.6.1から2.2.7.2

上訴（1回）：第5章1

裁判によらない訴訟の終結、再審（1回）：第7章、第8章

複雑訴訟（2回）：第2章2.2.1.10、2.2.5.1～2.2.5.6、第6章

訴訟と非訟、審判権の限界（1回）：第1章

#### < 教科書・教材 >

山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一『民事訴訟法』（有斐閣）を教科書とする。より詳細な書物としては、新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂）、伊藤眞『民事訴訟法』（有斐閣）、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』（有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（弘文堂）がある。個別論点について理解を深めるためには、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）』（有斐閣）も有益である。

判例集は特に指定しない。民事訴訟法判例百選（最新版、有斐閣）や上原ほか『基本判例民事訴訟法』（有斐閣）が便利であるが、購入しなくてもよい。

#### < 成績評価の方法 >

原則として、期末試験90%、平常点10%で行う。

#### < その他 >

特になし。

|      |        |      |    |        |       |
|------|--------|------|----|--------|-------|
| 科目群  | 第1年次科目 |      |    |        |       |
| 授業科目 | 刑事訴訟法  |      |    | 単位     | 2     |
|      |        |      |    | 担当教員   | 佐藤 隆之 |
| 配当年次 | L 1    | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 1 回   |

#### < 目 的 >

この講義では、犯罪の捜査、公訴の提起、事件の審理、判決へと至る手続の流れに即して、その過程で生じる法解釈論及び制度論上の問題について検討を加える。わが国の刑事手続の概要・特徴を把握するとともに、様々な問題の検討を通じて、論理的な思考能力を養うことがその目的である。

わが国の憲法には、刑事手続に関する規定が豊富に盛り込まれていることから、個々の解釈論を展開するに際して、その内容、及びそこから導かれる指導理念・基本原理を踏まえることが前提となるが、そこから直ちに問題の解決が導かれるわけではない。むしろ、刑事訴訟法の条文の文言を出発点に、憲法及び指導理念・基本原理に立ち返る一方で、関係当事者の諸利益、現行制度の歴史的背景、手続相互の有機的連関にも目配りしながら、論理を積み重ね、結論を基礎づける、という思考過程を経ることで、説得力のある主張を展開することが可能となるのである。本講義は、具体的には、このような思考方法の養成・体得を目指すものである。

なお、刑事手続の分野では、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていることから、主に判例を素材として講義を進める。判例に触れることで、「活きた刑事訴訟法」の理解を図るとともに、その読み方を身につけ、早い時期に実務家の発想に親しませることもその狙いである。

#### < 授業内容・方法 >

講義および受講者との対話・討論によって授業を進める。

予習の要点となる事柄を指示するので、受講者はそれを手がかりにして、教科書及び判例集の該当箇所・判例を精読し、そこに含まれる問題点を整理（さらに一応理解）したうえで、講義に臨むことが期待される。

講義では、前提となる知識について必要な説明をした後、判例に現れた問題点について、受講者との対話を通じて、検討を行う。

講義で重点的に検討する項目として、1. 強制捜査と任意捜査、2. 職務質問・所持品検査、3. 任意同行と取調べ、4. 逮捕・勾留、5. 搜索・差押え、6. 強制採尿・通信傍受、7. 接見交通、8. 公訴権の運用とその規制、9. 訴因の明示・特定、10. 訴因変更、11. 違法収集証拠の証拠能力、12. 自白法則、13. 伝聞証拠の意義、14. 伝聞例外 15. 判決・裁判の効力 を予定している（なお、中間試験は、11月下旬から12月上旬に行う）。

#### < 教科書・教材 >

- ・教科書 長沼範良＝田中開＝寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・参考書 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』（有斐閣）  
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）  
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）

このほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、同「刑事手続法を学ぶ」、長沼範良・大澤裕ほか「対話で学ぶ刑法判例」（各月掲載）、及び、同誌に連載中の「演習（刑事訴訟法）」も非常に有益である。

#### < 成績評価の方法 >

中間試験（30％）、期末試験（60％）、及び講義時の発言内容等の平常点（10％）によることを予定している。

|      |      |      |    |        |                  |
|------|------|------|----|--------|------------------|
| 科目群  | 基幹科目 |      |    |        |                  |
| 授業科目 | 実務公法 |      |    | 単位     | 6                |
|      |      |      |    | 担当教員   | 中原 茂樹<br>佐々木 弘通  |
| 配当年次 | L 2  | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 | 前期 2 回<br>後期 1 回 |

#### <目 的>

この授業では、第 1 年次に配当される「憲法」・「行政法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟および行政関係訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟・行政関係訴訟についての知識・思考法・法技術を習得することが課題となる。

実務公法では、戦後の最高裁判例および下級審の重要裁判例を検討するケース・スタディが予定されている。

このうち、憲法編（実務憲法）では、毎回の授業で次の 2 点を目標とする。第 1 に、各回で素材とする憲法判例の、事件及び訴訟としての特徴と、判例の論理を、十分に理解すること。第 2 に、判例の論理を憲法理論的な観点から批判的に点検し、ありうる類似の事件で、当該判例を前提としつつ説得力のある憲法解釈論を構成できる力を養うこと。

また、行政法編（実務行政法）では、行政法の実務と理論の両面から見て重要な問題を網羅的にとりあげ、判例を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる代表的な紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、裁判過程をも含め、その合理的な解決のためにどのような手段と判断基準を用いることが適切かを学ぶ。

#### 【憲法編（実務憲法）】

##### <授業内容・方法>

授業方法：受講者は、予め教科書・教材の指定部分を精読し、かつ、設問に対する自分なりの解答を準備していること（わからない点はどこがどのようにわからないかを明確化していること）が求められる。授業は、受講者がそうした予習を行っていることを前提に、教員が発問し、指名された受講者がそれに答え、その応答に基づいて更に議論を行う、という方式で進める。

授業内容：以下には昨年度のスケジュールを示すが、今年度もこれに準じたものを予定している。具体的なスケジュールの指示は授業で適宜行う（初回については掲示等の方法で行うので注意すること）。

1. 精神的自由（1）
2. 精神的自由（2）
3. 精神的自由（3）
4. 精神的自由（4）
5. 精神的自由（5）
6. 精神的自由（6）
7. 精神的自由（7）
8. 精神的自由（8）
9. 経済的自由（1）
10. 経済的自由（2）
11. 経済的自由（3）
12. 適正手続
13. 社会権（1）
14. 社会権（2）

#### <教科書・教材>

ＬＳ憲法研究会編『プロセス演習憲法・第４版』（信山社、2011年）。教材を適宜配布する。

#### <参考書>

辻村みよ子『憲法・第４版』（日本評論社、2012年）、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第五版』（岩波書店、2011年）、高橋和之『立憲主義と日本国憲法・第２版』（有斐閣、2010年）、など憲法の基本書をどれか少なくとも１冊、常に参照することが必要である。

解説のついた判例集としては基本的なものとして、高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第５版〕』（有斐閣、2007年）、を挙げておく。07年以降の重要判例については、ジュリスト臨時増刊『平成XX年度重要判例解説』（有斐閣）の、平成19年度以降のものを利用できる。

#### <成績評価の方法>

期末試験９割、平常成績１割、の割合で評価する。

#### 【行政法編（実務行政法）】

##### <授業内容・方法>

以下の項目について、設例を多用したレジュメを用い、判例を手がかりとしながら、〔行政法理論・通則的法律〕と〔具体的な事案・個別法〕とを架橋する能力を養成することを目指す。

1. 行政法の存在理由・行政法の特徴
2. 行政と法律との関係——法律による行政の原理
3. 行政法の一般原則
4. 行政組織法
5. 行政過程論の骨格
6. 行政処分（事前手続を中心に）（その１）
7. 行政処分（事前手続を中心に）（その２）
8. 行政裁量（その１）
9. 行政裁量（その２）
10. 行政立法
11. 行政指導
12. 行政契約
13. 行政調査
14. 行政上の義務履行確保の手法
15. 行政上の不服申立て
16. 行政訴訟の種類および相互関係
17. 取消訴訟の対象（その１）
18. 取消訴訟の対象（その２）
19. 取消訴訟の対象（その３）
20. 原告適格（その１）
21. 原告適格（その２）
22. 狭義の訴えの利益
23. 取消訴訟の審理・判決
24. 取消訴訟以外の抗告訴訟
25. 抗告訴訟以外の行政訴訟
26. 国家賠償法１条
27. 国家賠償法２条
28. 損失補償

**<教科書・教材>**

高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010年）をテキストとして用い、小早川光郎＝宇賀克也＝交告尚史編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2006年）を適宜参照する。また、教材を適宜配布する。

**<参考書>**

塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版〕』・『行政法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）  
芝池義一『行政法総論講義〔第4版・補訂版〕』・『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣）  
藤田宙靖『行政法Ⅰ（総論）〔第4版・改訂版〕』（青林書院）  
宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第4版〕』・『行政法概説Ⅱ〔第3版〕』（有斐閣）

**<成績評価の方法>**

前期・後期1回ずつの定期（期末）試験を中心に、授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が9割、その他が1割を予定している。

**【実務公法の総合成績について】**

憲法（100点満点）、行政法前期成績（100点満点）、および行政法後期成績（100点満点）を合計した点数（300点満点）を3で除した点数をもって実務公法の総合成績（満点は100点）とし、総合成績が60点以上を合格とする。

|      |       |      |    |        |                          |
|------|-------|------|----|--------|--------------------------|
| 科目群  | 基幹科目  |      |    |        |                          |
| 授業科目 | 実務民事法 |      |    | 単位     | 14                       |
|      |       |      |    | 担当教員   | 坂田・今井・信濃・渡辺・久保野・米村・吉原・森田 |
| 配当年次 | L2    | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 | 前期4回<br>後期3回             |

### < 目 的 >

この授業では、L1ないし学部段階において得た民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律の裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

### < 授業の方法 >

#### 1. 授業内容

民事訴訟法分野（6単位相当：前期4単位、後期2単位相当）においては、民事紛争における裁判の役割について研究者教員と実務家教員が講義する。研究者教員による授業、民事裁判の具体的な進み方について、L1ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、これを具体的な事例を題材にあてはめることにより、裁判実務に対応できる能力と深い理解力とを身につけることを目的とする。具体的には『ロースクール民事訴訟法』〔第3版補訂版、有斐閣〕を教科書として用いながら、双方向的授業で進めて行く。最高裁判所判事であった実務家教員による授業は、最近の最高裁判所の判例を素材として取り上げ、民事訴訟実務において重要な要件事実（請求原因、抗弁、再抗弁、再々抗弁などの事実主張）を抽出するとともに、具体的事件に含まれる実体法上・訴訟法上の法律問題を検討し、双方向的な議論を通じて、実践的な知識と能力を養成することを目的とする。

民法分野・商法分野（各分野通年4単位相当、計8単位相当）においては、民商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的应用能力を養うことが目的とされる。具体的には、3.に掲げた題材に関する事例（各題材につき、カッコ内に記した論点を含む事例を用意する）を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業がなされることもありうる）。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが、法曹の活動において極めて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

#### 2. 教育方法

裁判等の紛争処理過程において適用されることを念頭に各法を教える以上、設例問題もしくはある程度詳細な事実関係を教材として用意する。各回の授業は基本的に、この教材中の特定の事件をめぐる当事者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、予め指定された文献を熟読し、与えられた設例又は事実関係を元に可能な法律構成を考えるという負担を毎回課されることになる。この過程を通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に应用可能な「生きた知識」へと変化させることになる。

#### 3. 予定

##### 1. 民事訴訟法分野

- (1) オリエンテーション
- (2) 民事訴訟の全体を捉える
- (3) 最高裁平成18年1月17日判決・民集60巻1号27頁  
不動産の取得時効完成後の登記と背信的悪意者
- (4) 相殺の抗弁と重複訴訟の禁止
- (5) 当事者死亡の場合の訴訟の行方
- (6) 当事者を認識する手段、当事者を間違えた場合の処置
- (7) 最高裁平成17年3月10日判決・民集59巻2号356頁  
抵当権に基づく妨害排除請求
- (8) 集団訴訟
- (9) 確認の利益とは

- (10) 訴訟要件、訴訟判決
- (11) 最高裁平成23年1月21日判決・判タ1342号96頁  
抵当権設定登記後の賃借権の時効取得抵当権の効力
- (12) 法律上の争訟と宗教上の問題
- (13) 原告の申し立ての拘束力と不利益変更禁止原則
- (14) 弁論主義：自白とは
- (15) 最高裁平成23年10月18日判決・民集65巻7号登載予定  
無権利者による契約の締結と当該物の所有者の契約の追認の効力
- (16) 求釈明とは
- (17) 事実認定論
- (18) 争点証拠整理手続と時機に後れた攻撃防御方法の却下
- (19) 最高裁平成22年12月2日決定・民集64巻8号1990頁  
集合物譲渡担保権の効力の及ぶ範囲
- (20) 文書提出命令
- (21) 証拠調べにおける公務秘密
- (22) 最高裁平成23年4月22日判決・民集65巻3号1405頁  
契約の締結に先立ち信義則上の説明義務に違反した場合の債務不履行責任
- (23) 一部請求
- (24) 判決効の客観的範囲
- (25) 判決効の基準時
- (26) 判決効の主観的範囲
- (27) 定期金賠償と鑑定
- (28) 最高裁平成23年9月30日判決・判タ1357号76頁  
貸金債権を一括して他の貸金業者に譲渡した場合における契約上の地位の移転及び過払金返還債務の承継
- (29) 中間試験（前期試験）
- (30) 複数請求と控訴
- (31) 最高裁平成23年7月21日判決・判タ1357号81頁  
「建物としての基本的安全性」を損なう瑕疵の意義
- (32) 補助参加と同時審判申出共同訴訟
- (33) 最高裁平成23年4月28日判決・民集65巻3号1499頁  
新聞社が通信社からの配信に基づき記事を掲載した場合の責任
- (34) 独立当事者参加と債権者代位訴訟
- (35) 最高裁平成23年12月16日判決  
違法な建物の建築請負契約が公序良俗に反し無効とされる場合におけるこれを是正するための追加変更工事契約の効力
- (36) 訴訟承継
- (37) 最高裁平成23年3月24日判決・民集65巻2号903頁  
いわゆる敷引契約の消費者契約法上の効力
- (38) 医療関係訴訟
- (39) 最高裁平成23年10月25日判決・民集65巻7号登載予定  
個別割賦購入斡旋における売買契約の効力と立替払契約の効力の関係
- (40) 消費者訴訟
- (41) 最高裁平成23年2月22日判決・民集65巻2号699頁  
「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合における当該遺言の効力
- (42) 離婚訴訟
- (43) 最高裁平成23年5月18日決定・民集65巻4号1755頁  
民訴法38条後段の共同訴訟における同法9条の適用
- (44) 限定承認
- (45) 定期試験（後期試験）

## 2. 民法分野

[前期]

### ①契 約

- (1) 動産売買 1
- (2) 動産売買 2
- (3) 動産売買 3
- (4) 動産売買 4
- (5) 賃貸借 1
- (6) 賃貸借 2
- (7) 請 負
- (8) 委 任

### ②銀行取引・債権回収

- (9) 強制履行、債権者代位権、詐害行為取消権
- (10) 債権の準占有者に対する弁済
- (11) 債権の譲渡
- (12) 相 殺

### ③総合問題

- (13) 総合問題 1
- (14) 総合問題 2

[後期]

### ④不動産取引

- (1) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 1
- (2) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 2
- (3) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 1
- (4) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 2
- (5) 不動産売買に関する諸問題 1
- (6) 不動産売買に関する諸問題 2
- (7) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による  
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 1
- (8) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による  
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 2

### ⑤不法行為

- (9) 一般的不法行為
- (10) 特殊的不法行為

### ⑥家 族

- (11) 親族
- (12) 相続

### ⑦総合問題

- (13) 総合問題 1
- (14) 総合問題 2

## 3. 商法分野

[前期]

- (1) 株式会社の機関設計  
(株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配)
- (2) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵  
(取消・無効・不存在の区別と具体例ほか)
- (3) 取締役と会社との利害の対立  
(競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか)

- (4) 取締役の対会社責任  
(経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか)
- (5) 対外的業務執行と取引の相手方の保護  
(必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか)
- (6) 株主による監督是正  
(株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)
- (7) 委員会設置会社  
(委員会設置会社と監査役設置会社の違い、委員会設置会社の設計と運営)
- (8) 会社の設立  
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)
- (9) 会社の倒産と民事責任  
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)

[後期]

- (1) 株式会社の計算・会社財産の分配  
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)
- (2) エクイティ・ファイナンス  
(新株の有利発行と不公正発行、新株発行の無効と不存在ほか)
- (3) オプション・ファイナンス  
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)
- (4) デット・ファイナンス  
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)
- (5) 種類株式  
(種類株式の法規整、各種の種類株式)
- (6) 株式の流通  
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)
- (7) 組織再編  
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)
- (8) 持分会社  
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)
- (9) 総則・商行為の重要論点  
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

※各項目につき、内容に応じて1コマ～3コマを割り当てる。

#### <教科書・教材>

民事訴訟法分野については、研究者教員による授業については、三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法』（第3版補訂2版、有斐閣）を教科書に、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法（有斐閣アルマ）』、伊藤眞『民事訴訟法』（最新版、有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法』上・下（最新版、有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（最新版、弘文堂）、民事訴訟法判例百選（第3版）を参考書として指定する。実務家教員による授業については事前に教材・資料を指定する。

民法及び商法分野については、原則として、各回に事例を中心とする教材をコピーして配布する。

#### <成績評価の方法>

単位の認定は、民事訴訟法分野、民法分野、商法分野それぞれの成績から、原則として各60点以上を基準として、総合して判定する。成績評価は、授業における議論の内容と、定期的に行われる試験の結果とを総合して評価する。定期試験受験資格の認定は、全14単位を、民事訴訟法分野6単位、民法分野4単位、商法分野4単位に分割し、個別に行う。

なお、民事訴訟法分野の採点基準は、中間テストを含む筆記試験90%、平常点10%で行う。

民法分野は、前期・後期ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、両学期の平均点を最終成績とする。前期・後期ともに、筆記試験の成績を80%、授業時の応答内容や出席率等の平常点を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかを20%として、評価を行う。

商法分野の成績評価は、評価の70%は筆記試験の成績に基づき、30%は期中の小テストないし課題レポートの成績や授業時の応答内容等（授業にどれくらい効果的に参加したか）に基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

#### <その他>

連絡等には、TKCの教育支援システムを用いる予定である。

オフィス・アワーについては別途案内する。

|      |       |      |    |        |      |             |
|------|-------|------|----|--------|------|-------------|
| 科目群  | 基幹科目  |      |    |        |      |             |
| 授業科目 | 実務刑事法 |      | 単位 | 8      | 担当教員 | 遠藤・成瀬・佐藤（隆） |
| 配当年次 | L 2   | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 | 2 回  |             |

#### <目 的>

受講者が、刑事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

講義では、判例や仮想事例を素材として用い、①複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する、②類似した問題に関する判例を比較したり、事案中の事実を変化させたりすることによって判例理論の内容を明確にし、その射程を検討する、③その判例理論を前提に、自らの主張を的確な表現で、説得的に展開する、④判例の批判的検討によって、あるべき新たなルールを提示する、などの作業を通じて、より実践的な問題解決の訓練を行う。

これらの訓練は、刑事裁判実務との有機的なつながりを意識して行われる。理論が、現実の事件解決に当たって、どのように具体化され、機能するのか、研究者と実務家という複数の視点による議論に触れることによって、理解を深めることも、本講義の重要な目的である。

#### <授業の方法>

本講義は、受講者が、予めTKC上に示された予習課題について、十分に検討してくることを前提として、教員が受講者を指名して、その応答に基づいて議論する方式で進める（取り扱うテーマにより、グループ討論の形式を採用することもある）。

刑法については、いわゆる体系論上の順序を離れて、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例を素材にして、理論的な側面からのみならず、実務的な側面からも立ち入った検討を行う。

刑事訴訟法については、まず、刑事手続の流れに沿って、解釈論および実務上の重要問題を扱う判例をとりあげ、検討を行うことによって、基本的事項に対する理解を確実にした後、さらに応用的・発展的な問題について、刑法と同様、実践的な側面を意識しながら、立ち入った分析・検討を加える。

実体法と手続法にまたがる、いくつかの問題については、双方の問題意識を明らかにしたうえで、両者の調整・融合の視点から、あるべき解決を検討する予定である。

本講義で取り扱う予定のテーマは、以下の通りである（前期・後期の開始時にそれぞれの予定を掲示する）。

#### 刑法

##### 〔前期〕

①罪数論、②因果関係、③不真正不作為犯、④故意・錯誤、⑤過失（管理・監督過失）、⑥未遂・中止未遂、⑦被害者の承諾、⑧正当防衛1、⑨正当防衛2、⑩共同正犯1、⑪共同正犯2、⑫共犯の諸問題

##### 〔後期〕

①個人的法益に対する罪1、②個人的法益に対する罪2、③個人的法益に対する罪3、④個人的法益に対する罪4、⑤個人的法益に対する罪5、⑥社会的法益に対する罪1、⑦社会的法益に対する罪2、⑧社会的法益に対する罪3、⑨国家的法益に対する罪1、⑩国家的法益に対する罪2、⑪刑法総合1、⑫刑法総合2

\* 予習課題については、1週間程前にTKC上で示す。

\* 後期については、総論の問題と関連付けながら、講義を行う予定である。

#### 刑事訴訟法

##### 〔前期〕

①強制捜査と任意捜査との区別、②職務質問・所持品検査、③被疑者の身柄拘束をめぐる諸問題、④在宅被疑者の取調べ、④令状による捜索・差押え、⑤逮捕に伴う捜索・差押え、⑥体液の強制的採取、⑦検察官の訴追裁量、⑧訴因の特定、⑨訴因変更の可否、⑩訴因変更の可否、⑪違法収集証拠排除法則、⑫自白法則、⑬伝聞証拠の意義、⑭伝聞例外

〔後期〕

①おとり捜査、②通信傍受、③別件逮捕・勾留と余罪取調べ、④在宅被疑者の取調べと自白の証拠能力、⑤接見交通、⑥訴因変更の可否（訴因変更の時機）、⑦訴因変更命令、⑧伝聞証拠の意義（謀議メモ）、⑨伝聞例外をめぐる諸問題、⑩択一的認定、⑪裁判の効力、⑫上訴

＊予習課題については、1週間程前にTKC上で示す。

#### <教科書>

- ・ 教科書 特に指定しない。
- ・ 判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・ 参考書 西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法総論〔第5版〕』（有斐閣）  
西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『判例刑法各論〔第5版〕』（有斐閣）  
長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

刑事訴訟法に関しては、上記文献のほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、「対話で学ぶ刑訴法判例」（各月掲載）、および現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」も有益である。

#### <成績評価の方法>

学年末試験（40％）、総合試験・レポート等（50％）、および平常点（10％）によることを予定している。

|      |  |        |      |    |        |         |        |
|------|--|--------|------|----|--------|---------|--------|
| 科目群  |  | 応用基幹科目 |      |    |        |         |        |
| 授業科目 |  | 応用憲法   |      | 単位 | 2      | 担当教員    | 辻村 みよ子 |
| 配当年次 |  | L 3    | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 2 回〈隔週〉 |        |

< 目 的 >

実務公法（憲法）に引き続き、重要な憲法判例や事例を素材としながら、憲法解釈論の基礎的な能力をさらに向上させることを目的とする。

目標は、①各回で素材とする憲法判例の事例および判決の特徴と、判例の論理を十分に理解すること、②判例の論理を、学説や諸国の憲法動向をも考慮に入れつつ憲法理論的な観点から批判的に点検し、説得力ある憲法解釈論を構成できる力を養うことである。

本科目では 30 名まで無条件に受け入れ、志願者数がそれを超える場合には実務公法（憲法）等の成績を基礎にした選抜を行う。

< 授業内容・方法 >

授業方法： 選択科目である本科目では、必修科目である実務公法（憲法）よりも小規模人数での授業となる。そこで、受講者は、少なくとも 1 回ないし 2 回程度、担当する判例（下記のテキストの設問）に関する報告を行い、その報告を出発点として、判例の理解を深めるための議論を行う。

書き方にも重点をおき、報告用ペーパーの点検を付随的に行う。

受講者には、予め教材の指定部分を精読し、かつ設問に対する解答を準備して講義に臨むことが必須である。

授業内容： 主として下記の教材によりつつ、重要な憲法判例をベースにして授業スケジュールを組み立てる。適宜教科書や判例集も参照する。具体的なスケジュールや報告テーマ等は講義の初回に決定する。

内容〔予定〕

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1 憲法判例の学び方           | 2 前文・戦争放棄        |
| 3 人権総論（1）13 条        | 4 人権総論（2）14 条    |
| 5 19・20 条 思想良心・信教の自由 | 6 21 条 表現の自由     |
| 7 23・26 条 教育権、教育の自由  | 8 22・29 条 経済的自由権 |
| 9 31 条以下 身体的自由権      | 10 社会権・受益権       |
| 11 国民主権・天皇制          | 12 参政権・政党        |
| 13 国会・内閣・財政          | 14 司法権           |
| 15 地方自治、まとめ          |                  |

< 教 材 >

辻村みよ子編著『ニューアングル憲法—憲法判例×事例研究』（法律文化社、2012 年 4 月刊行）。

辻村みよ子著『憲法（第 4 版）』（日本評論社、2012 年 3 月刊行）。

その他必要に応じて教材や判例のコピーを適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

期末試験 8 割、平常成績 2 割、の割合で評価する。

|      |        |     |      |    |        |      |       |
|------|--------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 応用基幹科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 応用行政法  |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 中原 茂樹 |
| 配当年次 |        | L 3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

この授業は、第2年次の「実務公法（行政法）」において扱われなかった、最近の判例および応用的な判例を分析・検討するとともに、架空の事例問題を検討することを通じて、「実務公法（行政法）」で身につけた基礎知識を具体的な事案に応用する能力を養うことを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

前半は、最近の判例および応用的判例を分析・検討し、後半は、架空の事例問題を検討する。受講者が予習してきていることを前提に、質疑応答および討論を中心とした授業とする。各回の内容は、おおむね以下の予定である（括弧内のCBは、『ケースブック行政法』を指す）。

1. 国家賠償法1条に関する判例（CB第18章）
2. 国家賠償法2条に関する判例（CB第19章）
3. 損失補償に関する判例（CB第20章）
4. 最新判例の検討1
5. 最新判例の検討2
6. 最新判例の検討3
7. 最新判例の検討4
8. 最新判例の検討5
9. 事例問題の検討1
10. 事例問題の検討2
11. 事例問題の検討3
12. 事例問題の検討4
13. 事例問題の検討5
14. 事例問題の検討6

#### < 教科書・参考書・教材 >

高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010年）、『平成22年度重要判例解説』（有斐閣、2011年）、『平成23年度重要判例解説』（有斐閣、2012年4月）および曾和俊文＝金子正史編著『事例研究行政法〔第2版〕』（日本評論社、2011年）をテキストとして用いる。また、教材を適宜配布する。

#### < 成績評価の方法 >

定期（期末）試験を中心に、授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が9割、その他が1割を予定している。

#### < その他 >

受講希望者が30名程度を超える場合には、実務公法（行政法）の成績を基準として、選考を行うことがある。

|      |        |     |      |    |        |      |        |
|------|--------|-----|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 応用基幹科目 |     |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 応用民法   |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 中原 太郎  |
| 配当年次 |        | L 3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 隔週 2 回 |

#### < 目 的 >

この授業では、L 1 民法及び実務民事法等で修得した民法に関する基本的知識をもとに、さらに応用的・先端的な問題における法適用のあり方を実践・修得することにある。具体的には、複雑な事例が民法の基礎理論を用いることでどのように解きほぐされ整理・分析されるのか、近時の判例において問題となった事柄が既存の民法法理との関係でどのような意義を有するのか等に重点を置いて、既習事項の再確認とその具体的実践を学ぶ。このことは、自らの日常の民法学習のあり方を反省することにもつながろう。なお、この授業で扱う範囲は、基本的には財産法に限定される。

#### < 授業内容・方法 >

授業は 2 回隔週とする。各回では、事例演習を行った後、時間が余れば最近の判例の分析等を行う。受講者は、担当教員から発せられる質問等に答えられるように、各回で扱う事例・判例等に関し十分な予習を行うことが求められる。

事例演習は、以下の要領で行う予定である。①各回につき、教材の中から 1 題を取り上げる（ただし、設問内容を変更することはありうる）。②各回につき、受講者数名を割り当てる。③各回の担当者は、全員、定められた締切りまでに担当教員に解答案を E-mail により送付する。④授業では、そのうちいくつかのものをピック・アップして受講者全員に配布する。⑤授業中に解答案を読む時間を設けたうえで、受講者からの論評を求める。⑥以上のいずれに関しても、解答案作成者の匿名性は確保する。

#### < 教科書・教材 >

##### 1 教材

松岡久和ほか編『民法総合・事例演習（第 2 版）』（有斐閣、2009 年）  
他に、適宜、補充教材等を配布することがある。

##### 2 参考書

各自、自分が普段使っている教科書・体系書（予備校の教材は除く）を適宜持参すること。新たに入手しようと思っている場合は、以下のものを勧める。

##### [民法総則]

佐久間毅『民法の基礎 1（第 3 版）』（有斐閣、2008 年）  
四宮和夫＝能見善久『民法総則（第 8 版）』（弘文堂、2010 年）  
河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007 年）  
山本敬三『民法講義 I 総則（第 3 版）』（有斐閣、2011 年）

##### [物権法・担保物権法]

佐久間毅『民法の基礎 2』（有斐閣、2006 年）  
安永正昭『講義 物権・担保物権法』（有斐閣、2009 年）  
道垣内弘人『担保物権法（第 3 版）』（有斐閣、2008 年）

##### [債権総論]

中田裕康『債権総論（新版）』（岩波書店、2011 年）  
潮見佳男『プラクティス民法債権総論（第 3 版）』（信山社、2007 年）

##### [債権各論]

山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』（有斐閣、2005 年）  
橋本佳幸ほか『民法Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011 年）  
吉村良一『不法行為法（第 4 版）』（有斐閣、2010 年）

<成績評価の方法>

平常点（50％）及び筆記試験（50％）により成績評価を行う予定である。

<その他>

履修希望が多い場合は、選抜を行うことがある。

授業回数が限られているため、初回から実質的な授業を行う。受講を許可された者は、TKCを確認し、きちんと予習してくること。

|      |        |     |      |    |        |      |       |
|------|--------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 応用基幹科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 応用刑法   |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 成瀬 幸典 |
| 配当年次 |        | L 3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

< 目 的 >

与えられた事案を刑法的観点からの確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈力の修得を目的とする。

< 授業内容・方法 >

前半は、刑法総論及び各論における重要問題に関する理論的知識がどの程度定着しているかを確認するための双方向的な講義を行う。

後半は、最新判例を素材にした事例研究を行う。  
個別的な添削などは一切行わない。

< 教科書・教材 >

特になし。

< 成績評価の方法 >

筆記試験の結果と平常点により評価する（前者 80%、後者 20%程度）。

< その他 >

履修者は10名程度が適切であると考えているので、履修希望者がそれを大幅に超えた場合は選抜を行う。

|      |        |     |      |    |        |      |       |
|------|--------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 応用基幹科目 |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 応用商法   |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 吉原 和志 |
| 配当年次 |        | L 3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

1 年次・2 年次で学んだことを踏まえ、事例問題の検討を通じて、①基礎的な事項の知識・理解を確認しながら、②具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討した上で、③口頭で and/or 文章で論理的に議論を展開していく能力を磨くことを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

市販の教材や法律雑誌に掲載された事例問題および担当教員が作成した事例問題を用いて、事例問題演習を行なう。会社法全般にわたって偏りのないよう教材を選択・作成する予定であり、初回授業の際に教材を配布する。

##### [授業前の準備]

各回、1 問～2 問の事例問題を取り上げ、1～2 人の報告者を割り当てる。報告者は、問題を分析したレジュメとともに解答文案を作成し、事前に（水曜日の授業の2 日前である月曜日夕方までに）担当教員にメールで送付するものとする。担当教員は、月曜日のうちにTKC 教育システム上に当該レジュメと解答文案を掲載する。

参加者は、各自、事例問題を自分なりに考えてみた上で、レジュメと解答文案に眼を通し、問題点や疑問点をまとめて授業に臨むものとする。

##### [授業の進行]

授業では、報告者による報告の後、参加者による質疑応答や議論を行なう。

報告にあたっては、ただレジュメや解答文案を読み上げるのではなく、わかりやすいプレゼンテーションをするように心がけることが求められる。

なお、必要に応じ、最新の重要判例の検討をもって事例問題の検討に代えることがありうる。

#### < 教科書・教材 >

適宜コピーを配布する。

#### < 成績評価の方法 >

報告者としての報告内容および討論への参加状況（50 % 程度）および期末試験の成績（50 % 程度）を勘案して総合的に評価する。

#### < その他 >

参加者数は最大 28 人とする。履修希望者が 28 人を超えた場合には、選考を行なうことがある。

|      |         |      |    |        |   |                       |
|------|---------|------|----|--------|---|-----------------------|
| 科目群  | 応用基幹科目  |      |    |        |   |                       |
| 授業科目 | 応用民事訴訟法 |      |    | 単位     | 2 | 担当教員<br>坂田 宏<br>内海 博俊 |
| 配当年次 | L 3     | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |   | 1 回                   |

< 目 的 >

L1「民事訴訟法」、L2「実務民事法」などを通じて身につけた民事訴訟法に関する知見を実質化すること、すなわち、民事訴訟法の条文・判例・学説の理解があることを前提として、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解決のための使用に耐えうるものへと深めることが目標となる。

< 授業内容・方法 >

民事訴訟法（判決手続）に関する知見による解決が求められる、比較的簡素な事例演習問題を題材とする。各回の担当者は、問題についての検討メモを事前に提出し、その内容を参加者全員で共有する。授業では、検討メモをもとに参加者全員で議論する（担当者以外の学生にも発言を求めるので、参加者は自分の担当回でなくても、入念な予習をして臨む必要がある）。

< 教科書・教材 >

『基礎演習民事訴訟法』（弘文堂，2010）を毎回持参するほか、自分が日常使っている民事訴訟法の基本書・判例集があれば持参することが望ましい。そのほか追加教材は配布する。

< 成績評価の方法 >

担当回（検討メモ）の内容など平常点を 20 %、期末試験の成績を 80 % として評価する。

< その他 >

受講希望者数によっては、選抜を行う可能性がある。

|      |         |     |      |    |        |      |       |
|------|---------|-----|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 応用基幹科目  |     |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 応用刑事訴訟法 |     |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 佐藤 隆之 |
| 配当年次 |         | L 3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

比較的新しい重要判例や事例問題の検討を通じて、2年次までに学んだ事項に関する理解を確認（・補充）するとともに、事案の中から問題となり得る点を発見し、その解決に向けた法的議論を論理的に展開し、説得的な結論を導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

#### < 授業の方法 >

刑事手続全般にわたって、解釈論及び実務上の基本的かつ重要な問題を含む事例をとりあげる。

受講者は、TKC教育システム上に示された予習課題（主として判例ないし設例）について、十分に検討してくることを前提として、予め指定する報告者2名による問題提起・分析（15分程度の口頭報告）及び解答をもとに、教員が受講者を指名し、その質疑応答に基づいて議論する方式で進める。

初回授業の際に、予定表を配付する。

#### < 教科書等 >

- ・教科書 特に指定しない。
- ・判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣）
- ・参考書

長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）

古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』（有斐閣）

※上記文献のほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、同「刑事手続法を学ぶ」、長沼範良・大澤裕ほか「対話で学ぶ刑訴法判例」、及び現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」が有益である。

その他の参考文献等については、授業の際に適宜紹介する。

#### < 成績評価の方法 >

学年末試験（70％）、報告時に提出されるレポート等（10％）、及び討論への参加状況を含む平常点（20％）によることを予定している。

#### < その他 >

履修希望者が30名を超えた場合に選抜を実施する。

|      |        |      |    |        |               |
|------|--------|------|----|--------|---------------|
| 科目群  | 実務基礎科目 |      |    |        |               |
| 授業科目 | 法曹倫理   |      | 単位 | 2      | 担当教員 官澤・中島・遠藤 |
| 配当年次 | L 2、3  | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 1 回           |

#### < 目 的 >

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

#### < 授業内容・方法 >

基本的な事項について講義を行った上、事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周知な準備作業を行うことが要求される。なお、各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面等で周知する予定である。

具体的な授業の流れは以下の通りである。

- 1 弁護士倫理 (1) ----- 弁護士の職責と倫理
- 2 弁護士倫理 (2) ----- 事例研究：依頼者との関係…職務を行い得ない事件等
- 3 弁護士倫理 (3) ----- 事例研究：依頼者との関係…守秘義務等
- 4 弁護士倫理 (4) ----- 事例研究：依頼者との関係…金銭関係等
- 5 弁護士倫理 (5) ----- 事例研究：真実義務、刑事弁護の倫理等
- 6 弁護士倫理 (6) ----- 事例研究：他の弁護士や裁判所との倫理
- 7 弁護士倫理 (7) ----- 事例研究：事務所の弁護士間等の諸問題等
- 8 弁護士倫理 (8) ----- 事例研究：公益的活動、組織内弁護士の特殊問題等
- 9 弁護士倫理 (9) ・裁判官倫理 (1) ----- 事例研究：民事裁判での倫理等
- 10 裁判官倫理 (2) ----- 裁判官職務論 (1)
- 11 裁判官倫理 (3) ----- 裁判官職務論 (2)
- 12 裁判官倫理 (4) ----- 裁判官職務論 (3)
- 13 検察官倫理 (1) ----- 検察官職務論 (1)
- 14 検察官倫理 (2) ----- 検察官職務論 (2)
- 15 起案または試験

#### < 教科書・教材 >

参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。

#### < 成績評価の方法 >

成績評価は、期末試験が 7 割、平常成績が 3 割の割合で実施する予定である。

#### < その他 >

担当の教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

|      |          |       |      |    |        |      |         |
|------|----------|-------|------|----|--------|------|---------|
| 科目群  | 実務基礎科目   |       |      |    |        |      |         |
| 授業科目 | 民事要件事実基礎 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 中島 朋宏   |
| 配当年次 |          | L 2、3 | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 |      | 概ね2週に1回 |

#### < 目 的 >

民事訴訟は、民事実体法上の権利義務の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、実務上、要件事実が重要な機能を果たしている。

すなわち、裁判所は、要件事実の存否に基づき権利義務の存否を判断することになるので、証拠調べは、最終的な立証の目標を要件事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において審理判断することになるから、当事者による訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行される必要があり、実務家にとって、要件事実の理解は不可欠である。

本講義では、具体的な事例における要件事実を検討し、また、要件事実が民事訴訟の各段階において果たす役割を考察することなどによって、要件事実の意義や機能についての理解を涵養し、実務家として必要となる知識や思考能力を養うことを目的とする。併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般も視野におき、要件事実以外の事実、すなわち、間接事実等（いわゆる事情を含む。）の訴訟上の機能の理解も深める。

#### < 授業内容・方法 >

講義は、実務家（裁判官）教員により、主として判例・実務における理解に基づき実施する。

受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、適時に教材に基づくレポート提出と講評を実施する予定である。具体的な講義日と講義内容は、学内インターネットへの掲示等により連絡する。

#### < 教科書・教材 >

- ・ 教科書
  - 「新問題研究 要件事実」（法曹会）
  - 「改訂紛争類型別の要件事実」（法曹会）
- ・ その他の教材
  - 「4訂民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」（法曹会）
    - \* 講義において直接利用することは予定しないが、講義の内容のより深い理解のため、受講生において、講義と併行して自ら学習することが強く望まれる。
  - 「10訂民事判決起案の手引」（法曹会）
    - \* 講義において直接利用しないが、受講生において、適宜参照するのが望ましい。

#### < 成績評価の方法 >

試験（中間試験も実施する予定である。）の成績のほか、講義中の発言や課題に対するレポート等の評価に係る平常成績を総合的に考慮するが、要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているかに評価の重点をおき、期末試験の成績、中間試験の成績及びその余の平常成績の比重は、3対1対1とする予定である。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |      |    |        |                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|----|--------|--------------------|
| 科目群                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 実務基礎科目    |      |    |        |                    |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 民事・行政裁判演習 |      | 単位 | 3      | 担当教員 信濃・佐々木（洋）     |
| 配当年次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | L 3       | 開講学期 | 通年 | 週間授業回数 | 前期 1 回<br>後期隔週 1 回 |
| <p>&lt; 目 的 &gt;</p> <p>本講義の目的は、民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。</p> <p>このために、①混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、②自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、③自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、④証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。</p> <p>&lt; 授業内容・方法 &gt;</p> <p>本講義は、前期において、民事一般事件 2 単位分を信濃孝一教授及び佐々木洋一講師が担当し、後期において、行政事件 1 単位分を信濃孝一教授が担当する。原則として、講義において、当事者の双方の言い分及び関連証拠の記載された事例問題を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論、起案を適宜取り入れて授業を進める。</p> <p>&lt; 教 材 &gt;</p> <p>教材は、授業の前に配布する。</p> <p>&lt; 参考書 &gt;</p> <p>1 民事裁判演習</p> <p>10 訂・民事判決起案の手引き（法曹会）（指定教科書）</p> <p>（改訂）紛争類型別の要件事実（法曹会）（指定教科書）</p> <p>新問題研究 要件事実（法曹会）</p> <p>2 行政裁判演習</p> <p>中川丈久＝斎藤浩＝石井忠雄＝鶴岡稔彦編著・公法系訴訟実務の基礎（第 2 版）（弘文堂）</p> <p>&lt; 成績評価の方法 &gt;</p> <p>成績評価は、期末試験の結果 9 割、平常成績 1 割として実施する。</p> |           |      |    |        |                    |

|      |        |      |    |        |                |
|------|--------|------|----|--------|----------------|
| 科目群  | 実務基礎科目 |      |    |        |                |
| 授業科目 | 刑事裁判演習 |      |    | 単位     | 3              |
|      |        |      |    | 担当教員   | 遠藤・須田<br>伊藤・翠川 |
| 配当年次 | L 3    | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1. 5回          |

#### <目 的>

本講義は、刑事手続、殊に公判手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を修得することを目的とする。そこでは、具体的事件を素材として、検察官、弁護士、裁判官のそれぞれが、事件をどのような視点からとらえ、手続の各段階において自らの責務をどのように果たしていくのかを主体的に体得するとともに、事案を的確に分析し、そこに含まれる事実認定又は法律上の問題点を発見した上、これに対して法的に採り得る解決策を探り、自己の支持する結論を的確かつ説得的に表現する能力を涵養することが目指される。

#### <授業方法・内容>

本講義は、検察実務・刑事弁護実務・刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれを検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が担当する。そして、主として事件記録教材（実際の事件記録を加工したもの）に基づき、同一の事件につき、手続の進行具合を踏まえて、検察官、弁護士、裁判官として何ができるか、また何をすべきかを検討する。なお、本講義の想定は、事案の解決を机上ではなく公判手続を通じて行うものであるが、事案に含まれる問題点は手続の進行に伴い変動するし、法的に採り得る解決策も手続の進行に伴い変動するため、公判手続に関する十分な理解が必須となる。そこで、本講義では、公判手続一般についても適宜解説を加える予定である。

受講者は、与えられた事件記録教材等を事前に読み込み、想定される事実認定又は法律上の問題点について十分に検討した上で講義にのぞみ、講義の際には、自己の選択した結論についてその思考過程を的確に説明することが求められる。また、表現能力向上のため、適宜、与えられた課題についての検討結果をまとめたレポートの提出を求める予定である。

講義の内容は事実認定のほか、刑事実体法及び刑事手続法の全般にわたるが、各回ごとの主要なテーマは講義開始前にTKCに掲載する方法により開示する。

#### <教科書・教材>

教材として、事件記録教材を数種使用するほか、適宜事例問題を使用する予定である。なお、これらは使用の都度、事前に配布する。

また、公判手続の実際を理解するためには司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－平成21年度版」（法曹会）が有益であり、本講義ではこれを適宜テキストとして使用する予定である。

#### <成績評価の方法>

期末試験（60％）、小テスト（20％）及び平常点（20％）により評価する。なお、平常点は、課題についてのレポート及び講義の際の質疑応答等による。

|      |            |      |    |        |               |
|------|------------|------|----|--------|---------------|
| 科目群  | 実務基礎科目     |      |    |        |               |
| 授業科目 | リーガル・クリニック |      |    | 単位     | 2             |
|      |            |      |    | 担当教員   | 官澤 里美<br>関根 攻 |
| 配当年次 | L 2、3      | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 毎月 1 回程度      |

#### < 目 的 >

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、相談の基礎的技能を体得し、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。

#### < 授業内容・方法 >

法律相談についての基礎的技能を体得するとともに、実務で多い相談類型に対応するために必要な実務的な基本的知識を習得するために、教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が来談者（教員等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基礎的技能・基本的知識を体系的に学ぶ授業を行う。

毎月 1 回（6 月のみ 2 回）、原則として第 3 土曜日の午後（3 限乃至 5 限）にリーガル・クリニックの授業を行う。具体的には、第 3 限に、教員立ち会いの下で模擬相談を行う。第 4 限に、当日の模擬相談について学生の相互批評、教員の講評を行う。第 5 限に、教員の指導のもと、各学生が各種の法的文書を作成する。

本年度の相談内容としては、債権回収問題、不動産問題、企業法務問題、離婚問題及び相続問題を予定している。

#### < 教科書・教材 >

毎回の来談者（教員等）の模擬法律相談が教材である。なお、適宜プリント等を配布する。

#### < 成績評価の方法 >

模擬相談案件に対する取組み・成果、並びに各回に作成する法的文書等を総合勘案して、これを評価する。

#### < その他 >

|      |           |      |    |        |       |
|------|-----------|------|----|--------|-------|
| 科目群  | 実務基礎科目    |      |    |        |       |
| 授業科目 | ローヤリングA、B |      |    | 単位     | 2     |
|      |           |      |    | 担当教員   | 佐藤 裕一 |
| 配当年次 | L 2、3     | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 毎週各1回 |

#### <目 的>

1. 弁護士として法律実務に携わるということは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけることが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手段を選択するかといった判断も大切です。そうした意味では、ローヤリングは「これまでに学んできた実体法や訴訟法の法的知識を、現実の紛争解決の場においてどのように活かしていくのか」という手法を学ぶものです。
2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理をも取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、来るべき司法修習との橋渡しの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。
3. なお、ローヤリングAと同Bは基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

#### <授業の進め方>

単なる講義形式ではなく、予めTKC教育支援システムを利用してレジュメと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えてもらいます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になってもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとても大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は負担が必要以上に重くならないように配慮することを前提として合計5回予定しています。更に今年から、最終回に法律文書の作成を即日起案で行ってもらいます。

なお夏休み中に希望者10名程度を対象として、ローヤリングで学んだことが実務の中で現実にとどのように活かされているのかを検証する目的で、私の法律事務所における1日弁護士体験を企画する予定です（1日1人）。但し、希望者が多い場合には、抽選としています。

#### <授業内容>

1. 現代の弁護士業務
2. 各種の法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先（ないしは紹介事件）の模擬法律相談演習
5. 受任の決定と証拠収集
6. 相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A（相手方が本人の事案）
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
9. 紛争処理手続きの選択（各種ADRを含めて）
10. 倒産手続きにおける利害関係者との模擬交渉演習
11. 裁判における訴え提起以降の主張
12. 裁判における立証活動
13. 裁判上の和解への対応
14. 紛争の解決における弁護士の役割
15. 法律文書の作成（即日起案・講評）

**<教科書>**

特に指定せずに、講義では予めTKCに掲載しておくレジюме及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

**<参考書>**

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第2版』（民事法研究会）

**<成績評価の方法>**

「ケース研究」及び「模擬相談・交渉演習」を通じての議論・検討の状況を基にします。また「ケース起案・即日起案」も大きな評価対象です。具体的な配点は次のとおりです。

ケース研究の際の平常点60%、演習点10%、起案点30%

|      |           |      |      |        |      |             |
|------|-----------|------|------|--------|------|-------------|
| 科目群  | 実務基礎科目    |      |      |        |      |             |
| 授業科目 | エクスターンシップ |      | 単位   | 2      | 担当教員 | 官澤 里美<br>ほか |
| 配当年次 | L 2、3     | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |      |             |

#### < 目 的 >

法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。

この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだ「実務民事法」「実務刑事法」「実務公法」等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実地に体験することも重要な目的である。

実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉し協定を結ぶこととし、その都度受講可能学生数を確定する。

#### < 授業内容・方法 >

夏季授業等の期間中に、法律事務所等において、課題を設定して研修を実施する。各授業年度毎に、実務家教官と研究者教官は共同して、法律事務所等と相互に連絡をとりつつ、それぞれの場所で、学生が法実務業務の実際に触れることができるように、具体的な研修プログラムを策定し実施する。このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れに従うが、より具体的な研修方法については、各研修受け入れ機関との間の協議によって年度毎に策定される。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければならない。これは、法律事務所等を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚させるための誓約書である。さらに、オリエンテーションや当該研修場所で研修を始めるにあたって、必要に応じて法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう教育を徹底する。

本年度においては、仙台（数箇所）及び東京（2箇所）の法律事務所と協定を結び、16名程度の学生を選抜して各事務所で研修を行う予定である。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、夏休み期間中に1週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は2名1組又は1名で連日弁護士事務所に赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実際を研修することとする。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において弁護士教員・研究者教員の指導の下でディスカッションを行う。

授業・作業の流れは概略以下の通り。

1. オリエンテーション
2. 研修先の選択・課題の策定
3. 講義：法律事務所業務、企業法務等
4. 各研修先における研修（1）
5. 各研修先における研修（2）
6. 各研修先における研修（3）
7. 各研修先における研修（4）
8. 各研修先における研修（5）
9. 各研修先における研修（6）
10. 各研修先における研修（7）
11. レポート作成・提出
12. 研修結果・レポートについての討論・講評（1）
13. 研修結果・レポートについての討論・講評（2）
14. 研修結果・レポートについての討論・講評（3）

<教科書・教材>

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付する。

<成績評価の方法>

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価する。

<その他>

|      |  |        |      |            |        |      |          |
|------|--|--------|------|------------|--------|------|----------|
| 科目群  |  | 実務基礎科目 |      |            |        |      |          |
| 授業科目 |  | 模擬裁判   |      | 単位         | 2      | 担当教員 | 遠藤・廣瀬・翠川 |
| 配当年次 |  | L 3    | 開講学期 | 集中講義<br>後期 | 週間授業回数 |      |          |

< 目 的 >

本講義は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を具体的に体験することを通じて、実務法曹として必要な知識・技能を習得することを目的とする。

< 授業方法・内容 >

本授業は、履修者が、検察官、弁護士、裁判官の各役割を分担して、公訴提起から判決に至るまでの公判手続を実演し、これに対して、教員が理論及び実務の観点から適切な指導を行う形で進められる。

履修者には、模擬裁判当日における実演に先立って行われる講義への参加、課外時間における通常の予習にとどまらない公判傍聴や裁判例・文献の調査、模擬裁判当日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び当日における公判手続の実演が求められる。また、本授業終了後、模擬裁判に向けてどのような準備を行ったか、模擬裁判を実演した上での反省点などについてのレポート提出が求められる。

なお、科目の性質上、授業は、集中的連続的に実施する期間を設けて行う（授業日程は、後日 T K C に掲示するか、履修者に予定表を配布することによって周知する）。

< 教科書・教材 >

実際の事件記録を基に作られた事件記録教材を使用する予定である。

< 参考書 >

- ・法曹会編「刑事訴訟規則逐条説明―第 2 編 3 章―公判」（法曹会）
- ・司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要―参考記録に基づいて―平成 2 1 年度版」（法曹会）
- ・山室恵編著「刑事尋問技術〔改訂版〕」（ぎょうせい）
- ・司法研修所編「刑事判決書起案の手引」（法曹会）
- ・司法研修所検察教官室編「検察講義案」（法曹会）

このほかの文献等は、授業時に具体的に指示する。

< 成績評価の方法 >

授業や準備作業・実演における取り組みの状況に、成果としての論告要旨、弁論要旨、判決書などの起案も加味して評価する。

< その他 >

|      |           |      |    |        |      |                |
|------|-----------|------|----|--------|------|----------------|
| 科目群  | 実務基礎科目    |      |    |        |      |                |
| 授業科目 | リーガル・リサーチ |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 金谷 吉成<br>樺島 博志 |
| 配当年次 | L 1、2     | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1 回  |                |

#### <目 的>

この授業は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力を習得することを目的とする。実務においては、直面する問題について、最新のものを含めた的確な情報を収集し、それらを適切に整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、リサーチの技法や検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して法情報を調査・分析する訓練を行う。

#### <授業内容・方法>

授業では、以下の内容について、それぞれ電子媒体（インターネット、データベース）と紙媒体（雑誌、書誌）を用いた検索・情報収集の方法について解説する。リサーチの結果を文書にまとめる訓練を行うために、数回のレポートを課す。

##### 第1回 ガイダンス

（ 法科大学院教育研究支援システムの構成と使い方・注意事項

##### 第2回 リーガル・リサーチ概論、インターネットを用いた検索の基礎

##### 第3回 実務家教員による講演（リサーチ・文書作成方法）

##### 第4回 文献・学説の探し方、読み方

##### 第5回 法令・立法資料の探し方、読み方

##### 第6回 判例の探し方、読み方

##### 第7回 デジタル資料、オンライン・データベース資料の利用方法

（ 調査結果のまとめ方、文書化、書面の書き方の訓練

##### 第8回 法令・判例の解釈理論、学習方法（私法分野）

##### 第9回 “ ” （公法分野）

##### 第10回 実例1（公法）

##### 第11回 実例2（民事法）

##### 第12回 実例3（刑事法）

##### 第13回 補論（アメリカ法情報調査）

##### 第14回 補論（国際法・ヨーロッパ法情報調査）

##### 第15回 最終課題レポートの出題と解説

技能科目として、適宜実際に特定のテーマを与え、関連する裁判例や文献等の検索とその結果をレポートにまとめる作業を行う。特に技能修得度を評価するために、講義の最後には、実習として、実際の事件を素材にして、法令・判例調査、学説調査、外国法調査を行い、その結果を小論文として提出させ、これに対し講評を加える。こうした作業は、適切な検索ツールの選択、的確な検索キーワードや条件の設定、検索情報の取捨選択、情報の整理の訓練となり、実務法曹としての情報収集・処理能力の向上に資する。

#### <教科書・教材>

教材は、法科大学院教育研究支援システムを通じて適宜配付するとともに、専用のホームページを用いる。法政実務図書室、その他の場所におけるリーガル・リサーチの実習を含む。以下に挙げる参考文献以外の文献については、授業のときに随時紹介する。

#### <参考文献>

いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子『リーガル・リサーチ〔第3版〕』（日本評論社、2008年）  
 弥永真生『法律学習マニュアル〔第3版〕』（有斐閣、2009年）

**<成績評価の方法>**

授業における質疑応答、講義期間中に出される課題の評価（30％）及び最終レポート（70％）の総合評価による。

**<その他>**

模擬裁判、ローヤリング、クリニック等、他の実務基礎科目において、実際にリーガル・リサーチを行うことが前提とされている。

|      |         |       |      |    |        |      |                |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|----------------|
| 科目群  | 実務基礎科目  |       |      |    |        |      |                |
| 授業科目 | 民事法発展演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 信濃 孝一<br>中島 朋宏 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回            |

#### < 目 的 >

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方、和解案等のほか、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討したりする。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

このほか、実務における争点整理等の実際を体験できる教材を利用した演習も予定している。

なお、初回に、教員2名によるイントロダクションを実施する以外は、2名の教員が前半7回と後半7回とを分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

#### < 教科書・教材 >

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

#### < 成績評価の方法 >

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。平常の評価と夏期休暇中のレポートの評価とは、同等に取り扱う。

#### < その他 >

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

なお、受講希望者が10名を超える場合には、履修制限を行うことがある。この場合、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）を参考として演習への適性の有無を判断することとし、適性が同程度と見込まれる者については、教員の手元において抽選で選考する。

|      |         |       |      |    |        |      |        |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 実務基礎科目  |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 民事法発展演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 佐藤 裕一  |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 毎週 1 回 |

#### < 目 的 >

1. 不法行為法の中の交通事故損害賠償実務をテーマとした演習です。
2. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償の依頼を受けて事件処理することはかなり日常的なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律的にも民法の知識だけではなく、自動車損害賠償保障法、道路交通法、商法（保険代位）、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係してきており、それらを総合する形で「交通事故損害賠償法」といった1つの専門分野が形成されている状況です。
3. 演習の中では最近の判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、得られた知識を法律文書に表現する訓練として訴状、答弁書等の法的文書の起案を行ってもらいます。判例を取り上げる際には、関連する民事訴訟法の論点についても意識的に検討対象に加えます。また不法行為の一分野ですので、不法行為法の基本的な理論を絶えず確認しながら発展的な思考へと進んでいきます。そうした上での法的文書の作成によって真の理解ができていのか自ら確認することができることになります。
4. この演習を通じて、交通事故損害賠償についての実務に必要な基礎知識と法的文書作成の基本が習得できると考えています。

#### < 講義の進め方 >

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてもらいます。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な書式類や算定基準、平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

演習のうち2回を法的文書作成にあてます。訴状、答弁書を即日起案してもらいます。起案日に参考答案を配付して簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

#### < 授業内容 >

1. 交通事故損害賠償の基礎（総論）
2. 積極損害の問題点
3. 消極損害総論
4. 後遺障害逸失利益の問題点（1）
5. 後遺障害逸失利益の問題点（2）
6. 慰謝料の算定
7. 物的損害の問題点
8. 過失相殺の問題点
9. 素因減額の問題点
10. 交通事故紛争の解決手段
11. 損害賠償請求訴訟の提起
12. 訴状の作成（即日 起案・講評）
13. 答弁書の作成と当事者双方の立証活動
14. 答弁書の作成（即日 起案・講評）
15. 期末試験

**<教科書>**

特に指定しません。講義では予めTKCにレジュメと検討してもらう判例を掲載します。

**<参考書>**

特に指定しませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。またTKCに掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

**<成績評価の方法>**

期末試験（すべて持ち込み可）を50点、演習における即日起案を20点、演習における発言内容を30点として評価します。

|      |  |         |      |    |        |      |       |
|------|--|---------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  |  | 実務基礎科目  |      |    |        |      |       |
| 授業科目 |  | 民事法発展演習 |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 石井 彦壽 |
| 配当年次 |  | L 2、3   | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

< 目 的 >

実務家は、実体法、手続法をそれぞれ単体として体系的・横断的に理解し、また、様々な法律を有機的に関連づけて紛争の解決や予防の業務を遂行しなければならない。

本演習は、多様な教材を用いて、上記のような実務家としての具備すべき法律知識を習得すること及び問題解決能力を養うことを目的とする。

< 授業内容・方法 >

複雑な内容をもつ事例問題のほか、判例・学説に依拠するだけでは解決できないような法律問題を扱う。但し、演習は基礎的な法律知識を確認しながら進める。予め判例・学説の調査をし問題をよく考えておくこと、授業においては活発な議論を展開することが求められる。

< 教科書・教材 >

教材は、TKC等により、適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における取り組み姿勢、議論の内容（20％）のほか、期末におけるレポート試験の結果（80％）によって評価する。

< その他 >

かなり高度な内容を扱うので、民法、民事訴訟法、要件事実論の基礎知識を習得していることが前提となる。

受講者が10名を超える場合には、前年度の実務民事法、要件事実基礎の成績を参考として選抜をおこなう。この演習の内容が理解できて視野が広がったときの感動を是非体験してしてみたいという熱意も参考とする。

|      |          |      |    |        |       |
|------|----------|------|----|--------|-------|
| 科目群  | 実務基礎科目   |      |    |        |       |
| 授業科目 | 刑事実務基礎演習 |      |    | 単位     | 2     |
|      |          |      |    | 担当教員   | 遠藤 伸子 |
| 配当年次 | L 2、3    | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 1 回   |

#### < 目 的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法にかかわる標準的なレベルの事例問題を素材として、事案を適正妥当に解決する能力、すなわち、事案を法的に分析して問題点を抽出した上、これを踏まえて事実認定（法的に意味のある具体的事実の抽出・評価）を行い、事案の特質を踏まえた適正妥当な結論を導く能力を修得することを目的とする。さらに、議論や起案を通じて、自己の思考過程を的確に表現し、他人を説得する能力を修得することも本演習の重要な目的である。

#### < 授業内容・方法 >

受講者は、与えられた事例問題について、事前に、事案に含まれる法律上又は事実認定上の問題点を発見し、事案の特質、関係する裁判例・文献を踏まえて適正妥当な結論を模索するとともに、本演習の際、積極的に議論に参加して、自己の選択した結論についてその思考過程を説明することが求められる。授業では事案分析に重点を置く。その前提となる法律論も事案分析に必要な限度で検討するが、実務に即した演習であるから、法律論については条文・判例を中心とし、諸学説の当否を一般的・抽象的に検討することはしない。また、表現能力向上のため、適宜、事例問題についての検討結果をまとめたレポートの提出を求める予定である。

#### < 教科書・教材 >

使用する事例問題は、その都度、事前に配布する。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（50％）、レポート（40％）及び平常点（10％）により評価する。

#### < その他 >

授業進行の必要により、15名を上限とする履修者数の制限を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とし、これが同程度と見込まれる者の間では抽選を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。履修許可者は事前にTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。

|      |        |       |      |    |        |      |       |
|------|--------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 実務基礎科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 刑事実務演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 田子 忠雄 |
| 配当年次 |        | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

本演習では、実際に生じた基本的な事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、新司法試験問題に対応し得る問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらおう。

#### < 授業内容・方法 >

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

##### 第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 現住建造物等放火未遂事件  
身柄拘束までの捜査

##### 第2回

- 1 逮捕とその後の手続
- 2 送検までの捜査
- 3 事件受理後の検察官の手続
- 4 勾留請求書起案

##### 第3回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求に対する裁判所の判断
- 3 勾留決定についての弁護人の対応
- 4 警察官と検察官の関係
- 5 勾留後の捜査
- 6 勾留延長請求

##### 第4回

- 1 勾留延長についての裁判所、弁護人の対応
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 起訴便宜主義と処分
- 5 公訴事実起案

##### 第5回

- 1 起訴状起案講評
- 2 証拠整理
- 3 認否
- 4 冒頭陳述書起案

##### 第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 証拠認否
- 3 公判手続①
- 4 322条1項書面取調べ請求書起案

第7回

- 1 公判手続②
- 2 322条1項書面起案講評
- 3 論告起案

第8回

- 1 論告起案講評
- 2 恐喝未遂事件
  - ① 初動捜査
  - ② 成立罪名の擬律

第9回

- 1 送致前の捜査
- 2 事件受理後の検察官の手続
- 3 勾留後の捜査
- 4 勾留延長請求書起案

第10回

- 1 勾留延長請求書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 処分（司法取引との関係）
- 4 起訴状起案

第11回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 証拠についての弁護人の意見書起案

第12回

- 1 前記意見書の起案講評
- 2 公判手続①
- 3 2号書面取調べ請求書起案

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続②

第14回

- 1 公判手続③
- 2 論告起案

第15回

- 1 論告起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。

<その他>

刑事実務の基礎を学ぶことを目的としているので、その発展的な演習である刑事実務演習Ⅲとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

|      |        |       |      |    |        |      |       |
|------|--------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 実務基礎科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 刑事実務演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 遠藤 伸子 |
| 配当年次 |        | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法にかかわるやや高度なレベルの事例問題を素材として、事案を適正妥当に解決する能力、すなわち、事案を法的に分析して問題点を抽出した上、これを踏まえて事実認定（法的に意味のある具体的事実の抽出・評価）を行い、事案の特質を踏まえた適正妥当な結論を導く能力を修得することを目的とする。さらに、議論や起案を通じて、自己の思考過程を的確に表現し、他人を説得する能力を修得することも本演習の重要な目的である。

#### < 授業内容・方法 >

受講者は、与えられた事例問題について、事前に、事案に含まれる法律上又は事実認定上の問題点を発見し、事案の特質、関係する裁判例・文献を踏まえて適正妥当な結論を模索するとともに、本演習の際、積極的に議論に参加して、自己の選択した結論についてその思考過程を説明することが求められる。授業では事案分析に重点を置く。その前提となる法律論も事案分析に必要な限度で検討するが、実務に即した演習であるから、法律論については条文・判例を中心とし、諸学説の可否を一般的・抽象的に検討することはしない。また、表現能力向上のため、適宜、事例問題についての検討結果をまとめたレポートの提出を求める予定である。

#### < 教科書・教材 >

使用する事件記録教材又は事例問題は、その都度、事前に配布する。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（50％）、レポート（40％）及び平常点（10％）により評価する。

#### < その他 >

授業進行の必要により、15名を上限とする履修者数の制限を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とし、これが同程度と見込まれる者の間では抽選を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。履修許可者は事前にT K Cにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。

|      |        |       |      |    |        |      |       |
|------|--------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 実務基礎科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 刑事実務演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 田子 忠雄 |
| 配当年次 |        | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### <目 的>

本演習では、実際に生じたやや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、新司法試験に対応し得る問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

#### <授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

##### 第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 業務上横領事件
  - ① 捜査の端緒
  - ② 告訴に関する問題

##### 第2回

- 1 警察の捜査
  - ① 人証、物証などの証拠の収集
  - ② 被疑者の取り調べ
- 2 被疑事実起案

##### 第3回

- 1 被疑事実起案講評
- 2 警察と検察官の関係
- 3 検察官の捜査
- 4 送致事実①及び②の検討

##### 第4回

- 1 送致事実③及び④の検討
- 2 起訴便宜主義と処分
- 3 公訴事実起案

##### 第5回

- 1 公訴事実起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 冒頭陳述書起案

##### 第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 公判手続
- 3 弁論要旨起案

##### 第7回

- 1 弁論要旨起案講評
- 2 傷害致死事件
  - ① 任意捜査について
  - ② 逮捕について
- 3 勾留請求書起案

#### 第8回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求について裁判所の判断
- 3 勾留についての弁護人の対応
- 4 勾留後の捜査
- 5 勾留延長理由書起案

#### 第9回

- 1 勾留延長理由書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 処分
- 5 起訴状起案

#### 第10回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
  - ① 釈明
  - ② 認否
  - ③ 証拠申請
- 3 護人の意見起案

#### 第11回

- 1 前記起案講評
- 2 公判手続①（書証取調べ及び証人尋問）

#### 第12回

- 1 公判手続②（敵対証人の尋問）
- 2 2号書面取調べ請求書起案

#### 第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 伝聞証拠について
- 3 322条1項書面取調べ請求書起案

#### 第14回

- 1 322条1項書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続③
- 3 論告又は弁論起案

#### 第15回

- 1 論告又は弁論起案講評
- 2 纏め

#### <教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

#### <成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。

#### <その他>

刑事実務の発展段階を学ぶことを目的としているので、その基礎的な演習である刑事実務演習Ⅰとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。  
履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

|      |          |      |    |        |      |       |
|------|----------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 基礎法・隣接科目 |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 日本法曹史演習  |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 坂本 忠久 |
| 配当年次 | L 2、3    | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1 回  |       |

< 目 的 >

近世（江戸時代）から明治前期にかけての日本の法や裁判制度について考察する。具体的には、近世の目安箱、刑事訴訟法、刑事内済、刑事政策、裁判制度、私法制度、近代の刑事法、家族制度、裁判制度、弁護士制度等に関する近年の研究成果を具体的な題材とし、特に質疑応答を通じて各制度の特色や問題点等を理解することをねらいとする。

上記の点に関する理解を手かがりとして、現在の法制度や裁判制度の成り立ちや意義等を明確に把握できるようにしたい。（なお、各回の内容は、状況により若干変更する場合がある。）

< 授業内容・方法 >

1 回ごとにテーマに沿った題材について説明した後、各自の質疑応答により理解を深めたい。

< 教科書・教材 >

日本法制史の最新の研究成果（論文、研究ノート等）を活用・利用する予定である（前の回に次回分を配布する）。

< 成績評価の方法 >

学期末試験（60%）と日常の出席・発言状況等（40%）を総合して行う予定である。

< その他 >

江戸時代以降の日本史に関する最低限の知識を持っていることが望ましい。

|      |          |      |    |        |       |
|------|----------|------|----|--------|-------|
| 科目群  | 基礎法・隣接科目 |      |    |        |       |
| 授業科目 | 実務法理学    |      |    | 単位     | 2     |
|      |          |      |    | 担当教員   | 樺島 博志 |
| 配当年次 | L 2、3    | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1回    |

### < 目 的 >

授業題目：基本権をめぐる推論と判断の方法論的枠組

### < 授業内容・方法 >

1. 授業内容：人権・基本権をめぐる問題では、日本とドイツでは制度的背景を異にしながらも、推論方法において共通性が見られる一方、当然ながら判断形成では相違も見られる。ことに近年、ドイツ公法学のいわゆる三段階審査の手法が紹介されているところである。本講義では、基本権をめぐる事件を題材として、法律学方法論の理解と習得を目的とする。その際、日本とドイツの公法学の比較を念頭において、方法論的な普遍性と制度的な差異をふまえて、基本権審査手法の確立を目指す。

2. 教育方法（「学習の到達目標」）：履修者は、法的三段論法の習得を学習の到達目標とする。その際、三段階審査の手法を参考にして、法的三段論法の枠内で基本権審査の判断形成をどのように構成するのか、講義ごとに与えられる課題を遂行することによって、自らの論理構成を習得することが求められる。

### 3. 予定

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| 1 事案への予備的アプローチ | 9 行政法の三面関係一その3       |
| 2 基本権審査の流れ     | 10 不法行為による基本権侵害一その1  |
| 3 法律学方法論概観     | 11 不法行為による基本権侵害一その2  |
| 4 防禦権審査一その1    | 12 契約による基本権侵害一その1    |
| 5 防禦権審査一その2    | 13 契約による基本権侵害一その2    |
| 6 防禦権審査一その3    | 14 基本権審査手法の総括一質疑応答など |
| 7 行政法の三面関係一その1 | 15 期末筆記試験            |
| 8 行政法の三面関係一その2 |                      |

### < 教科書・教材 >

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

参考文献

小山剛『基本権保護の法理』成文堂、1998.

同『「憲法上の権利」の作法』尚学社、2009.

山本敬三『公序良俗論の再構成』有斐閣、2000.

< 成績評価の方法 > 期末試験のみによる。

### < その他 >

担当者に対する質問：オフィス・アワー、およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

|      |          |       |      |    |        |      |       |
|------|----------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 基礎法・隣接科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 実務法理学    |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 樺島 博志 |
| 配当年次 |          | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

### < 目 的 >

授業題目：「現代型訴訟」の実証分析—水俣病事件の法理学

### < 授業内容・方法 >

1. 授業内容：「現代型訴訟」という一群の訴訟類型について、裁判所の科学的審査能力、訴訟の政治・社会的機能を明らかにすることにより、高度化した現代社会における法の機能、法と政治、法と道德といった法哲学本来の課題にアプローチする。実証的分析対象として水俣病事件を取り上げる。

2. 教育方法（「学習の到達目標」）：法理学ないし法社会学で用いる概念枠組については、講義担当者による紹介を中心とする。取り上げられる環境訴訟については、受講者との討論を通じた事例分析を行う予定である。

### 3. 予定

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1 講義の概要・趣旨          | 9 熊本水俣病事件第3次訴訟    |
| 2 水俣病事件の経緯          | 10 政治解決と関西訴訟      |
| 3 新潟水俣病事件第1次訴訟      | 11 熊本水俣病刑事事件      |
| 4 熊本水俣病事件第1次訴訟      | 12 現代型訴訟の一般理論     |
| 5 熊本水俣病事件第1次訴訟（その2） | 13 現代型訴訟としての水俣病事件 |
| 6 科学裁判における訴訟手続上の諸問題 | 14 水俣病事件の法理学      |
| 7 水俣病認定不作為違法確認訴訟    | 15 問題の総括—質疑応答など   |
| 8 熊本水俣病事件第2次訴訟      |                   |

### < 教科書・教材 >

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

参考文献

淡路、大塚、北村編『環境法判例百選』第2版、別冊ジュリストNo.206（2011）。

田中成明『現代日本法の構図』増補版、悠々社、1992。

坂東克彦『新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想』日本放送出版協会、2000。

日弁連編『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』法律文化社、2010。

### < 成績評価の方法 >

学期末に実施する持ち帰り筆記試験（レポート試験）の評価により行う。

### < その他 >

担当者に対する質問：オフィス・アワー、およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |      |      |        |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------|------|--------|---------------|
| 科目群                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 基礎法・隣接科目    |      |      |        |               |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ヨーロッパ法（EU法） |      | 単位   | 2      | 担当教員<br>中村 民雄 |
| 配当年次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | L 2、3       | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |               |
| <p>&lt;概要・目的&gt;</p> <p>EU の機構、基本原則、主要な実体法について解説する。EU と構成国の法制度が複合して、全体として多角的で重層的な EU 法秩序をなすという視点から EU 法を講義する。EU という独特の国際組織の存在意義、その法のもつ性質と特徴、EU 法と各加盟国の法との関係、EU 法が各加盟国社会にもたらす変化、これらを理解できるようになるのが授業の目標である。</p> <p>&lt;授業内容・方法&gt;</p> <p>1. 授業内容<br/>第 8 回まで EU の組織法、第 9 回以降は EU の主要政策分野の実体法を講義する。</p> <p>2. 教育方法<br/>教材および EU 法基本判例集に掲載した判例の討論を交えながら、双方向の授業を試みる。<br/>なお第 9 回の前半は、第 8 回までの確認テストをする。この確認テストは平常点の一部となる。</p> <p>3. 予定</p> <p>第 1 回 EU の沿革と統治体制の変化（1）1980 年代まで<br/>第 2 回 EU の沿革と統治体制の変化（2）1990 年代以降<br/>第 3 回 EU の主要機関<br/>第 4 回 EU の立法および政策の形成過程<br/>第 5 回 EU の法および政策の実施過程<br/>第 6 回 EU の司法制度<br/>第 7 回 EU 法の基本原則<br/>第 8 回 EU 法と各国法の関係<br/>第 9 回 中間確認。域内市場の法的形成（1）：商品の自由移動<br/>第 10 回 域内市場の法的形成（2）：承前<br/>第 11 回 市民社会の法的形成（1）：人の自由移動<br/>第 12 回 市民社会の法的形成（2）：承前<br/>第 13 回 対外関係の法的形成（1）：対外権限、通商政策<br/>第 14 回 対外関係の法的形成（2）：共通外交・安全保障政策<br/>第 15 回 まとめ</p> <p>&lt;教科書・教材&gt;</p> <p>中村民雄編『EU 法講義・教材』（2012）<br/>中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集（第 2 版）』（日本評論社、2010）<br/>『ベーシック条約集（最新版）』（東信堂）</p> <p>&lt;成績評価の方法&gt;</p> <p>期末試験 80 %、平常点 20 % とする。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>2007 年度以前に「実務外国法 II」の単位を修得した者は履修できない。</p> |             |      |      |        |               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |      |      |        |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------|------|--------|------------|
| 科目群                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 基礎法・隣接科目    |      |      |        |            |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現代アメリカの法と社会 |      | 単位   | 2      | 担当教員 安部 圭介 |
| 配当年次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | L 2、3       | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |            |
| <p>&lt; 目 的 &gt;</p> <p>憲法・差別禁止法の分野に関するアメリカ合衆国最高裁判所およびいくつかの州最高裁判所の代表的な判例をとりあげ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の現代アメリカ法の動態を学ぶことで、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。</p> <p>&lt; 授業内容・方法 &gt;</p> <p>日本語の教材を用いて、講義とソクラティック・メソッドを組み合わせる形式で行う。</p> <p>各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例を解説し、その判例が、アメリカ法体系の中で持つ意義を考えるとともに、その法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているか探求していく。</p> <p>各回のテーマは次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 最高法規としての連邦憲法</li> <li>2 連邦制の構造</li> <li>3 ステイト・アクションの法理</li> <li>4 デュー・プロセスとプライバシーの権利</li> <li>5 平等保護の基本的枠組み</li> <li>6 平等保護とアファーマティブ・アクション</li> <li>7 表現の自由</li> <li>8 信教の自由と政教分離原則</li> <li>9 財産権と土地利用規制</li> <li>10 連邦憲法と州憲法</li> <li>11 社会権</li> <li>12 憲法改正</li> <li>13 市民的権利</li> <li>14 差別禁止法の現代的展開</li> <li>15 死刑制度の現在</li> </ol> <p>&lt; 教科書・教材 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芹澤英明・安部圭介（共著）『ケースで学ぶアメリカ法』</li> </ul> <p>&lt; 参考文献 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松井茂記『アメリカ憲法入門』</li> <li>・ 樋口範雄『アメリカ憲法』</li> <li>・ 中窪裕也『アメリカ労働法』</li> <li>・ 浅香吉幹『現代アメリカの司法』</li> <li>・ その他参考文献は、授業の中で紹介する。</li> </ul> <p>&lt; 成績評価 &gt;</p> <p>平常点（各回の質疑応答・討論の内容、小テストの成績）によって評価する。</p> <p>&lt; その他 &gt;</p> |             |      |      |        |            |

|      |          |      |    |        |      |
|------|----------|------|----|--------|------|
| 科目群  | 基礎法・隣接科目 |      |    |        |      |
| 授業科目 | 法と経済学    |      |    | 単位     | 2    |
|      |          |      |    | 担当教員   | 森田 果 |
| 配当年次 | L 2、3    | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1 回  |

#### <目 的>

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌があるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか（しないのか）について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

#### <授業内容・方法>

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。

各回の内容は、以下の予定である（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

- 第 1 回 (4/9) : 法と経済学入門
- 第 2 回 (4/16) : 刑法の経済分析 1
- 第 3 回 (4/23) : 刑法の経済分析 2
- 第 4 回 (5/7) : 不法行為の経済分析 1
- 第 5 回 (5/14) : 不法行為の経済分析 2
- 第 6 回 (5/21) : 所有権法の経済分析
- 第 7 回 (5/28) : 契約法の経済分析 1
- 第 8 回 (6/4) : 契約法の経済分析 2
- 第 9 回 (6/11) : 会社法の経済分析 1
- 第 10 回 (6/18) : 会社法の経済分析 2
- 第 11 回 (6/25) : 会社法の経済分析 3
- 第 12 回 (7/2) : 家族法の経済分析 1
- 第 13 回 (7/9) : 家族法の経済分析 2
- 第 14 回 (7/23) : 法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）
- 第 15 回 : take home exam

#### <参考書>

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）  
 三輪＝柳川＝神田『会社法の経済学』（1998、東大出版会）  
 レビット＝ダブナー『ヤバい経済学』（増補改訂版、2007、東洋経済新報社）  
 その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

#### <成績評価の方法>

期末試験（take home exam・80％）、及び、授業への貢献度（20％）による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。

#### <その他>

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

|      |                |      |    |        |               |
|------|----------------|------|----|--------|---------------|
| 科目群  | 基礎法・隣接科目       |      |    |        |               |
| 授業科目 | 外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法） |      | 単位 | 2      | 担当教員<br>樺島 博志 |
| 配当年次 | L 2、3          | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1回            |

#### ＜授業の目的と概要＞

本演習は、ドイツ法における事案解決の方法論を取り扱う。とりわけ、事案分析と起案にかかわる法的審査技術に着目する。ここでいう法的審査技術とは、法的紛争を解決するための固有の方法論的アプローチであり、具体的事案に総合的な検討を加えるための思考過程の類型化である。この技術はドイツにおいて、法的事案の分析と解決のための方法を学ぶうえで大きな役割を果たしている。事案解決のための技術と方法を学ぶことにより、参加者は事案解決を起案するための論理的な組立て方を習得し、個々の事案の本質的な問題を明確に見極められるようになるだろう。

#### ＜学習の到達目標＞

この演習の目標は、受講者が事案解決の技術と方法の基礎を身につけることである。法律学方法論は、それ自体を目的とするのではなく、事案解決のために具体的に用いられるものである。参加者は、この意味での法律学方法論を、日本法を扱ううえで応用できるようになることを期待される。

#### ＜授業内容・方法＞

法的審査技術事案解決にかんするドイツの入門書を講読する。参加者は、テキストの内容を日本語に翻訳し、的確に理解することを要求される。さらに、演習の事例問題について、テキストの解答例を参考に、自らの解答案を起案する。

#### ＜教科書・教材＞

ドイツ法の演習用教材は、担当者が準備し、受講者に配布する。

取り扱う教材は次のものを予定している。

Valerius, Brian: Einführung in den Gutachtenstil: 15 Klausuren zum Bürgerlichen Recht, Strafrecht und Öffentlichen Recht, dritte, überarbeitete und aktualisierte Aufl., Würzburg: Springer, 2009.

このほか参考書として、

Merten/ Niederle: Standardfälle Zivilrecht für Anfänger, 5. Aufl., Altenberge: Niederle Media, 2008.

#### ＜成績評価の方法＞

- ・平常点として、受講者の翻訳、解答案、討議の各成果と能力について総合的に評価する。(50%)
- ・期末課題として、授業で取りあげた事案のうち任意のものについて審査結果を起案し、レポートとして提出するものとする。(50%)

#### ＜その他＞

ドイツ法のテキストと事例問題を扱うので、ドイツ語の基礎知識を受講の前提とする。

日本語の参考文献として、次のものを参照せよ。

樺島博志、トマス・シェーファー「法的思考と審査技術」法学74巻6号（2011）39-71頁。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |      |    |        |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------|----|--------|------------|
| 科目群                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 基礎法・隣接科目        |      |    |        |            |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 外国法文献研究Ⅲ(フランス法) |      | 単位 | 2      | 担当教員 嵩 さやか |
| 配当年次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | L 2、3           | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1回         |
| <p>&lt;目 的&gt;</p> <p>この授業は、フランスに関心を持つ法科大学院の学生を対象に、法についてフランス語で書かれた文献を読むことを通じて、フランスの法・文化・社会に対する理解を深めることを目的とします。さらに、フランスを鏡として、日本法の理解を深めることも、重要な目的です。</p> <p>&lt;授業内容・方法&gt;</p> <p>受講者が、毎回、教材の指定された部分を翻訳し、他の受講者・担当教員と質疑を行う形で進めます。</p> <p>&lt;教科書・教材&gt;</p> <p>Alain SUPLOT, L'esprit de Philadelphie-la justice sociale face au marché total, Seuil, 2010 (予定)</p> <p>&lt;成績評価の方法&gt;</p> <p>平常点による。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> |                 |      |    |        |            |

|      |         |       |      |    |        |      |                |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|----------------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |                |
| 授業科目 | 民事法発展演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 信濃 孝一<br>中島 朋宏 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回            |

#### <目 的>

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

#### <授業内容・方法>

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方、和解案等のほか、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討したりする。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

このほか、実務における争点整理等の実際を体験できる教材を利用した演習も予定している。

なお、初回に、教員2名によるイントロダクションを実施する以外は、2名の教員が前半7回と後半7回とを分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

#### <教科書・教材>

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

#### <成績評価の方法>

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。平常の評価と夏期休暇中のレポートの評価とは、同等に取り扱う。

#### <その他>

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

なお、受講希望者が10名を超える場合には、履修制限を行うことがある。この場合、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）を参考として演習への適性の有無を判断することとし、適性が同程度と見込まれる者については、教員の手元において抽選で選考する。

|      |         |       |      |    |        |      |        |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 民事法発展演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 佐藤 裕一  |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 毎週 1 回 |

#### < 目 的 >

1. 不法行為法の中の交通事故損害賠償実務をテーマとした演習です。
2. 従来は、弁護士にとって交通事故損害賠償の依頼を受けて事件処理することはかなり日常的なことであり、一般民事事件として認識されてきました。裁判例も数多く出されており、その積み重ねによって客観性を備えた損害賠償額算定の基準が形成されてきています。しかしながら近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律的にも民法の知識だけではなく、自動車損害賠償保障法、道路交通法、商法（保険代位）、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係してきており、それらを総合する形で「交通事故損害賠償法」といった1つの専門分野が形成されている状況です。
3. 演習の中では最近の判例を取りあげて、論争点を把握するとともに、得られた知識を法律文書に表現する訓練として訴状、答弁書等の法的文書の起案を行ってもらいます。判例を取り上げる際には、関連する民事訴訟法の論点についても意識的に検討対象に加えます。また不法行為の一分野ですので、不法行為法の基本的な理論を絶えず確認しながら発展的な思考へと進んでいきます。そうした上での法的文書の作成によって真の理解ができているのか自ら確認することができることになります。
4. この演習を通じて、交通事故損害賠償についての実務に必要な基礎知識と法的文書作成の基本が習得できると考えています。

#### < 講義の進め方 >

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてもらいます。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な書式類や算定基準、平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

演習のうち2回を法的文書作成にあてます。訴状、答弁書を即日起案してもらいます。起案日に参考答案を配付して簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

#### < 授業内容 >

1. 交通事故損害賠償の基礎（総論）
2. 積極損害の問題点
3. 消極損害総論
4. 後遺障害逸失利益の問題点（1）
5. 後遺障害逸失利益の問題点（2）
6. 慰謝料の算定
7. 物的損害の問題点
8. 過失相殺の問題点
9. 素因減額の問題点
10. 交通事故紛争の解決手段
11. 損害賠償請求訴訟の提起
12. 訴状の作成（即日 起案・講評）
13. 答弁書の作成と当事者双方の立証活動
14. 答弁書の作成（即日 起案・講評）
15. 期末試験

**<教科書>**

特に指定しません。講義では予めTKCにレジュメと検討してもらう判例を掲載します。

**<参考書>**

特に指定しませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。またTKCに掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

**<成績評価の方法>**

期末試験（すべて持ち込み可）を50点、演習における即日起案を20点、演習における発言内容を30点として評価します。

|      |  |         |  |      |    |        |       |
|------|--|---------|--|------|----|--------|-------|
| 科目群  |  | 展開・先端科目 |  |      |    |        |       |
| 授業科目 |  | 民事法発展演習 |  | 単位   | 2  | 担当教員   | 石井 彦壽 |
| 配当年次 |  | L 2、3   |  | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 1 回   |

< 目 的 >

実務家は、実体法、手続法をそれぞれ単体として体系的・横断的に理解し、また、様々な法律を有機的に関連づけて紛争の解決や予防の業務を遂行しなければならない。

本演習は、多様な教材を用いて、上記のような実務家としての具備すべき法律知識を習得すること及び問題解決能力を養うことを目的とする。

< 授業内容・方法 >

複雑な内容をもつ事例問題のほか、判例・学説に依拠するだけでは解決できないような法律問題を扱う。但し、演習は基礎的な法律知識を確認しながら進める。予め判例・学説の調査をし問題をよく考えておくこと、授業においては活発な議論を展開することが求められる。

< 教科書・教材 >

教材は、TKC等により、適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における取り組み姿勢、議論の内容（20％）のほか、期末におけるレポート試験の結果（80％）によって評価する。

< その他 >

かなり高度な内容を扱うので、民法、民事訴訟法、要件事実論の基礎知識を習得していることが前提となる。

受講者が10名を超える場合には、前年度の実務民事法、要件事実基礎の成績を参考として選抜をおこなう。この演習の内容が理解できて視野が広がったときの感動を是非体験してしてみたいという熱意も参考とする。

|      |         |      |    |        |           |
|------|---------|------|----|--------|-----------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |    |        |           |
| 授業科目 | 環境法     |      |    | 単位     | 2         |
|      |         |      |    | 担当教員   | 北村 喜宣     |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 学期前半に 2 回 |

#### < 目 的 >

環境法の環境私法的側面、および、環境法の理念・原則、環境法政策の手法については環境法Ⅱに委ね、本講義では、環境法の行政法的規制の法制度、および、それをめぐる行政訴訟について学習する。対象とするのは、司法試験用論文に収録されているいわゆる 10 法である。単純に 10 法を解説するのではなく、環境法の基本的考え方や手法を踏まえて、当該制度の存在理由、改正による展開の状況、制度運用の実態と改善方向などを議論し、多角的に法制度をとらえることができる能力の育成を目指す。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1. 授業方法

レジュメのなかにある「Q」を中心にして議論をする。いくつかの「Q」については、課題として簡単なレポートを要求する。講義形式を基本とするが、頻繁に受講生の発言を求め、ときには行政法の理解も確かめながら進める。個別法の全体像については、いくつかのグループに分けて、20 分程度で報告をしてもらうことを予定している。

##### 2. 授業予定

14 回の講義予定は以下の通りである。法制度の全体を概説するのではなく、論点をいくつかに絞って深掘りをした議論をする。

- (1) イントロダクション（環境法の全体像と環境法の学び方）
- (2) 環境法の基本的考え方
- (3) 環境法の仕組み
- (4) 環境基本法＋循環基本法
- (5) 環境影響評価法
- (6) 水質汚濁防止法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) 土壌汚染対策法
- (9) 廃棄物処理法（その 1）
- (10) 廃棄物処理法（その 2）
- (11) 廃棄物処理法（その 3）
- (12) 容器包装リサイクル法
- (13) 自然公園法
- (14) 地球温暖化対策法

#### < 教科書・教材 >

1. 授業レジュメ（電子データで配布する）
2. 北村喜宣『環境法』（弘文堂、2011 年）
3. 淡路剛久ほか（編）『五訂ベーシック環境六法』（第一法規、2012 年）
4. 北村喜宣「環境法入門」（法学教室に連載中）

#### < 成績評価の方法 >

1. 期末試験 60 %、課題対応 40 %。

#### < その他 >

1. 初回講義時には、別途用意するプロフィールシートを完成の上、提出すること。
2. 授業は、前期の前半で終了する。火曜日 4～5 限を 6 回、土曜日 3～4 限を 1 回実施する。
3. 課題としては、①司法試験環境法の傾向分析、② 4 択問題の作成（複数回）、を考えている。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |      |      |        |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|------|--------|--------------|
| 科目群                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 展開・先端科目 |      |      |        |              |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 環境法     |      | 単位   | 2      | 担当教員<br>大塚 直 |
| 配当年次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | L 2、3   | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |              |
| <p>&lt;目 的&gt;</p> <p>これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。</p> <p>&lt;授業内容・方法&gt;</p> <p>環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との関連について扱う。</p> <p>講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第3版）（有斐閣，2010）を通読の上、参加すること。</p> <p>第1回 環境法の理念・原則（1）<br/> 第2回 環境法の理念・原則（2）<br/> 第3回 環境政策の手法<br/> 第4回 環境訴訟全般<br/> 第5回 民事訴訟と行政訴訟（1）<br/> 第6回 民事訴訟と行政訴訟（2）<br/> 第7回 民事訴訟と行政訴訟（3）<br/> 第8回 民事賠償訴訟（1）一過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権<br/> 第9回 民事賠償訴訟（2）一因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為<br/> 第10回 民事差止訴訟（1）<br/> 第11回 民事差止訴訟（2）<br/> 第12回 民事差止訴訟（3）、リスク訴訟<br/> 第13回 土壤汚染訴訟、廃棄物訴訟（1）<br/> 第14回 廃棄物訴訟（2）<br/> 第15回 廃棄物訴訟（3）その他</p> <p>&lt;教科書・教材&gt;</p> <p>【教科書】<br/> 大塚直・環境法（第3版）（有斐閣，2010）<br/> 環境法判例百選</p> <p>（以下、参考文献、参考書）<br/> 大塚直「(連載) 環境法の新展開」法学教室 283号以下（2004年4月号～）<br/> 大塚直＝北村喜宣編・環境法ケースブック（第2版）（有斐閣・2009）<br/> 北村喜宣・環境法（弘文堂・2011）<br/> 大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社，2002）<br/> 吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社，2002）<br/> 畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（第3版）（日本経済新聞社，2007）<br/> など<br/> 環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。</p> <p>&lt;成績評価の方法&gt;</p> <p>期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験又はレポート 60％、平常点 40％）。</p> |         |      |      |        |              |

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 租税法基礎   |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 澁谷 雅弘 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### <目 的>

この授業の目的は、租税法総論および所得税の基本的仕組みを理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

#### <授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、第3版、2011）を用いる。

学習の到達目標は、以下の4点である。

1. 所得税の基礎を理解する。
2. 所得税について実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
3. 租税法総論の基本的部分を理解する。
4. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

各回のテーマは、次の通りである。なお、かつこ内のセクションは詳しくはとりあげない。また、★★のN&Qは、授業では扱わない。

1. イントロダクション  
§ 121.02, 1－7 頁。
2. 租税法の基礎理論  
§ 140.02, § 111.01. (§ 125.01, 最判平成 23 年 9 月 30 日判百 3 番)
3. 租税の賦課・徴収手続  
7－1 1 頁
4. 租税法の解釈と適用 1  
§ 161.01, § 161.02, § 162.01, § 163.01. (最判平成 23 年 2 月 18 日判百 24 番)
5. 租税法の解釈と適用 2  
§ 163.02, § 164.01, § 164.02, § 166.01.
6. 所得税の基礎 1  
§ 211.01, § 211.02, § 211.05, § 212.02.
7. 所得税の基礎 2  
§ 213.01, § 213.02, § 214.01.
8. 所得分類 1  
§ 221.02, 221.03, § 222.01.
9. 所得分類 2  
§ 222.02, § 222.04, § 222.05.
10. 所得分類 3  
§ 223.01, § 223.02, § 223.03, § 223.04.
11. 所得分類 4  
§ 223.05, § 224.01, § 224.02.
12. 所得の計算と年度帰属 1  
§ 231.01, § 231.02, § 231.03.
13. 所得の計算と年度帰属 2  
§ 232.01, § 232.03, § 233.01, § 234.04.
14. 所得税額の計算  
§ 241.01, § 242.01, § 242.02
15. 試験

#### <教科書・教材>

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（所得税法、法人税法、国税通則法など。租税特別措置法までは必要ない）を使用する。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。初学者向けの教科書としては、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣）、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）、佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）等を勧める。より詳細な体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）又は水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。その他、演習書として、やや難易度が高いが、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）がある。判例や実務的な問題の学習のためには、『最新租税判例60』（税研148号）、『法人税精選重要判例詳解』（税務経理協会）を勧める（どちらも図書室にあり）。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

#### <成績評価の方法>

成績評価は、筆記試験 80 %、主観的平常点 10 %、出席点 10 %の割合で行う。

主観的平常点の評価においては、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 実務租税法   |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 瀧本 文浩 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### <目 的>

この授業の目的は、法人税法の基本的な仕組みを理解してもらうとともに、実際の企業法務において法人税がどのような形で問題となり、実務家がどのように対応しているかという観点から、法人税の実務について理解してもらうことにある。

#### <授業内容・方法>

授業は、対話型の講義により行う。

授業では、法人税法の当該部分について基本的な説明を行うとともに、事前に指定した裁判例を中心に検討を加える。

授業では適宜学生に質問しながら進めるので、学生は、以下の範囲についての教科書の該当部分（2回目以降については、直前の講義において詳しく指示する）、関連する条文及び事前に指定する裁判例を予習してから授業に臨むこと。

1. イントロダクション、法人税総説  
法人税に関する具体的な問題、これに関与する実務家の立場について簡単に紹介した後、法人税の意義について検討する。
2. 法人税の納税義務者  
法人税の納税義務者について検討する。
3. 法人所得の意義と計算（総説）、益金（1）  
法人所得について基本的な説明を行った後、益金の認識基準について検討を加える。
4. 益金（2）  
具体的な益金の意義について検討を加える。
5. 損金（1）  
損金の認識基準について検討を加える。
6. 損金（2）
7. 損金（3）
8. 損金（4）
9. 損金（5）
10. 損金（6）  
損金（2）から損金（6）では、損金算入が問題となる各項目について、順次検討を加える。
11. グループ法人税制、組織再編税制（1）  
グループ法人税制について検討を加える。また、法人の合併及び会社分割に関する課税について検討を加える。
12. 組織再編税制（2）  
法人の株式交換、株式移転に関する課税について検討を加える。タックス・プランニングについても紹介する予定である。
13. 同族会社の特例  
同族会社に関する課税の特例について検討を加える。
14. 法人事業税  
法人事業税について検討を加える。法人住民税にも言及する。
15. 試験

**<教科書・教材>**

授業では、租税法規が掲載された六法（所得税法、法人税法、国税通則法など。租税特別措置法までは必要ない）を使用する。

教科書として、金子宏『租税法』（弘文堂）を指定する。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

その他、演習書として、金子宏ほか『ケースブック租税法』（弘文堂）、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）を勧める。

**<成績評価の方法>**

成績評価は、筆記試験 70 %、平常点 30 %の割合で行う。

**<その他>**

「租税法基礎」をすでに履修していることを本科目履修登録の条件とする。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 医事法     |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 米村・水野 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

< 目 的 >

医事法は、医療に関するさまざまな法律問題に加え、胚・胎児、死体、ヒト由来組織・臓器の法的地位、さらには種々の医学・生命科学研究的法規制の問題など、きわめて広い範囲にわたる問題を扱う法領域である。これらの問題を考える際には、民刑事法、行政法などの一般的知識を前提としつつ、さらに医療政策や生命倫理なども考慮した複合的な問題解決能力が必要となる。本講義では、一般的な医事法の解釈問題に加えて種々のガイドラインや裁判例等の紹介・検討を行うことにより、医療を中心とする法的諸問題の問題解決能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割についての理解を深めることを目的とする。

< 授業内容・方法 >

各回のテーマは、次のものを予定しているが、担当者の都合で順序・内容が変わる場合がある。なお、一部講義は外部の講師（実務家等）が担当する可能性がある。

- 1 序論・医事法の概要
- 2 医療過誤法 1：医療事故の現状、民・刑事責任と周辺の制度の概要
- 3 医療過誤法 2：医師の注意義務（医療水準論、説明義務、守秘義務等）
- 4 医療過誤法 3：被侵害利益に関する諸問題（自己決定権・可能性侵害等）
- 5 医療過誤訴訟実務 1
- 6 医療過誤訴訟実務 2
- 7 医事法制 1（医療従事者法）
- 8 医事法制 2（医療機関法・医療制度）
- 9 医業類似行為・公衆衛生諸法に関する問題
- 10 脳死・臓器移植 1
- 11 生殖補助医療、脳死・臓器移植 2
- 12 終末期医療（安楽死・尊厳死、治療中止等）
- 13 医薬品に関する諸問題（医薬品等の規制、治験規制、副作用被害救済など）
- 14 医学研究規制

< 教科書・教材 >

教科書は特に指定しない。必要に応じ、予習用に「資料」を配布する。ただし、宇都木ほか編・医事法判例百選（別冊ジュリスト183号、2006）は授業で使用するので、各自購入することが望ましい。

参考書として、手嶋豊『医事法入門』（有斐閣、2005）、加藤良夫編著『実務医事法講義』（民事法研究会、2005）、樋口範雄『医療と法を考える』（有斐閣、2007）、同『続・医療と法を考える』（有斐閣、2008）を挙げる。特に興味がある受講者はこれらの参考書にも目を通すと良い。

< 成績評価の方法 >

成績評価は、講義への取り組み及び最終試験の総合評価による（最終試験 80 %、平常点 20 %）。

< その他 >

本講義は隔年開講であり、2013 年度は開講しない予定である。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 金融商品取引法 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 吉原 和志 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解し、金融商品市場およびその法規制の意義・機能に対する眼を開くとともに、企業法務において金融商品取引法を道具として使いこなすための基礎的な力を養うことを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

現代経済において、金融商品市場ないし証券市場は、企業が必要な資金を調達する場として、また国民がその余裕資産を運用する場として、欠くことのできない機能を果たしている。金融商品取引法は、金融商品市場や金融商品取引の枠組みを定め、情報開示制度や取引の公正さを確保する諸制度を通じて、効率的な資源配分および投資者の保護を達成しようとする法であり、自由で透明性が高く国際化にも対応した金融商品市場の形成が強く求められる中で、ますますその重要性を高めつつある。公開会社に対する法規制の全体像を捉えるためには、会社法だけでなく金融商品取引法にも眼を向けなければならない。

金融商品取引法は、条文の数が多く複雑で技術的な部分も少なくない法律であるが、この授業では、①総論、②発行市場規制、③流通市場規制、④金融商品市場を担うものという構成で、金融商品取引法の基本的な構造と考え方を学んでいく。授業は、質疑応答を交えた講義形式を中心として行うが、判例等につき受講者による報告を求める場合もある。

- [01] 金融市場の機能／証券取引法から金融商品取引法へ
- [02] 金融商品取引法の目的／金融商品取引法の内容と特色
- [03] 金融商品取引法の基本概念——有価証券
- [04] 発行市場規制①
- [05] 発行市場規制②
- [06] 金融商品の流通の仕組み
- [07] 流通市場開示
- [08] 行為規制（販売・勧誘の規制）
- [09] 不公正取引の規制①——内部者取引
- [10] 不公正取引の規制②——相場操縦その他
- [11] 企業買収——公開買付
- [12] 企業買収——株券等大量保有開示制度（5 %ルール）
- [13] 金融商品取引業の規制
- [14] 金融商品取引所／金融機関の金融商品取引業務／金融商品取引の監督その他

#### < 教科書・教材 >

近藤光男＝吉原和志＝黒沼悦郎『金融商品取引法入門 [第2版]』（商事法務 2011 年）

必要に応じて関連する資料や裁判例のコピーを配布する。

新書版の入門書として、黒沼悦郎『金融商品取引法入門 [第4版]』（日経文庫）（日本経済新聞社 2011 年）を推薦しておく。

#### < 成績評価の方法 >

学期末に課す筆記試験の結果（70 %程度）に、学期中の報告・質疑応答・小テストの状況（30 %程度）を勘案して、評価する。

<その他>

金融商品取引法を履修するには、会社法の理解が前提となる。

期末試験の際には、判例の記載および書込みのない六法を用意すること。

隔年開講科目であり、平成 25 年度は開講しない。

|      |         |       |      |    |        |      |        |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 経済法     |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 滝澤 紗矢子 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回    |

#### < 目 的 >

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本と思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語を駆使した討論能力を養成することも目指す。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。

##### 2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。

##### 3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。(最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。)

##### (1) 弊害要件総論

- ① 市場
- ② 反競争性
- ③ 正当化理由

##### (2) 各違反類型

- ① 不当な取引制限
- ② 不公正な取引方法
- ③ 私的独占

#### < 教科書 >

白石忠志『独禁法講義 (第6版)』(有斐閣)

#### < 参考書 >

白石忠志『独占禁止法 (第2版)』(有斐閣)

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法 (第3版)』(弘文堂)

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法 (第3版)』(有斐閣)

白石忠志『独禁法事例の勘所 (第2版)』(有斐閣)

独禁法審決・判例百選 (第7版)

#### < 成績評価の方法 >

期末に行う筆記試験による。

#### < その他 >

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

|      |         |       |      |    |        |      |        |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 経済法     |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 滝澤 紗矢子 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回    |

#### < 目 的 >

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、事例研究を行う。問題となる具体的実務的論点について、現実にとのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。独禁法改正の行方についても適宜解説する。

##### 2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

##### 3 予定

(最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。)

##### (1) 独禁法違反要件の応用

- ① 事業者団体規制
- ② 企業結合規制
- ③ 例外的な違反類型
- ④ 適用除外
- ⑤ 応用的諸問題

##### (2) 独禁法のエンフォースメント

- ① 公取委による事件処理
- ② 刑罰
- ③ 民事訴訟

#### < 教科書 >

白石忠志『独禁法講義 (第6版)』

#### < 教 材 >

金井・川濱・泉水編『ケースブック独占禁止法 (第2版)』(弘文堂)

#### < 参考書 >

白石忠志『独占禁止法 (第2版)』(有斐閣)  
 金井・川濱・泉水編『独占禁止法 (第3版)』(弘文堂)  
 川濱他『ベーシック経済法 (第3版)』(有斐閣)  
 白石忠志『独禁法事例の勘所 (第2版)』(有斐閣)  
 独禁法審決・判例百選 (第7版) (有斐閣)

#### < 成績評価の方法 >

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の90%とし、出席点・授業に対する貢献度等を±10%の範囲で参酌する。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

|      |         |      |    |        |        |
|------|---------|------|----|--------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |    |        |        |
| 授業科目 | 企業法務演習  |      |    | 単位     | 2      |
|      |         |      |    | 担当教員   | 関根 攻   |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 隔週 2 回 |

#### < 目的と到達目標 >

企業が解決を迫られる様々な問題に対して、自ら問題解決に必要な資料を収集し、法律的知識を応用して問題を分析して法的検討を加え、実務的な問題解決策を導く能力を高めることを目標とする。

#### < 授業内容・方法 >

授業内容は下記を予定する（授業の進捗状況に応じて下記内容を調整することもありうる）。

- ① 4月9日（13:00～14:30） 問題設例集を配布し、授業の進め方の打ち合わせ  
4月9日（14:40～16:10） 休講（問題設例集に記載の課題への取り組み、資料収集及びレジュメ作成のための準備）
- ② 4月23日（13:00～14:30） 設例1（ジョイント・ベンチャー）についての発表と討議その1
- ③ 4月23日（14:40～16:10） 同上その2
- ④ 5月7日（13:00～14:30） 設例2（社債の発行と社債管理者）についての発表と討議その1
- ⑤ 5月7日（14:40～16:10） 同上その2
- ⑥ 5月21日（13:00～14:30） 設例3（従業員持株会）についての発表と討議その1
- ⑦ 5月21日（14:40～16:10） 同上その2
- ⑧ 6月4日（13:00～14:30） 設例4（電力供給事業会社の破綻が将来の電気料金債権の譲渡に与える影響）についての発表と討議その1
- ⑨ 6月4日（14:40～16:10） 同上その2
- ⑩ 6月18日（13:00～14:30） 設例5（海外子会社におけるコンプライアンス）についての発表と討議その1
- ⑪ 6月18日（14:40～16:10） 同上その2
- ⑫ 7月2日（13:00～14:30） 設例6（買収防衛策と公開買付け）についての発表と討議その1
- ⑬ 7月2日（14:40～16:10） 同上その2
- ⑭ 日程未定 補講として大規模会社の法務部の方（東日本旅客鉄道株式会社 執行役員法務部長 加嶋良行氏）に企業法務部の実際について話を聞く機会を設ける。

授業の方法は下記のとおり。

1. 全体をいくつかのグループに分け問題設例集に記載の課題（設問）を担当し、その結果を2回に亘って発表する。
2. 担当グループは、発表日の3日前（金曜日）の午後3時までにレジュメを作成し、これをmailにより全員に配布する。担当グループ以外の参加者は、授業前にレジュメを予め読んでおく。
3. 授業では、担当グループが設問についてレジュメをもとに発表し、担当グループ以外の参加者は発表を踏まえ、設問について議論する。教員もこれに参加し、また関連問題を提起することがある。

#### < 教科書・教材 >

講義に先立ち問題設例集を配布する。

参考書は、極く基本的なものを問題設例集及び授業中に適宜指示する。

なお、参加者は設問に直結する個々の参考資料等を自ら探索することが課題の一つと考え、これを自覚して資料収集に努めるものとする。

#### < 成績評価の方法 >

授業におけるレジュメ内容とその発表、提出資料及び討論への参加状況（50%程度）および期末に課す

筆記試験またはレポートの内容（50%程度）を勘案して総合的に評価する。

**<その他>**

民法および会社法の知識を前提とする。また、特に金融商品取引法、破産法等について最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。

|      |  |         |  |      |    |        |        |
|------|--|---------|--|------|----|--------|--------|
| 科目群  |  | 展開・先端科目 |  |      |    |        |        |
| 授業科目 |  | 企業法務演習  |  | 単位   | 2  | 担当教員   | 丸茂 彰   |
| 配当年次 |  | L 2、3   |  | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 隔週 2 回 |

< 目 的 >

M&Aを中心に、M&Aの目的・手法、その周辺諸問題を含めて、仮想事例及び実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての視点で目標達成の手法、関連する問題解決の選択肢を見出し、その得失の比較等を行う実務能力を養うことをめざす。また、随時、M&Aを理解するために必要なファイナンス理論やM&Aに伴う資金調達についても概観し、幅広い視点でM&Aを分析する能力を身につけることもめざす。

< 授業内容・方法 >

原則として、担当教員からM&Aの法務等に関する解説を各講義の前半に行うが、後半は仮想事例及び近時に公表または報道された実際の事案を検討する。実際の事案については、会社法（M&A）分野の取引事例を中心に上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、各講義の最初に、担当教員からM&Aを理解するために必要なM&A法務の他、ファイナンス理論、M&Aに伴う資金調達の実務等について解説を行う。それに引き続き行われる仮想事例及び事案の検討については、まず、担当教員により事前に検討対象たる仮想事例における分担及び実際の事案が指定される。事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジュメを作成・配布し、講義当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進める。

初回はイントロダクションとし、担当教員から以後の検討の基礎としてM&Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い、各回の前半に行われる担当教員による講義に引き続き、報告者の報告を中心に検討対象たる仮想事例及び事案の検討を行う。

< 教科書・教材 >

適宜、追って指定する。

< 成績評価の方法 >

報告者としての報告内容（おおよそ 50%）および討論への参加状況（おおよそ 50%）を勘案して総合的に評価する。

< その他 >

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法、労働法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

企業法務演習Ⅰとは違うテーマを採り上げるので、Ⅰ・Ⅱを重複履修してもかまわない。

|      |         |       |      |    |        |      |        |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 商取引法演習  |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 清水 真希子 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回    |

#### < 目 的 >

擲本演習の目的は以下の通りである。本演習では、(1) はもとより、(2) (3) を特に重視する。

- (1) さまざまな企業取引の私法的側面について知識を養い、そこでの法的問題の理解を深める。
- (2) 与えられた時間が短時間であっても、未知の問題に対して一定の調査をし、他人にわかるようにプレゼンテーションをする訓練をする。
- (3) 不案内なテーマについても、他の人のプレゼンテーションを聞いて、どのような点が法的に問題となるのかを把握し、さらに考察を深める訓練をする。

#### < 授業内容 >

擲本演習で扱うテーマは以下の通りである。テーマについては多少の変更があり得る。

- 擲 契約の成立：約款
- 擲 契約の成立：インコタームズ
- 擲 販売網の構築：特約店契約
- 擲 販売網の構築：フランチャイズ契約
- 擲 物流：運送契約
- 擲 物流と決済：船荷証券・荷為替手形
- 擲 決済：荷為替信用状
- 擲 決済：電子記録債権法
- 擲 決済：クレジットによる決済
- 擲 電子商取引
- 擲 保険：保険法の基礎理論、損害保険
- 擲 消費者取引

#### < 授業の方法 >

擲上記のテーマについて、それぞれの回ごとに、基本となる文献と設問を教材として配布する。

擲報告者は、配布教材以外のものも含め資料にあたり、設問に関して報告をする。報告者以外の者は、配布教材で当該テーマについて最低限の予習をし、設問についてできるだけ検討してくる。

擲演習は、報告者とその他の者全員の間での質疑応答を中心に進める。

擲本演習では、報告はもちろんだが、それとともに参加者同士の議論を重視している。報告者以外の参加者も、毎回、自発的に議論に参加することが求められる。

#### < 教科書・教材 >

擲参考書として、江頭憲治郎『商取引法』（弘文堂）を薦める。

擲その他の教材については授業で配布または指示する。

#### < 成績評価の方法 >

擲期末のレポート（50％）、授業における報告・発言（50％）により評価する。

#### < その他 >

擲受講を希望する者は初回授業に必ず出席すること。

|      |          |       |      |    |        |      |      |
|------|----------|-------|------|----|--------|------|------|
| 科目群  | 展開・先端科目  |       |      |    |        |      |      |
| 授業科目 | 民事執行・保全法 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 坂田 宏 |
| 配当年次 |          | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回  |

#### < 目 的 >

この授業では、実務民事法で得た民事裁判に関する知識を、具体的な私権の実行場面である民事執行及び民事保全の法領域で生かすため、必要な知識及び判例を授業において修得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1. 授業内容・方法

本授業で対象とする法領域は、民事執行法・規則、民事保全法・規則である。授業では、学生が予習してきた基礎的な知識のチェックし、かつ、その理論的展開を授業する。

##### 2. 予定

- 第 1 回：オリエンテーション
- 第 2 回：民事執行概説
- 第 3 回：執行機関、執行抗告・執行異議
- 第 4 回：強制執行の要件、債務名義
- 第 5 回：請求異議訴訟
- 第 6 回：執行文の付与、執行文関係異議・訴訟
- 第 7 回：執行対象・第三者異議訴訟、執行手続の進行
- 第 8 回：金銭執行－不動産執行
- 第 9 回：金銭執行－債権執行
- 第 10 回：非金銭執行
- 第 11 回：担保権実行①
- 第 12 回：担保権実行②
- 第 13 回：民事保全①
- 第 14 回：民事保全②
- 第 15 回：後期試験

#### < 教科書・教材 >

教科書としては、上原＝長谷部＝山本『民事執行・保全法』（最新版、有斐閣アルマ）、民事執行・保全法判例百選（有斐閣・最新版）を指定する。なお、中野貞一郎『民事執行法』（増補新訂 6 版・2010 年・青林書院）を参考書として指定する。

#### < 成績評価の方法 >

成績評価は、期末の試験を 90 %、主観的平常点を 10 % として、総合的に行う。

#### < その他 >

オフィス・アワー等については、追って連絡する。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 倒産法     |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 河崎 祐子 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

この授業では、わが国の倒産法制の概略を学ぶ。その第一の目的は、各種倒産手続についての基礎的な知識及び理解の習得にある。これにより、倒産法についての一般的知識や理解を習得し、後期に開講される「応用倒産法」の授業において事例問題に取り組むための「下地」をよく整えるとともに、より発展的学習の契機、並びに、現代社会における倒産法の意義について考える契機を提供したい。

#### < 授業内容・方法 >

上記の目的を達成するために、本授業では、一般清算法である破産法、一般再建法である民事再生法に特に重点を置き、それぞれの手続ごとにとりあげる。具体的には、以下の進行予定表に則して、学生への質疑応答を交えつつ進める。受講生には、最低限、毎回の講義の範囲について予め教科書をよく読んで、基本的な知識を得、用意された質問に対する解答を用意してくることが求められる。

- 第一回 倒産処理法制概論
- 第二回 破産手続 (1) 手続の開始①：開始要件
- 第三回 破産手続 (2) 手続の開始②：保全処分、開始の手続
- 第四回 破産手続 (3) 破産債権・財団債権、破産手続上の機関・利害関係人
- 第五回 破産手続 (4) 破産財団を巡る財産関係の整理①：総論
- 第六回 破産手続 (5) 破産財団を巡る財産関係の整理②：契約関係
- 第七回 破産手続 (6) 破産財団の法律的変動①：取戻権・別除権
- 第八回 破産手続 (7) 破産財団の法律的変動②：相殺権・否認権
- 第九回 民事再生 (1) 手続の選択・開始・手続機関・進行
- 第十回 民事再生 (2) 利害関係人の権利関係・事件管理
- 第十一回 民事再生 (3) 再生計画
- 第十二回 自然人の倒産処理：破産
- 第十三回 自然人の倒産処理：再生
- 第十四回 会社更生・特別清算
- 第十五回 試験

#### < 教科書・教材 >

山本和彦『倒産処理法入門〔第3版〕』（有斐閣、2008年）、青山善充・伊藤眞・松下淳一『倒産判例百選〔第四版〕』（有斐閣）。

参考書として、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕』（有斐閣、2009年）、瀬戸英雄・山本和彦『倒産判例インデックス〔第2版〕』（商事法務、2010年）、松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣、2009年）。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（80％）及び平常点（20％）により評価する。

#### < その他 >

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 応用倒産法   |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 河崎 祐子 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

この授業では、倒産法についての基本的な知識及び理解を前提に、それらを事例問題にあてはめる能力を養いつつ、より発展的・体系的な理解を習得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

以下の進行予定に示した各回のテーマにつき、後掲のテキストの該当 UNIT をとりあげて、検討する。授業は、予め指定された設問につき、その場で指名された学生が回答し、それに対して教員から重ねて質問する、あるいは学生同士で討論するという方式で進める。受講生には、最低限、設問に対する解答を準備し、また、派生する疑問や類似事案の処理法について見解を述べられる程度の知識と理解を得てくることが求められる。

- 第一回 授業の概要・倒産処理法制概論 (UNIT 1)
- 第二回 倒産手続の開始 (UNIT 2)
- 第三回 手続機関 (UNIT 3)
- 第四回 契約関係の取扱い (UNIT 4)
- 第五回 貸借権の取扱い (UNIT 5)
- 第六回 担保権者の取扱い (UNIT 6)
- 第七回 債権の優先順位 (UNIT 7)
- 第八回 否認権 (1) - 詐害行為の否認 (UNIT 8)
- 第九回 否認権 (2) - 偏頗行為の否認 (UNIT 9)
- 第十回 相殺権 (UNIT10)
- 第十一回 破産債権の届出・調査・確定 (UNIT11)
- 第十二回 破産財団の管理・換価・配当 (UNIT12)
- 第十三回 再生計画の成立・変更・履行確保 (UNIT13)
- 第十四回 自然人倒産 (UNIT14・UNIT15)
- 第十五回 試験

#### < 教科書・教材 >

三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法〔第2版〕』(有斐閣、2008年)。

参考書として、山本和彦『倒産処理法入門〔第3版〕』(有斐閣、2008年)、瀬戸英雄・山本和彦『倒産判例インデックス〔第2版〕』(商事法務、2010年)、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕』(有斐閣、2009年)、青山善充・伊藤眞・松下淳一『倒産判例百選〔第四版〕』(有斐閣)。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験 (80 %) 及び平常点 (20 %) により評価する。

#### < その他 >

|      |           |      |      |        |      |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目   |      |      |        |      |       |
| 授業科目 | 国際民事訴訟法発展 |      | 単位   | 2      | 担当教員 | 芳賀 雅顯 |
| 配当年次 | L 3       | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |      |       |

#### < 目 的 >

涉外民事事件における手続法的問題の理解を目的とする。

#### < 授業方法・内容 >

##### 1. 授業内容及び予定

###### (1) 総論的課題

涉外事件の法適用関係全般（国際私法と国際民事訴訟法との関係）

「手続は法廷地法による」の原則の根拠・適用範囲

###### (2) 裁判権の免除

###### (3) 国際裁判管轄の決定基準（総論）

###### (4) 国際裁判管轄・各論（財産関係）

###### (5) 国際裁判管轄・各論（人事関係）

###### (6) 訴え提起の効果（時効中断・国際的訴訟競合）

###### (7) 当事者をめぐる諸問題（当事者能力、訴訟能力、当事者適格）

###### (8) 司法共助（送達、証拠収集）

###### (9) 外国法の適用

###### (10) 外国判決の承認・執行（承認制度の意義、承認システムなど総論）

###### (11) 外国判決の承認・執行（個別的承認要件）

###### (12) 国際民事保全

###### (13) 国際倒産

###### (14) 国際仲裁

###### (15) 試験

##### 2. 教育方法

講義形式を中心とし、適宜、質疑応答を行う。レジュメ及び参考資料を配布する。

#### < 教科書・教材 >

教科書： 本間靖規ほか『国際民事手続法』（有斐閣、2005年）

参考書： 小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』（弘文堂、2009年）

櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第2版〕』

（有斐閣、2007年）

櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』（有斐閣、2007年）

高桑昭＝道垣内正人編『新裁判実務体系（3）』（青林書院、2003年）

#### < 成績評価の方法 >

定期試験の結果を中心とするが、出席状況、質疑応答も加算する。

その際、定期試験の評価割合を60%とし、レポート20%、平常点を20%とする。

レポートは、6月頃に2つの課題を課し、1ヶ月を目安に提出してもらう。評点は各10点満点とする。

#### < その他 >

国際民事訴訟法（国際民事手続法）は、民事訴訟法、国際私法、国際公法、英米法、EU法などの分野の知識を前提として議論が進められる。近年、これらの知識が不足しているため授業をフォローできない学生が多いので、講義開始までにこれら近接領域の勉強もしておいて欲しい。

|      |         |       |      |      |        |      |      |
|------|---------|-------|------|------|--------|------|------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |      |        |      |      |
| 授業科目 | 実務労働法   |       |      | 単位   | 2      | 担当教員 | 原 昌登 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |      |      |

< 目 的 >

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 授業内容・方法 >

各回の授業内容は、以下を予定している。集中講義なので、開講前に詳細な進行予定を示すこととする。

- ・労働法総論
  - 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」
  - 2 労働法上の「使用者」
  - 3 労働法規・労働契約
  - 4 就業規則 その1
  - 5 就業規則 その2
  - 6 労働協約
- ・雇用関係法
  - 7 労働者の人権－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
  - 8 雇用差別－労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
  - 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用など
  - 10 賃金
  - 11 労働時間
  - 12 休暇・休業
  - 13 安全衛生・労働災害
  - 14 人事－昇進・昇格、降格、配転、出向、転籍、休職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記<教科書・教材>①）の設問の検討を中心に行い、必要に応じ教科書（同②）や教員作成のレジュメを用いてポイントを整理する。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 教科書・教材 >

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（有斐閣、2012 刊行予定）を指定する。

この他の参考書は開講時に詳しく紹介するが、特に有用なものとして、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012 刊行予定）、④大内伸哉『労働法学習帳〔第2版〕』（弘文堂、2010）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑥水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくといよい。

< 成績評価の方法 >

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。

< その他 >

その日の授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

|      |         |       |      |    |        |      |        |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 実務労働法   |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 桑村 裕美子 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回    |

#### < 目 的 >

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

#### < 授業内容・方法 >

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
  - 1 イントロダクション、企業秩序・懲戒1
  - 2 企業秩序・懲戒2
  - 3 労働関係の終了1―解雇
  - 4 労働関係の終了2―辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
  - 5 労働組合と団体交渉
  - 6 団体行動
  - 7 不当労働行為
  - 8 労働紛争の処理
- ・労働法の新領域
  - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
  - 10 知的財産と労働関係―企業秘密、競業避止など
  - 11 労働市場と法規制―人材ビジネス業の規制、雇用政策など
- ・総合的考察
  - 12 労働条件の変更
  - 13 企業組織再編と労働関係
  - 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞①）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

#### < 教科書・教材 >

教材として、①荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第3版〕』（有斐閣、2011）、教科書として、②水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（有斐閣、2012 刊行予定）を指定する。

参考書として、③菅野和夫『労働法〔第10版〕』（弘文堂、2012 刊行予定）、④大内伸哉『労働法学習帳〔第2版〕』（弘文堂、2010）、⑤水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、⑥水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011）を開講までに読んでおくとうい。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（論述式）9割、平常点（授業中の発言及び出席の状況）1割で評価する。

#### < その他 >

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

|      |         |      |    |        |       |       |
|------|---------|------|----|--------|-------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |    |        |       |       |
| 授業科目 | 社会保障法   |      | 単位 | 2      | 担当教員  | 嵩 さやか |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 週 1 回 |       |

< 目 的 >

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの科目の基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

2. 教育方法

制度の概要については、講義でも概要を解説するが、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。

法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料(主に、『社会保障判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2008年)に掲載されている裁判例)を予習してきたことを前提に授業を進める。

制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

3. 予定

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 第1回  | ガイダンス                                                           |
| 第2回  | 年金1ー公的年金制度の概要                                                   |
| 第3回  | 年金2ー公的年金制度をめぐる法律問題①(加入をめぐる問題など)                                 |
| 第4回  | 年金3ー公的年金制度をめぐる法律問題②(公的年金制度と損害賠償、民営化と憲法など)・企業年金をめぐる法的問題(受給者減額など) |
| 第5回  | 医療1ー公的医療制度の概要                                                   |
| 第6回  | 医療2ー公的医療制度をめぐる法律問題①(保険医療機関の指定など)                                |
| 第7回  | 医療3ー公的医療制度をめぐる法律問題②(保険料の徴収と憲法など)                                |
| 第8回  | 労働保険ー労災保険・雇用保険の概要                                               |
| 第9回  | 社会福祉1ー社会福祉の概要(介護保険、障害者自立支援など)                                   |
| 第10回 | 社会福祉2ー社会福祉をめぐる法律問題①(福祉サービス利用契約をめぐる問題、損害賠償など)                    |
| 第11回 | 社会福祉3ー保育所制度の概要・社会福祉をめぐる法律問題②(保育所の利用と損害賠償など)                     |
| 第12回 | 生活保護1ー生活保護制度の概要                                                 |
| 第13回 | 生活保護2ー生活保護制度をめぐる法律問題①(外国人への適用、保護基準の引き下げと憲法など)                   |
| 第14回 | 生活保護3ー生活保護制度をめぐる法律問題②(保護の補足性をめぐる法的問題など)                         |
| 第15回 | 試験                                                              |

なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

<教科書・教材>

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2008年）
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』（労働調査会出版局）

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第4版〕』（有斐閣、2009年）  
西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』（有斐閣、2010年）  
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）  
岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）

<成績評価の方法>

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。

<その他>

|      |         |       |      |    |        |      |                |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|----------------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |                |
| 授業科目 | 知的財産法   |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 蘆立 順美<br>千壽 哲郎 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回            |

#### <目 的>

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に特許法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、特許法の分野で生じる諸問題の解決に必要な基礎的知識および法的思考力を習得することを目的とする。

#### <授業内容・方法>

##### 1. 授業方法

授業は、指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、および、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

##### 2. 授業の内容と順序（数字は予定回）。

1. 特許法の概要（1）
2. 発明の概念（2）
3. 特許要件・不特許事由（3－4）
4. 権利取得手続（出願・審査・審判・審決取消訴訟）（5）
5. 特許権の侵害（6－8）
  - 1）特許権の効力
  - 2）文言侵害（クレームの解釈）
  - 3）均等論
  - 4）間接侵害
6. 侵害の抗弁（9－11）
  - 1）権利の制限
  - 2）権利行使の制限
  - 3）先使用権
  - 4）権利の消尽・並行輸入
7. 特許権の帰属（12）
8. 権利侵害の効果（13）
9. 特許権の経済的利用にかかわる問題（14）

#### <教科書・教材>（教科書については詳しくは、事前にTKCにて指示をするので、必ず参照すること）

教科書：大淵哲也他著『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣 2010）

参考文献：中山信弘他編『特許法判例百選〔第4版〕』（有斐閣 2012 刊行予定）

なお、最新の特許法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

#### <成績評価の方法>

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）により評価する。

#### <その他>

新司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法Ⅱ」および「知的財産法発展」についても履修すること。

授業開講前の事前準備、および各回の予習課題等については、TKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 知的財産法   |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 蘆立 順美 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

この授業は、知的財産法に属する諸法のうち、主に著作権法について、法制度の枠組みや基本概念等に関する知識の定着、理解を目指すとともに、実務上問題となっている重要論点を整理し、著作権法の分野で生じる諸問題の解決に必要な知識および法的思考力を習得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1. 授業方法

授業は指定された文献や裁判例を素材として、基本的概念や制度についての確認、および、予め示された予習課題に関する質疑・応答により進められる。学生は、指定された文献・裁判例を十分に予習し、課題について検討した上で授業に参加することが要求される。

##### 2. 授業の内容と順序（数字は予定回）

1. 著作権法の全体像（1）
2. 著作物性
  - 1) 思想または感情の創作的表現（1－2）
  - 2) 文芸・学術・美術・音楽の範囲（3）
3. 著作権侵害の要件
  - 1) 依拠性（4）
  - 2) 類似性（4－5）
  - 3) 法定上の利用行為（5－7）
4. 著作権の制限（8－9）
5. 著作者の認定・権利の帰属（10－11）
  - 1) 著作者・共同著作者
  - 2) 職務著作
  - 3) 映画の著作物に関する特則
6. 著作者人格権侵害の要件（12）
7. 侵害の効果（13）
8. 侵害の主体・共同不法行為（13－14）

< 教材・教科書 >（詳しくは、事前にTKCに掲示をするので、参照すること）

教科書：中山信弘『著作権法』（有斐閣2007）または、  
島並良他著『著作権法入門』（有斐閣2009）（いずれか1冊）  
大淵哲也他著『知的財産法判例集〔補訂版〕』（有斐閣2010）

参考文献：高林龍『著作権法』（有斐閣2011）

齊藤博他編『著作権判例百選〔第4版〕』（有斐閣2009）

なお、最新の著作権法の条文（抄録でないもの）を準備し、授業に持参すること。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（80％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）により評価する。

#### < その他 >

新司法試験受験科目として知的財産法を選択することを予定している者は、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法発展」についても履修すること。

開講前の事前準備および各回の予習課題等についてはTKCに掲示するので、必ず事前に確認の上、授業に参加すること。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 知的財産法発展 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 蘆立 順美 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

この授業では、「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」において習得された、特許法および著作権法の基礎的な知識を前提として、両法の重要概念や実務上問題となっている重要論点についての理解をさらに深め、応用事例の解決に必要な法的知識および法的思考力を習得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1. 授業方法

授業は指定された課題や文献・裁判例等を素材として、質疑や討論等により教官と学生がインタラクティブに参加する形式で行う。学生は指定された課題等を予習し、関連する法的知識を確認し、論点および関連判例等を理解した上で授業に参加することが要求される。

##### 2. 授業の内容と順序

取り扱う主な内容と順序は以下のとおりである（なお、内容については変更の可能性はある）。

- 1) クレームの解釈
- 2) 特許権侵害の応用事例 1
- 3) 特許権侵害の応用事例 2
- 4) 特許権侵害の応用事例 3
- 5) 審決取消訴訟と審判の関係
- 6) 権利の帰属・実施権に関わる問題
- 7) 中間試験
- 8) 著作物性
- 9) 著作権侵害の応用事例 1
- 10) 著作権侵害の応用事例 2
- 11) 著作権侵害の応用事例 3
- 12) 著作者人格権侵害の応用事例
- 13) 著作権侵害幫助者等の責任
- 14) 権利の帰属に関わる問題
- 15) 定期試験

#### < 教材・教科書 >

教科書については、前期の知的財産法Ⅰ・Ⅱで使用したもの。

各回の参考資料等については、適宜、指定または配布する。参考文献については授業において紹介する。なお、最新の特許法及び著作権法の条文（抄録でないもの）を各自準備し、授業に持参すること。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（40％）、中間試験（40％）、平常点（授業での発言の内容等）（20％）を総合して評価するが、履修者の希望に応じて、試験の実施態様については変更の可能性はある。履修者の希望については、初回の授業開始前に確認し、変更の場合には、事前に TKC に掲示を行う。

#### < その他 >

「知的財産法Ⅰ」および「知的財産法Ⅱ」を履修済みであること（単位を取得済みであることは要件とはしない）。

予習課題等については TKC に掲示するので、事前に確認の上、授業に参加すること。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 刑事実務演習  |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 田子 忠雄 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

本演習では、実際に生じた基本的な事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの基礎的な理解を得るとともに、新司法試験問題に対応し得る問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

また、具体的な事件に触れ、実務家の経験談に接することなどにより、刑事事件に携わることの魅力ややりがいを感じてもらう。

#### < 授業内容・方法 >

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

##### 第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 現住建造物等放火未遂事件  
身柄拘束までの捜査

##### 第2回

- 1 逮捕とその後の手続
- 2 送検までの捜査
- 3 事件受理後の検察官の手続
- 4 勾留請求書起案

##### 第3回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求に対する裁判所の判断
- 3 勾留決定についての弁護人の対応
- 4 警察官と検察官の関係
- 5 勾留後の捜査
- 6 勾留延長請求

##### 第4回

- 1 勾留延長についての裁判所、弁護人の対応
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 起訴便宜主義と処分
- 5 公訴事実起案

##### 第5回

- 1 起訴状起案講評
- 2 証拠整理
- 3 認否
- 4 冒頭陳述書起案

##### 第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 証拠認否
- 3 公判手続①
- 4 322条1項書面取調べ請求書起案

第7回

- 1 公判手続②
- 2 322条1項書面起案講評
- 3 論告起案

第8回

- 1 論告起案講評
- 2 恐喝未遂事件
  - ① 初動捜査
  - ② 成立罪名の擬律

第9回

- 1 送致前の捜査
- 2 事件受理後の検察官の手続
- 3 勾留後の捜査
- 4 勾留延長請求書起案

第10回

- 1 勾留延長請求書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 処分（司法取引との関係）
- 4 起訴状起案

第11回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 証拠についての弁護人の意見書起案

第12回

- 1 前記意見書の起案講評
- 2 公判手続①
- 3 2号書面取調べ請求書起案

第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続②

第14回

- 1 公判手続③
- 2 論告起案

第15回

- 1 論告起案講評
- 2 纏め

<教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

<成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。

<その他>

刑事実務の基礎を学ぶことを目的としているので、その発展的な演習である刑事実務演習Ⅲとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

|      |         |      |    |        |   |      |       |
|------|---------|------|----|--------|---|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |    |        |   |      |       |
| 授業科目 | 刑事実務演習  |      |    | 単位     | 2 | 担当教員 | 遠藤 伸子 |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |   | 1 回  |       |

< 目 的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法にかかわるやや高度なレベルの事例問題を素材として、事案を適正妥当に解決する能力、すなわち、事案を法的に分析して問題点を抽出した上、これを踏まえて事実認定（法的に意味のある具体的事実の抽出・評価）を行い、事案の特質を踏まえた適正妥当な結論を導く能力を修得することを目的とする。さらに、議論や起案を通じて、自己の思考過程を的確に表現し、他人を説得する能力を修得することも本演習の重要な目的である。

< 授業内容・方法 >

受講者は、与えられた事例問題について、事前に、事案に含まれる法律上又は事実認定上の問題点を発見し、事案の特質、関係する裁判例・文献を踏まえて適正妥当な結論を模索するとともに、本演習の際、積極的に議論に参加して、自己の選択した結論についてその思考過程を説明することが求められる。授業では事案分析に重点を置く。その前提となる法律論も事案分析に必要な限度で検討するが、実務に即した演習であるから、法律論については条文・判例を中心とし、諸学説の当否を一般的・抽象的に検討することはしない。また、表現能力向上のため、適宜、事例問題についての検討結果をまとめたレポートの提出を求める予定である。

< 教科書・教材 >

使用する事件記録教材又は事例問題は、その都度、事前に配布する。

< 成績評価の方法 >

期末試験（５０％）、レポート（４０％）及び平常点（１０％）により評価する。

< その他 >

授業進行の必要により、１５名を上限とする履修者数の制限を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績（本年度新入学者については入学試験の成績）により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とし、これが同程度と見込まれる者の間では抽選を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。履修許可者は事前にTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。

|      |         |      |    |        |      |       |
|------|---------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 刑事実務演習  |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 田子 忠雄 |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 1 回  |       |

#### <目 的>

本演習では、実際に生じたやや難度の高い事件記録を教材にして、現実の捜査がどのように進行し、起訴・不起訴の判断にはいかなる事情が考慮され、公判活動はどう遂行されるかなどを検討する。それによって刑事事件の流れの理解を得るとともに、新司法試験に対応し得る問題点の把握とそれを処理する能力、起案力、及び事実認定能力を涵養することを目的としている。

#### <授業内容・方法>

受講者は、与えられた問題について、事前に、関連する裁判例や文献を渉猟し、かつ、どのような判断や処分をすべきかなどを十分検討し、これを自分のものとした上で授業に参加すること。そして、積極的に議論に加わること。なお、各種書類の起案をほぼ毎週行う予定である。詳細は以下のとおり。

##### 第1回

- 1 授業内容紹介等
- 2 業務上横領事件
  - ① 捜査の端緒
  - ② 告訴に関する問題

##### 第2回

- 1 警察の捜査
  - ① 人証、物証などの証拠の収集
  - ② 被疑者の取り調べ
- 2 被疑事実起案

##### 第3回

- 1 被疑事実起案講評
- 2 警察と検察官の関係
- 3 検察官の捜査
- 4 送致事実①及び②の検討

##### 第4回

- 1 送致事実③及び④の検討
- 2 起訴便宜主義と処分
- 3 公訴事実起案

##### 第5回

- 1 公訴事実起案講評
- 2 冒頭手続
- 3 冒頭陳述書起案

##### 第6回

- 1 冒頭陳述書起案講評
- 2 公判手続
- 3 弁論要旨起案

##### 第7回

- 1 弁論要旨起案講評
- 2 傷害致死事件
  - ① 任意捜査について
  - ② 逮捕について
- 3 勾留請求書起案

#### 第8回

- 1 勾留請求書起案講評
- 2 勾留請求について裁判所の判断
- 3 勾留についての弁護人の対応
- 4 勾留後の捜査
- 5 勾留延長理由書起案

#### 第9回

- 1 勾留延長理由書起案講評
- 2 勾留延長後の捜査
- 3 自白について
- 4 処分
- 5 起訴状起案

#### 第10回

- 1 起訴状起案講評
- 2 冒頭手続
  - ① 釈明
  - ② 認否
  - ③ 証拠申請
- 3 弁護人の意見起案

#### 第11回

- 1 前記起案講評
- 2 公判手続①（書証取調べ及び証人尋問）

#### 第12回

- 1 公判手続②（敵対証人の尋問）
- 2 2号書面取調べ請求書起案

#### 第13回

- 1 2号書面取調べ請求書起案講評
- 2 伝聞証拠について
- 3 322条1項書面取調べ請求書起案

#### 第14回

- 1 322条1項書面取調べ請求書起案講評
- 2 公判手続③
- 3 論告又は弁論起案

#### 第15回

- 1 論告又は弁論起案講評
- 2 纏め

#### <教科書・教材>

法務総合研究所作成の事例研究教材を使用する。求めているのは、受講者自身の見解、結論であり、判例や学説の紹介ではないから、教科書や判例集などの教室への持ち込みは禁止する。

#### <成績評価の方法>

試験は行わず、起案（70％）と教室での発言（30％）によって成績を採点する。

#### <その他>

刑事実務の発展段階を学ぶことを目的としているので、その基礎的な演習である刑事実務演習Ⅰとは異なった教材を使用する。

本科目の授業進行の必要により、12名を上限とする履修者数の制限を行う。

履修希望者は、事務室あて届け出ること（期日については、掲示するので確認すること）。初回授業の前日までに履修許可者をTKCにより発表するので、履修を認められた者のみ履修登録を行い授業へ出席すること。定員を超えた場合の選抜は抽選により行う。

|      |          |       |      |      |        |      |       |
|------|----------|-------|------|------|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目  |       |      |      |        |      |       |
| 授業科目 | 少年法・刑事政策 |       |      | 単位   | 2      | 担当教員 | 廣瀬 健二 |
| 配当年次 |          | L 2、3 | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |      |       |

#### < 講義の目的・内容 >

未成年者の規範逸脱行動の規制及びその育成は近代国家の大きな課題であり、その規制の中核となる法が少年法である。少年の非行も成人同様な犯罪被害を生み出すと共に、少年に対する方策には保護教育的な要素が不可欠である。それ故に、少年法は、犯罪対策のほかに保護教育という本質的に相矛盾しかねない二つの要請を内包しており、これらの要請の調和をどの水準において図るかが、その性格・在り方を左右することになる。このような少年法を正確に理解し、適切に運用するには、刑法、刑事訴訟法等の刑事法に関する知識のみならず、人間関係諸科学等の基礎知識、教育等に対する理解、さらには少年の育成に対する情熱や素養も要求される。このように少年法には、法的知識のほか、法曹の基本的資質ともいふべき、人間存在及びその発達等に関する理解と洞察、弱者を守り、育む情熱と素養、複合的な諸要請の総合的調整等の能力などが要求される。したがって、これらを学ぶことによって、法曹として必要かつ有益な能力の開発に資するところは非常に大きいと思われる。とりわけ今日、少年による凶悪事件等が注目を集め、平成 12 年、平成 19 年、平成 20 年と相次いで改正少年法が成立、施行され、被害者の審判傍聴も認められ、さらに少年院法の改正も予定されるなどして、少年法に関する一般国民の関心も非常に高まっている。法律実務家としても、裁判官・検察官はもちろん、弁護士も、公的付添人や被疑者国選弁護の拡充に伴い、少年事件に関わる可能性は高まっている。少年法を正當に理解し有効・適切に運用することができる法曹を育成することは国家的急務である。

本講義では、まず前提となる刑事政策、刑罰制度等に触れたうえ、児童福祉法、更生保護法等の実質的な意義の少年法にも論及し、裁判例等実務運用の実情を踏まえるが、少年法の特別法としての性格から、前提となる刑事訴訟手続、刑法・刑事訴訟法の知識・理解が必要不可欠であるので、その実質的な復習をもさせながら、手続の流れに即して理解を深めさせていく。従って、刑事法が得意な学生はもちろん、苦手な学生でも真摯に学ぶ者は歓迎する。授業では、以下の項目・スケジュール順に関わらず関連する事項を総合的・重点的に取り上げて説明する。

#### 講義スケジュール

1. 刑事政策の基礎—犯罪の実情、刑罰制度とその運用
2. 少年法の課題、少年の意義・年齢、少年法の意義
3. 少年犯罪の現状、少年法の歴史と基本理念、比較法制
4. 少年の責任能力、保護者、少年の付添人、少年事件の原則
5. 少年事件の手続、少年事件の捜査、
6. 事件の受理、身柄の保全（観護措置）
7. 虞犯・触法事件・福祉機関先議
8. 審判の対象—非行事実と要保護性
9. 調査および審判の運営
10. 非行事実の認定—証拠法則と証拠調べ
11. 要保護性の審理、保護処分と処遇の選択
12. 刑事処分の選択と少年に対する刑事手続
13. 不服申立手続・少年法改正問題等
14. 法改正を含む今後の展望

#### < 指導方法 >

講義を基本とした双方向授業とする。

#### < 成績評価の方法 >

定期試験（70％）及び平常点（30％）による。

<テキスト>

廣瀬健二『子どもの法律入門』（金剛出版）

<参考書>

田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法〔3訂版〕』（平成21年・有斐閣）

廣瀬健二編著『少年事件重要判決50選』（平成22年・立花書房）

廣瀬健二編著『裁判例コンメンタール少年法』（平成23年・立花書房）

<授業回数>

14回

|      |         |      |    |        |       |
|------|---------|------|----|--------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |    |        |       |
| 授業科目 | 国際法発展   |      |    | 単位     | 2     |
|      |         |      |    | 担当教員   | 植木 俊哉 |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 1回    |

### < 目 的 >

#### 1. 授業題目

国際法

#### 2. 授業の目的と概要

国際法（国際公法）に関する専門知識を体系的に整理して理解し、これを具体的な紛争や事例に適用することを通じて、国際社会における国際法に関連する諸問題を適切に分析し対処する専門的能力を修得することを目的とする。

### < 授業内容・方法 >

#### 1. 授業内容

受講者の国際法に関する具体的な知識の水準を把握した上で、国際法全般にわたる基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、その要点を可能な限りわかりやすく解説する。同時に、具体的な事例等を検討素材として取り上げ、国際法の解釈・適用に関する実践的能力を養う。

#### 2. 教育方法

事前に指定する教科書の関係部分等について受講者があらかじめ準備と検討をしてきたことを前提に、適宜質疑応答や討論も織り交ぜながら可能な限り双方向型の授業を進めていきたい。

#### 3. 予定（若干の変更等是有り得る）

- （1）はじめに：オリエンテーション
- （2）国際法の基礎その1：国際法の法源と存在形態
- （3）国際法の基礎その2：国際慣習法
- （4）国際法の基礎その3：条約法その①
- （5）国際法の基礎その4：条約法その②
- （6）新司法試験事例問題解説・分析
- （7）外交関係法・領事関係法
- （8）国際責任法
- （9）国際紛争の平和的解決
- （10）中間試験（小テスト）
- （11）国家領域と地的管轄
- （12）海洋法
- （13）国際裁判その1
- （14）国際裁判その2
- （15）まとめ：国際法体系の全体像の整理と総括

### < 教科書・教材 >

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法[第2版]』（有斐閣アルマシリーズ、2011年）を教科書とする。また、編集代表奥脇直也・小寺彰『国際条約集 2012年版』（有斐閣、2012年）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること。

### < 成績評価の方法 >

期末試験（50％）、中間試験（小テスト）（40％）及び平常点（10％）により評価する。

|      |         |       |      |    |        |      |       |
|------|---------|-------|------|----|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |    |        |      |       |
| 授業科目 | 国際法発展演習 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 植木 俊哉 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 1 回   |

#### < 目 的 >

##### 1. 授業題目

国際法演習

##### 2. 授業の目的と概要

本演習では、国際法（国際公法）に関係する具体的事例を取り上げ、現実の国際紛争や国際問題において国際法がどのように解釈、適用又は援用され、いかなる機能を果たしているかについて理解し、実際の具体的事案を国際法上適切に分析し対処するための専門的能力を修得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

##### 1. 授業内容

国際裁判所の下した代表的な国際判決、国際法上の論点が含まれる国内判決、さらに国際法上の重要な問題が争われた国際事件等を取り上げ、国際法上の論点を整理してその分析・検討を行うことを通じて、具体的事案における国際法規範の解釈・適用に関する専門的理解を深める。

##### 2. 教育方法

国際司法裁判所判決及び常設国際司法裁判所判決の中で国際法上重要な意義を持つもの、主要な国際仲裁判決、さらに日本や諸外国の国内判決の中で国際法の観点から重要な内容を含むものなどを具体的に取り上げ、紛争当事国の法的主張、判決の論理等を整理して分析し、具体的事例における国際法規範の解釈・適用に関する専門的能力の涵養を図る。

##### 3. 予定

本演習の中で具体的に上げる判決や事件等については、演習の中で指示する。

#### < 教科書・内容 >

小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2011年）を基本教材として使用する。この他に、杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法判例50』（三省堂、2010年）、松井芳郎編集代表『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）、最近の『重要判例解説』（別冊ジュリスト）の「国際法」分野の関係部分などを必要に応じて使用する。また、編集代表奥脇直也・小寺彰『国際条約集2012年版』（有斐閣、2012年）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（50％）、中間試験（小テスト）（40％）及び平常点（10％）により評価する。

#### < その他 >

本演習の受講者は、前期開講の「国際法発展」を受講していることが望ましい。

|      |          |       |      |    |        |      |        |
|------|----------|-------|------|----|--------|------|--------|
| 科目群  | 展開・先端科目  |       |      |    |        |      |        |
| 授業科目 | 国際人権・刑事法 |       |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 坂本 一也  |
| 配当年次 |          | L 2、3 | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 |      | 隔週 2 回 |

### < 目 的 >

授業科目：国際人権・刑事法

授業の目的と概要：国際関係が緊密化してきたことによって、国際法が国家の対外的事項だけでなく、対内的事項についても規律するようになってきた。この傾向は、個人の権利義務に直接または間接に関わる国際人権法・刑事法といった分野において顕著にみられる。それゆえ、これらの分野における国際法の展開が国内法の制定・適用に対して大きな影響を与えるようになっている。

こうした状況を念頭に置き、本授業においては、国際人権・刑事法の基本概念およびその諸制度についての理解を通して、これらの分野における知識の習得とともに、国際的な視点から人権・刑事法に関わる問題を考える能力を培うことを目的とする。

### < 授業内容・方法 >

#### 1. 授業内容

本授業は、国際人権・刑事法の基礎となる国際法の知識について確認した上で、2部に分けて行うことにする。

第1部においては、国際人権法に関する諸文書を概観し、その履行について説明する。また、いくつかのテーマを取り上げ、日本における国際人権法の実施・適用について検討する。

第2部においては、近年著しい発展がみられる国際刑事法の概要を説明し、犯罪人引渡等の国際刑事司法協力、犯罪の国際化に対する国際法の展開について検討する。

#### 2. 教育方法

授業は適宜質疑応答や討論を交えつつ、講義の形式で行うこととする。なお、必要に応じて予習のための資料を提示する。また、授業内容の理解を確認するためにコメントシートの提出を求めることがある。

#### 3. 予定

(1) イントロダクション（国際人権・刑事法に関する国際法の基礎知識）

##### 第1部

- (1) 国際人権法の歴史的展開と課題
- (2) 国際人権保障の基準①（国際人権規約の一般規定について）
- (3) 国際人権保障の基準②（国際人権規約の具体的権利について）
- (4) 国際人権法の国際的履行
- (5) 国際人権法の国内的履行
- (6) 在留外国人と国際人権法
- (7) 難民認定と国際人権法
- (8) 刑事手続と国際人権法

##### 第2部

- (1) 国際刑事法の展開と課題
- (2) 国際刑事司法協力（犯罪人引渡制度）
- (3) テロ犯罪に対する国際法の展開
- (4) 国際犯罪に対する国際的制度①（国際犯罪と国際刑事裁判）
- (5) 国際犯罪に対する国際的制度②（国際刑事裁判の手続）

#### <教科書>

教科書については特に指定せず、授業の進捗状況に応じてレジュメ・資料を配布する。ただし、主要な条約が記載されている国際条約集を持参すること。

#### <参考書>

参考書として取りあえず以下のものを挙げておく。

山本草二『国際刑事法』(三省堂、1991年)

尾崎久仁子『国際人権・刑事法』(信山社、2004年)

葉師寺公夫・小畑郁・村上正直・坂元茂樹『法科大学院ケースブック国際人権法』(日本評論社、2006年)

東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』(明石書店、2007年)

阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』〔第三版〕(日本評論社、2009年)

#### <成績評価の方法>

成績は学期末の試験(80%)と授業における質疑応答・コメントシート(20%)を加味して評価する。

#### <その他>

本授業では、国際法の基本的な知識を前提とする内容を取り上げることに留意してもらいたい。

また、講義においては、問題意識をもって、質疑応答に積極的に関わるようにしてもらいたい。

|      |              |      |    |        |      |                 |
|------|--------------|------|----|--------|------|-----------------|
| 科目群  | 展開・先端科目      |      |    |        |      |                 |
| 授業科目 | トランスナショナル情報法 |      | 単位 | 2      | 担当教員 | 金谷 吉成<br>早川 眞一郎 |
| 配当年次 | L 2、3        | 開講学期 | 後期 | 週間授業回数 | 1 回  |                 |

#### <目 的>

この授業は、インターネットをはじめとする情報通信技術の進展により新たに生じてきた法的諸問題について基礎的な素養を習得することに加えて、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材として、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的とする。国際条約やアメリカ法、EU 法の動向及び、我が国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

#### <授業内容・方法>

授業の第 1 部では、情報法の基本問題についてテーマを定めて講義を行う。第 2 部では、国際的な情報法政策問題について考察を深める。学生は、あらかじめ指定された教材と基本判例（日本、アメリカ、EU 諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。

##### 第 1 部 情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 表現の自由とプライバシー、個人情報の保護
4. 名誉毀損、プロバイダの責任
5. 電子署名・認証制度と電子公証制度
6. 電子商取引（ネットワーク上の契約問題、電子決済、電子マネー、電子記録債権）
7. 情報ライセンス法（知的財産、ライセンス契約）
8. サイバー犯罪（わいせつ、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス規制）

##### 第 2 部 トランスナショナル情報法の課題

9. 国際的な民事事件の解決枠組
10. 国際的知的財産権紛争その 1（裁判管轄）
11. 国際的知的財産権紛争その 2（準拠法）
12. 国際的知的財産権紛争その 3（事例研究）
13. 国際的知的財産権をめぐる国際協調
14. 「属地主義」をめぐって
15. 裁判外の紛争解決

#### <教科書・教材>

高橋和之、松井茂記、鈴木秀美編『インターネットと法』（有斐閣、第 4 版、2010 年）  
堀部政男、長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、別冊ジュリスト 179 号、2005 年）  
その他、必要な文献・資料・Web サイト等については、講義の中で適宜紹介する。

#### <成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（100%）によって評価する。

|      |         |      |      |        |       |
|------|---------|------|------|--------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |      |      |        |       |
| 授業科目 | 実務国際私法  |      |      | 単位     | 2     |
|      |         |      |      | 担当教員   | 早川 吉尚 |
| 配当年次 | L 2、3   | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |       |

#### < 目 的 >

本授業は、国際的な私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

具体的な法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特殊性について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。

授業方法は、受講者の予習を前提として、質疑応答に基づく検討を行うという方法によるものとする。各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

0 イントロダクション：国際的な私法的法律関係の規律の全体像

1 単位法律関係

2 連結点

3 不統一法国

4 反 致

5 公 序

6 婚 姻

7 離 婚

8 実親子関係

9 養親子関係

10 親子間の法律関係

11 相続・遺言

12 自然人・法人

13 代 理

14 契 約

15 法定債権

16 債権譲渡等

17 物 権

#### < 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）

・ 神前＝早川＝元永『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）

その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。

#### < その他 >

受講者は、神前＝早川＝元永『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）の第1編、第2編をあらかじめ熟読し、疑問点等を整理しておくこと。

|      |         |       |      |      |        |      |       |
|------|---------|-------|------|------|--------|------|-------|
| 科目群  | 展開・先端科目 |       |      |      |        |      |       |
| 授業科目 | 実務国際私法  |       |      | 単位   | 2      | 担当教員 | 早川 吉尚 |
| 配当年次 |         | L 2、3 | 開講学期 | 集中講義 | 週間授業回数 |      |       |

#### < 目 的 >

本授業は、国際的な民商事紛争の解決手続に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

#### < 授業内容・方法 >

具体的な民商事紛争の解決手続に関し、それが国際的な紛争であるが故に発生する特殊性について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。

授業方法は、受講者の予習を前提として、質疑応答に基づく検討を行うという方法によるものとする。各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 0 イントロダクション：国際的な民商事紛争の解決手続の全体像
- 1 裁判権免除
- 2 国際裁判管轄ルールと特別の事情
- 3 財産関係事件の国際裁判管轄
- 4 家族関係事件の国際裁判管轄
- 5 当事者
- 6 送達・証拠調べ
- 7 外国判決の承認・執行
- 8 国際訴訟競合
- 9 保全処分
- 10 外国法の適用
- 11 国際商事仲裁

#### < 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）
- ・ 神前＝早川＝元永『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）

その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

#### < 成績評価の方法 >

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。

#### < その他 >

受講者は、神前＝早川＝元永『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2012年）の第1編、第3編をあらかじめ熟読し、疑問点等を整理しておくこと。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |      |    |        |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|----|--------|--------|
| 科目群                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 展開・先端科目   |      |    |        |        |
| 授業科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ジェンダーと法演習 |      |    | 単位     | 2      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |      |    | 担当教員   | 辻村 みよ子 |
| 配当年次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | L 2、3     | 開講学期 | 前期 | 週間授業回数 | 隔週 2 回 |
| <p>&lt; 目 的 &gt;</p> <p>男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけている。しかし実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多い。</p> <p>そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。</p> <p>&lt; 授業内容・方法 &gt;</p> <p>本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法</li> <li>2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約</li> <li>3 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション</li> <li>4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み</li> <li>5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準</li> <li>6 政治参画とジェンダー</li> <li>7 雇用とジェンダー</li> <li>8 社会保障とジェンダー</li> <li>9 家族とジェンダー</li> <li>10 リプロダクティブ・ライツ</li> <li>11 ドメスティック・ヴァイオレンス</li> <li>12 セクシュアル・ハラスメント</li> <li>13 セクシュアリティとポルノ・買売春</li> <li>14 司法におけるジェンダー・バイアス、まとめ</li> </ol> <p>&lt; 教科書・教材 &gt;</p> <p>辻村みよ子著『ジェンダーと法（第2版）』不磨書房（2010年）</p> <p>&lt; 参考書等 &gt;</p> <p>辻村みよ子『ポジティブ・アクションー「法による平等」の技法』岩波書店（2011年）</p> <p>辻村みよ子著『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年）</p> <p>浅倉むつ子・角田由紀子編『比較判例ジェンダー法』不磨書房（2008年）</p> <p>第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部 司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス（第2版）』明石書店ほか（適宜紹介する）。</p> <p>&lt; 成績評価の方法 &gt;</p> <p>期末試験（レポート）（60％）及び平常点（報告・討論参加状況）（40％）により評価する。</p> <p>&lt; その他 &gt;</p> <p>公共政策大学院との併設とする。</p> |           |      |    |        |        |

平成24年度 「リサーチペーパー」担当教員一覧

| 担当教員      | 専攻分野                             | 受け入れ条件等                                                                                                                                     |
|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 稲 葉 教 授   | 行政法                              | 行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。実務公法（行政法）の成績がA以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。                                                              |
| 樺 島 教 授   | 法理学（とくに法律学方法論、現代型訴訟）             | 法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。                                                                                                                    |
| 久 保 野 教 授 | 民法                               | 将来、民法の研究に従事したいと考える者1名を受け入れる。受講希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。それに基づいて、面接を行ったうえで、受け入れの可否を決する。                                                      |
| 坂 田 教 授   | 民事訴訟法(判決手続)                      | 若干名。民事訴訟法学につき明確な問題意識をもち、将来、研究者として民事訴訟法を専攻したいと考えている者の中から、面談及びレポートの結果に基づき選抜する。                                                                |
| 佐々木教授     | 憲法                               | 憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。                                                                                                                       |
| 佐藤(隆)教授   | 刑事訴訟法                            | 刑事訴訟法の理論的研究を行うことに関心のある者を受け入れる。現時点において研究者志望が実務家志望かは問わない。なお、選抜を行う場合がある。                                                                       |
| 澁 谷 教 授   | 租税法                              | 研究者志望・実務家志望を問わないが、租税法の分野で高度の研究活動を行う意思と資質を備えた学生に限る。                                                                                          |
| 辻 村 教 授   | 憲法・比較憲法・ジェンダー法学                  | 3名以内。将来、研究者として左記の分野の研究に従事することを真摯に希求する者で、法科大学院での成績が優秀であること。応募多数のときはレポートを課して選抜する。                                                             |
| 中 原 教 授   | 行政法                              | 行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。実務公法（行政法）の成績がA以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。                                                              |
| 水 野 教 授   | 家族法                              | 1名のみとし、すでに明確な問題意識を持ち、研究者として家族法を専攻することを将来の視野に入れている者を求める。問題意識をA4版2枚以上にまとめて事前に提出すること。                                                          |
| 吉 原 教 授   | 商法（特に会社法）                        | 将来商法の研究者になろうとする強い意思と明確な問題意識をもった者を1名に限り受け入れる。L2実務民事法（およびL1商法）において75点以上の成績を得たことを履修の条件とする（履修希望者は事前に相談すること）。                                    |
| 渡 辺 教 授   | 民法（財産法）                          | 民法の研究者となることを志す者を1名受け入れる。希望者は、現段階における自己の研究関心をA4版2枚のレポートに要約して提出すること。このレポートに基づき面接を実施し、受入れの可否を決定する。                                             |
| 蘆 立 准 教 授 | 知的財産法                            | 将来、知的財産法の研究者となることを希望する者を受け入れる。面談を行ったうえで履修の可否を決定する。                                                                                          |
| 阿 部 准 教 授 | 民法                               | 民法研究に関心を有する者を、1名を限度として受け入れる。希望者は、具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する日本民法学の現状について疑問または不満に思うところをまとめたレポートを提出すること。このレポートの評価に成績を加味し、さらに面接を行った上で受入れの可否を決定する。    |
| 飯 島 准 教 授 | 行政法                              | 行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。実務公法（行政法）の成績がA以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。                                                              |
| 内 海 准 教 授 | 民事訴訟法                            | 民事訴訟法（判決手続）には限らない）に関する理論的研究に関心があり、近い将来、民事訴訟法研究者として活躍しう適性を有する者に限り、1名を受け入れる。受け入れの可否は、民事訴訟法に関連するレポート（A4で5枚以内）、面談及び法科大学院の成績によって判断する。            |
| 河 崎 准 教 授 | 倒産法                              | 1名のみとし、社会的・学問的な問題意識があり、将来研究者として倒産処法の理論的研究に従事したいと考えている者を求める。希望者は事前に簡単な研究計画書を提出するものとし、これに基づいて面接を実施したうえで、履修の可否を決定する。                           |
| 清 水 准 教 授 | 取引法                              | リサーチペーパー執筆ないし将来の進路について明確な目的を持ち、かつ取引法に関し十分な研究能力を有すると認められる者を、1名程度受け入れる。希望者は研究計画書を提出すること。その上で面談を行って受入の可否を判断する。                                 |
| 白 井 准 教 授 | 商法（特に会社法）                        | 将来商法の研究に従事したいと考える者1名を受け入れる。希望者は、履修を希望する理由、研究テーマについて現時点で抱えている問題意識を簡潔に記載したレポート（2000字程度）、商法学に関して購読した文献リストを提出すること。提出書類に基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決する。 |
| 滝 澤 准 教 授 | 経済法（主に独占禁止法）                     | 受入人数：若干名。将来経済法の研究者になることを視野に入れ、十分その資質を備えた者を対象とする。履修希望者は事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心（1500～2000字程度）を提出すること。これに基づいて面接を行った上で、履修の可否を決める。                   |
| 髙 准 教 授   | 社会保障法                            | 2名を限度とし、社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。3名以上の学生から希望があった場合には、研究テーマについてのレポートを課し、それに基づいて選抜する。                 |
| 中 林 准 教 授 | 憲法（特に人権）                         | 将来憲法の研究者となる希望とそれに相応しい能力を有している学生のみを受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについてレポートを提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、最大1名を受け入れる。                                     |
| 中 原 准 教 授 | 専攻分野：民法                          | 民法研究者（大学教員）を志し、フランス法ないしドイツ法を研究する意欲のある者1名を受け入れる。成績・レポート・面談結果等により、受け入れの可否を決定する。                                                               |
| 森 田 准 教 授 | 民事法(民法・会社法・商法その他、証拠法や金融法も含む)実証分析 | 将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論(howの部分)よりも理論(whyの部分)に関心を持っている者。人数制限は特はない。                                                               |
| 米 村 准 教 授 | 民法(特に損害賠償法・医事法)                  | 民法を専門とする法学研究者を志す者若干名を受け入れる。希望者は、法学研究者を志望する理由・動機、当該専攻分野を志望する理由・動機、具体的な研究対象テーマ、をあわせてA4用紙3枚程度にまとめ、提出すること。審査内容により受け入れ許可者が出ない場合もあり得る。            |

法 科 大 学 院  
授 業 日 程 等

# 平成24（2012）年度授業日程

（法科大学院）

| 授業等の区分                   | 授業等の日程                                                |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| オリエンテーション                | 4月4日(水)                                               |
| 個別履修指導                   | 4月5日(木)                                               |
| 前期授業                     | 4月9日(月)～7月23日(月)<br>6月22日(金)は本学創立記念日に伴う休講             |
| 前期補講期間<br>(金曜日授業の補講日とする) | 7月24日(火)～7月25日(水)                                     |
| 試験準備期間                   | 7月26日(木)～7月27日(金)                                     |
| 前期試験期間                   | 7月30日(月)～8月3日(金)                                      |
| 夏季休業                     | 8月13日(月)～8月17日(金)                                     |
| 夏季授業                     | 8月6日(月)～8月10日(金)<br>8月20日(月)～9月28日(金)                 |
| 後期授業                     | 10月1日(月)～12月21日(金)<br>11月9日(金)8,4,5,6限は法科大学院入試設営に伴う休講 |
| 冬季休業                     | 12月25日(火)～1月4日(金)                                     |
| 後期授業                     | 1月7日(月)～1月28日(月)                                      |
| 試験準備期間                   | 1月29日(火)～1月30日(水)                                     |
| 後期試験期間                   | 1月31日(木)～2月6日(水)                                      |

※ 4月 5日(木)：東北大学入学式  
3月27日(水)：東北大学学位記授与式

## 授 業 時 間

|      |             |
|------|-------------|
| 第1講時 | 8：50～10：20  |
| 第2講時 | 10：30～12：00 |
| 第3講時 | 13：00～14：30 |
| 第4講時 | 14：40～16：10 |
| 第5講時 | 16：20～17：50 |
| 第6講時 | 18：00～19：30 |